

すまいと
おみせの
積立保険

リブロック

REBLOCK

すまいと
おみせの
積立保険

スーパー・リブロック

SUPER REBLOCK

2010年1月改定



安心ガイド

(ご契約のしおり)

普通保険約款・特約

この度は弊社のすまいとおみせの積立保険「リブロック／スーパー・リブロック」をご用命いただき、ありがとうございます。

この「安心ガイド」では、円滑で迅速な保険金お支払いのために、
ご契約内容およびご注意事項をわかりやすくご案内しておりますので、
ご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

日本興亜損害保険株式会社

すまいとおみせの積立保険 リブロック／スーパーリブロック 安心ガイド

このたびは弊社のすまいとおみせの積立保険「リブロック／スーパーリブロック」をご用命いただきましてありがとうございます。

すまいとおみせの積立保険「リブロック／スーパーリブロック」は、長期にわたり建物およびその収容動産に生じたさまざまな事故による損害を補償するとともに、満期時にはご契約プランに応じた満期返れい金をお支払いする積立型の火災保険です。

また、保険の対象が全損となり、実際の損害額がご契約金額を超えてしまった場合には、本商品はご契約金額の2倍を限度に実際の損害額を補償しますので、万一の全損時にも大きな補償をご提供します。

リブロック

(保険証券の保険の種類欄に「リブロック」と記載しています。)

火災、落雷、破裂・爆発による損害はもちろんのこと、風災・雹災・雪災、建物外部からの物体の衝突、盗難、水災、破損などの不測かつ突発的な事故によるさまざまな損害を補償します。

スーパーリブロック

(保険証券の保険の種類欄に「スーパーリブロック」と記載しています。)

貯蓄機能を重視した保険料一時払専用タイプです。

火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、建物外部からの物体の衝突、盗難、水災などによる損害を補償します。

この「安心ガイド」では、「リブロック」「スーパーリブロック」の特徴をご紹介するとともに、普通保険約款・特約を記載しておりますので、ご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

補償内容早わかり	P. 3
日本興亜ふれあいサークルのご案内	P. 7
必ずお読みください	P. 9
補償内容のあらまし	P. 31
普通保険約款・特約	P. 55
危険品級別表	P. 170

保険用語の解説

この冊子で使用している用語の一部は、普通保険約款・特約上の名称を平易な表現に置き換えて記載しています。その場合、【】内の用語が普通保険約款・特約上の正式名称になります。

用語	解説
ご契約者 【保険契約者】	弊社に対し保険契約の申込みをされた方で、保険契約上のさまざまな権利・義務をもたれる方をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
保険の対象	保険をつける対象をいいます。
ご契約期間 【保険期間】	ご契約いただいた保険で補償の対象となる契約期間をいいます。
満期日	ご契約期間の末日をいいます。
保険年度	ご契約期間の初日から起算して、満1カ年を第1保険年度といい、以後順次第2保険年度、第3保険年度、…となります。
保険料	ご契約いただいた保険の内容に応じて、ご契約者にお払い込みいただく金銭をいいます。
初回保険料	第1回目の分割保険料をいいます。なお、保険料の払込方法を一時払でご契約いただいた場合は、保険料の総額をいいます。
払込期日	保険料の払込方法を一時払以外でご契約いただいた場合の保険料のお払込期日をいいます。
満期返れい金	ご契約が満期まで有効に存続し、保険料全額の払込みが完了しているときに弊社がご契約者にお支払いする金銭をいいます。その金額はご契約時に定められています。
保険金	事故が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
ご契約金額 【保険金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、弊社があ支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。
自己負担額 【免責金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者もしくは被保険者に自己負担いただく額をいいます。
失効	保険契約の効力を失うことをいいます。
解約（解除）	ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
解約日	ご契約期間の中途でご契約を解約された日をいいます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険の基本的な内容を定めたものをいいます。
特約	普通保険約款の補充または変更内容を定めたものをいいます。
保険証券	ご契約いただいた内容を証明するために、弊社が作成しご契約者に交付する書面をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。 <small>じゅうき</small>
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券（定期券を含みます。）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額（修理可能な場合は再築・再取得費用と修理代金のいずれか低い額）をいいます。
時価 【時価額】	損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の価額をいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。 <small>こうとう</small>

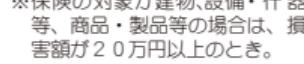
補償内容早わかり

リブロックの補償内容

(詳しい補償内容は該当のページをご覧ください。)

〇次の事故により保険の対象に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- a. 火災、落雷、破裂・ b. 風災、雹災、雪災 c. 建物外部からの物体の衝突
爆発^(P. 31) ^{ひょうさい}
^(P. 31)



- d. 給排水設備の事故などによる水漏れ(3)



- e. 騒擾などに伴う暴力
破壊行為(☞3.1)



- f. 盗難<P. 31>
※保険の対象が建物、家財、設
備・什器等の場合



- g. 通貨等、預貯金証書
車券等の盜難 P. 31



- h. 水災<P. 31>
※床上浸水もしくは地盤面より
45cmを超える浸水を被った
場合など



- ### i. 破損などa～h以外の事故<P. 31>



- j. 電化製品の電気的・機械的事故<P. 35> k. 日本国内における持ち出し家財の上記a~fの事故<P. 35>

※保険の対象が家財の場合



- ## ④ 日本国内における持ち出 の上記a~fの事故（P. 35）

※保険の対象が家財の場合



○上記のほか次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。

- ・臨時費用保険金 <P. 37>
 - ・残存物取片づけ費用保険金 <P. 37>
 - ・失火見舞費用保険金 <P. 37>
 - ・地震火災費用保険金 <P. 37>
 - ・修理付帯費用保険金 <P. 37>
 - ・水管修理費用保険金 <P. 37>
 - ・ドアロック交換費用保険金 <P. 37>
 - ・特別費用保険金（保険の対象が建物、家財、設備・什器等の場合） <P. 39>
 - ・損害防止費用 <P. 39>

※ご契約条件によっては、上記以外の補償が追加されたり、上記の補償が削除されることがあります。

スーパー・リブロックの補償内容

(詳しい補償内容は該当のページをご覧ください。)

○次の事故により保険の対象に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

- a. 火災、落雷、破裂・爆発 P. 3 1> b. 風災、雹災、雪災 P. 3 1> c. 建物外部からの物体の衝突 P. 3 1>

※保険の対象が建物、設備・什器等、商品・製品等の場合は、損害額が20万円以上のとき。



- d. 給排水設備の事故などによる水濡れ P. 3 1>

- e. 騒擾などに伴う暴力・破壊行為 P. 3 1>

- f. 盗難 P. 3 1>



- g. 通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難 P. 3 1>

- h. 水災 P. 3 1>

※床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合など

※保険の対象が家財、設備・什器等の場合



- i. 日本国内における持ち出し家財の上記a~fの事故 P. 3 5>

※保険の対象が家財の場合



○上記のほか次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。

- ・臨時費用保険金 P. 3 7>
- ・残存物取片づけ費用保険金 P. 3 7>
- ・失火見舞費用保険金 P. 3 7>
- ・地震火災費用保険金 P. 3 7>
- ・修理付帯費用保険金 P. 3 7>
- ・水道管修理費用保険金 P. 3 7>
- ・ドアロック交換費用保険金 P. 3 7>
- ・特別費用保険金 (保険の対象が建物、家財、設備・什器等の場合) P. 3 9>
- ・損害防止費用 P. 3 9>

※ご契約条件によっては、上記以外の補償が追加されたり、上記の補償が削除されることがあります。

補償内容早わかり

地震の補償（地震保険をセットされた場合）

（詳しい補償内容はP. 4 1をご覧ください。）

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波による火災・損壊・埋没・流失を補償します。



オプション（特約をセットされた場合）

（詳しい補償内容は該当のページをご覧ください。）

持ち出し家財の破損損害等補償特約（P. 4 9）

旅行などで一時的に持ち出した家財について、次の事故による損害を補償します。

- 日本国内で生じたP. 3 a～f以外の不測かつ突発的な事故
- 日本国外で生じた不測かつ突発的な事故



うっかりカメラを落としてこわした

建物権災時の仮すまい費用補償特約（P. 5 1）

火災などにより家に住めなくなった場合に生じる仮すまいの費用を補償します。

地震災害による仮すまい費用補償特約（P. 5 1）

地震・噴火またはこれらによる津波により家に住めなくなった場合に生じる仮すまいの費用を補償します。

個人賠償責任補償特約（P. 5 3）

国内・国外を問わず、日常生活におけるさまざまな賠償責任を補償します。（示談交渉サービス付*）

*個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、弊社が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。（示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（個人賠償責任補償特約の補償を受けられる方）および被害者の方の同意が必要となります。）

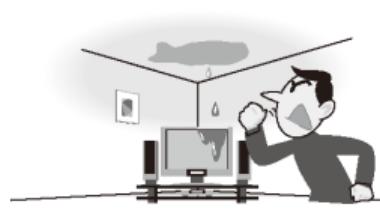
*この特約により補償される事故について同様に補償される別のご契約^{*1}がある場合、この特約をセットされると、補償の重複が生じる可能性があります。他のご契約の補償内容・ご契約金額^{*2}につきまして、あらかじめ十分にご確認いただきますようお願いします。

* 1 別のご契約には、「日常生活賠償責任補償特約」や「個人賠償責任補償特約」などがセットされた自動車保険、火災保険、傷害保険や個人賠償責任保険などがあります。

* 2 ご契約金額が「無制限」となっているものがないか、特にご注意ください。



デパートで商品をこわしてしまった



水漏れを起こし、階下の家に損害を与えた

借家人賠償責任総合補償特約 (P. 5 3)

大家さんへの賠償責任および入居者の方が
賃貸借契約上負担すべき修理費用を補償し
ます。



借家でボヤを出し、大家に損害を与えた

日本興亜ふれあいサークルのご案内

『日本興亜ふれあいサークル』とは、弊社の(スーパー)リブロックの電話相談サービスです。

サービス内容

①水まわり・鍵開け緊急サービス (24時間×365日)

日常生活の中で起こる次のトラブルに、専門業者を手配し対処します。(作業費用・出張費用などの実費はお客様のご負担となります。)

- ・家の鍵の開錠、鍵の作成
- ・錠前、シリンダーの取替え、取付け
- ・金庫、車の開錠
- ・トイレのつまり、あふれ
- ・配水管、下水のつまり
- ・台所、お風呂のつまり
- ・水まわりのパッキン交換
- ・トイレの水が止まらない
- ・水漏れ修理、水道工事全般



③健康・医療相談サービス (24時間×365日)*

《健康相談》

日常生活での「気になる身体の不調」や
「健康維持・増進」に関する一般的なご
相談に対して電話でお応えします。



《医療相談》

病気に関する詳細説明や最新の治療法に関するアドバイス、
検査データの説明などを医師やカウンセラーが電話で適切に
行います。

《メンタルヘルスの相談》*

ストレスや不安を引き起こす原因・対処方法などについて、
臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が電話で適切にアドバ
イスをします。

*メンタルヘルスの相談のサービスの受付時間については、
平日の9:30~19:00、土曜日の11:00~18:00（日曜
日・祝日、12/29~1/4は除きます。）となります。

《医療機関情報などの提供》

深夜・休日にも開業している医療機関やご自宅・会社の近く
の医療機関などに関する情報を電話でご提供いたします。

ご利用方法

下記電話番号にご連絡いただき、お客様のお名前、ご契約いただいて

①水まわり・鍵開け緊急サービス

0120-301-398

【ご注意】電話番号のおかけまちがいにご注意ください。

・ご契約内容に関するお問合せや、ご契約の変更手続きその他ご不明な点につきまし
・「事故が発生した場合のご連絡先」、「弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口」につ
※上記のサービスは、2013年9月現在のものです。一部のサービスについては、地域
ご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

※上記サービスのうち、「①水まわり・鍵開け緊急サービス」「②年金・税務・法律相談
相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの運営実施

ご契約者およびそのご家族ならどなたでもご利用いただける無料

②年金・税務・法律相談サービス (原則予約制)

《年金相談》

厚生年金・国民年金などに関するご相談に対して、専門家が電話でお応えします。



《税務相談》

日常生活に関する税務全般に対して、専門家が電話でお応えします。

《法律相談》

日常生活で生じた法律問題に対して、専門家が電話でお応えします。

受付時間	平日の10:00～17:00 (土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)
------	--

※正式に委託される場合の費用はお客様のご負担となります。

④介護関連相談サービス (24時間×365日)

《電話での介護相談》

介護に関するご相談に電話でお応えします。



《介護サービスのお取次ぎ》

実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをしています。

いる保険の名称および保険証券番号をお伝えいただくだけで結構です。

②年金・税務・法律相談サービス

③健康・医療相談サービス ④介護関連相談サービス

0120-485-640

ては、保険証券記載の取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

きましては、最終ページの窓口一覧をご覧ください。

によってご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合、または

サービスは株式会社プライムアシスタンスに、「③健康・医療相談サービス」「④介護関連を委託しています。

必ずお読みください

ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険の対象について

(1) 保険の対象となるもの

- 住居専用の建物（専用住宅）、店舗または事務所などと住居を併用している建物（併用住宅）および店舗・事務所などに使用されている建物
- 上記の建物に収容される動産（家財、設備・什器等および商品・製品等）

建物のみのご契約では、収容動産の損害は補償されません。建物とは別に収容動産のご契約金額をお決めになり、漏れのないようご契約ください。

(2) 保険の対象とならないもの

- 自動車、船舶および航空機ならびにこれらの付属品
- 通貨等*、有価証券、預貯金証書*、印紙、切手、乗車券等*その他これらに類する物
- 動物、植物などの生物
- 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、雛型^{ひながた}、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類
- その他保険証券記載の物

*保険証券記載の建物内における盗難については、保険の対象となることがあります。詳しくはP. 3 1⑨をご覧ください。

2. 「地震保険」なしでは地震による損害は補償されません。

- ・次の損害につきまして保険金をお支払いするためには「地震保険」が必要となりますのでご了承ください。
 - ①地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害
 - ②地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害
 - ③発生原因を問わず地震等により延焼・拡大した損害
- ※地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、または家財をご契約の場合に家財が全焼となった場合に限り、地震火災費用保険金をお支払いします。詳しくはP. 3 7～P. 3 8「地震火災費用保険金」をご覧ください。
- ・地震保険をご契約いただかない場合は、契約申込書の「地震保険について」にご署名（フルネーム）またはご捺印をお願いいたします。

3. ご契約金額の決め方について

(1) 保険の対象の価額（保険価額）を評価します。

保険価額および損害額は、保険の対象により再調達価額または時価のいずれかが基準となります。

保険の対象	保険価額および損害額の基準となる価額
貴金属等以外の物	再調達価額
貴金属等	時価*

* 1個、1組または1対ごとの価額または損害額が30万円を超える貴金属等は、その保険価額または損害額を30万円とみなします。(後記4.をご覧ください。)

(2)ご契約金額は保険価額の60%以上でお決めください。

「リブロック／スーパーリブロック」では、次の算式にしたがって損害保険金の額を算出しますので、ご契約金額が保険価額の60%未満の場合には、お支払いする損害保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。(付保割合条件付実損払特約をセットされない場合)

$$\text{損害保険金の額} = \frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額} \times 60\%}$$

なお、お支払いする保険金の額は、ご契約金額または損害額のいずれか低い額(保険の対象が全損となり、損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍の額または損害額のいずれか低い額)が限度となります。

(例1) 保険価額2,500万円の建物に対しご契約金額900万円としてご契約いただいた場合で、半焼(損害額1,250万円)したとき
⇒ お支払いする損害保険金

$$= 1,250\text{万円} \times \frac{900\text{万円}}{2,500\text{万円} \times 60\%} = 750\text{万円}$$

また、保険価額を超えてご契約いただいても、保険金のお支払いは保険価額を限度としますので、その超過部分はむだになります。

(例2) 保険価額2,500万円の建物に対しご契約金額3,000万円としてご契約いただいた場合で、全焼(損害額2,500万円)したとき
⇒ お支払いする損害保険金=2,500万円

(3)ご契約金額を保険価額に合わせることにより保険料を割り引く引受条件(a)や、保険料は割増となります。ご契約金額が保険価額の60%未満であっても実際の損害額を補償する引受条件(b)もございます。これらの引受条件を希望される場合はお申し出ください。

※上記(a)の引受条件は、事故時においてご契約金額が保険価額の80%未満となった場合には、お支払いする保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。上記(b)の引受条件は、事故時においてご契約金額が保険価額の30%未満となつた場合には、お支払いする保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。

※お支払いする保険金の額は、ご契約金額または損害額のいずれか低い額(保険の対象が全損となり、損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍の額または損害額のいずれか低い額)が限度となります。

ご契約時にご注意いただきたいこと

4. 貴金属等の取扱いについて

保険の対象が貴金属等である場合において、1個、1組または1対ごとの価額または損害額が30万円を超えるときは、その保険価額または損害額は30万円とみなします。

1個、1組または1対ごとの価額が30万円を超える貴金属等について、30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。(明記物件補償特約をセットしてのお引受けとなります。ただし、明記物件のご契約金額は100万円を限度とします。)

5. ご契約時には、次の事項（告知事項）につきまして、事実を正確にお申し出ください。【告知義務】

ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項につきまして事実を正確に申し出ていただく義務があります。契約申込書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできることや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項	ご説明
保険の対象の所在地	保険の対象とする建物（または保険の対象とする家財などを収容する建物）が所在する場所をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方（保険の対象とする建物または家財などの所有者）をいいます。
建物の種類	コンクリート造、鉄骨造、木造などの建物の種類（構造）をいいます。
建物の用法	建物の用途をいいます。なお、この保険契約では専用住宅 ^{*1} 、共同住宅 ^{*2} 、併用住宅 ^{*3} 、事務所などとなります。
職業・作業	建物で行われている業務 ^{*4} をいいます。
延面積 (専有面積・占有面積)	建物の床面積をいいます。なお、建物の一部を所有（借用）している場合はその所有（借用）する部分の床面積をいいます。
他の保険契約等	同一の保険の対象について締結された他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約または共済契約がある場合は、その会社名、保険種類などの契約内容を告知いただきます。

* 1 住居のみに使用されている建物をいい、共同住宅を除きます。

* 2 1世帯の生活単位となる戸室が2以上あり、各戸室ごとにまたは建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいい、マンションやアパートなどが該当します。（各戸室のすべてが住居のみに使用されているものに限ります。）

* 3 住居部分と住居以外に使用する部分が併存している建物をいい、住居兼小売店などが該当します。

* 4 危険品を取り扱っている倉庫の場合、その危険品の種類についても告知いただきます。なお、危険品の種類については、P. 170 の危険品級別表をご覧ください。

※告知事項につきましては、契約申込書において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

6. 保険料はご契約と同時にお払い込みください

保険料（一時払以外の払込方法の場合は第1回保険料）はご契約と同時にお払い込みください。ご契約期間の初日以降でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いできません。（保険料をお払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を交付することといたしますので、お確かめください。）

なお、団体扱・集団扱でご契約の場合または「初回保険料の口座振替に関する特約」もしくは「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」が適用される場合は、あらかじめお約束する方法でのお払込みとなります。

7. 「リブロック／スーパーリブロック」の保険料について

(1) 「リブロック／スーパーリブロック」の保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造（柱の材質）または耐火性能などによって異なります。

※ 1. 法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建物に該当する場合にはお申し出ください。

※ 2. 他社の火災保険契約からお切替えの場合にはお申し出ください。

(2) 「リブロック／スーパーリブロック」の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがいまして、ご契約期間の初日以降に、「リブロック／スーパーリブロック」について料率改定および割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

※地震保険を自動的に継続する方式で「リブロック／スーパーリブロック」のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、地震保険について料率改定などを行ったときは、自動継続時に地震保険の保険料を変更いたします。

8. 契約者配当金のお支払いについて

積立部分の保険料を弊社が運用した結果、予定利回りを超えた場合には、満期返れい金とあわせて契約者配当金をお支払いいたします。

※ 1. 積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えた場合は、契約者配当金はお支払いいたしません。

※ 2. ご契約期間の中途においてご契約が終了、失効または解除され、ご契約期間が満了しなかった場合には、契約者配当金はお支払いいたしません。

9. 法人のご契約者様へ

法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約いただく場合には、税務上、借入金と保険料とがひも付きの見合い関係にあるとされ、借入れに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について、税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。

地震保険について

1. 地震保険の保険の対象について

(1) 保険の対象となる物

- ・住居に使用されている建物（居住用の建物）
- ・居住用の建物に収容されている家財（生活用の動産）

(2) 保険の対象とならない物

- ・店舗や事務所のみに使用されている建物、設備・什器等や商品・製品等の動産
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。）
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

2. 地震保険のご契約金額について

建物、家財ごとにセットでご契約いただく「リブロック／スーパーリブロック」のご契約金額の30%から50%までの範囲でお決めください。ただし、保険の対象ごとに次の額が限度となります。（地震保険を2契約以上契約されている場合は、ご契約金額を合算して次の限度額を適用します。）

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建 物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5, 000万円*
家 財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1, 000万円

* 2世帯以上が居住するアパートなどの場合は、世帯（戸室）数に5, 000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンションなどの区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

3. セットでご契約いただく「リブロック／スーパーリブロック」との関係

- (1) 地震保険は、「リブロック／スーパーリブロック」にセットしてご契約いただかなければその効力を生じません。
- (2) セットでご契約いただく「リブロック／スーパーリブロック」がご契約期間の中途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。
- (3) 地震保険は1年間ずつ自動的に継続する方式により、「リブロック／スーパーリブロック」のご契約期間と合わせてご契約いただきます。なお、保険料の払込方法が一時払のご契約については、最長5年までの長期契約を組み合わせて「リブロック／スーパーリブロック」のご契約期間と合わせてご契約いただくこともできます。

※地震保険を自動的に継続する方式でご契約いただいた場合のご注意

- ・地震保険のご契約期間が満了する日の属する月の前月10日までに継続されない旨のお申し出がない限り、「リブロック／スーパーリブロック」のご契約期間が満了するまで自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、継続ご契約期間の初日（口座振替の場合は所定の振替日）までにお払い込みください。お払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできないことがあります。
- ・料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変更いたします。

4. 地震保険の保険料について

- ・地震保険の保険料は、建物の種類または耐火性能および保険の対象の所在地などによって決まります。このため建物の種類または耐火性能や保険の対象の所在地に誤りがないかご確認ください。

（建物の種類または耐火性能）

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*と口構造*の2つに区分されています。

* セットでご契約いただく「リブロック／スーパーリブロック」の構造級別により区分されます。

イ構造→「リブロック／スーパーリブロック」の構造級別がM・T構造または1・2級の場合

口構造→「リブロック／スーパーリブロック」の構造級別がH構造または3級の場合

（保険の対象の所在地）

都道府県別に区分されています。

地震保険について

5. 地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当される場合は、所定の確認書類をご提出いただきますと地震保険料に所定の割引が適用されます（地震保険のご契約期間の初日により適用できる割引が異なります。）。なお、ご契約期間の中途において所定の確認書類のご提出があった場合は、確認書類のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

(1)免震建築物割引(2007年10月1日以降、ご契約期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（2001年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）および②「技術的審査適合証」など免震建築物であることが確認できる書類（写）^{*1}

* 1 長期優良住宅に関する認定書類については、2011年7月1日以降、ご契約期間が開始するご契約から割引の確認書類となります。

割引率	30%
-----	-----

(2)耐震等級割引(2001年10月1日以降、ご契約期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下、「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）
- ・評価指針に基づく耐震性能評価書（写）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）および②「技術的審査適合証」など耐震等級を確認できる書類（写）^{*2*3}

* 2 長期優良住宅に関する認定書類については、2011年7月1日以降、ご契約期間が開始するご契約から割引の確認書類となります。

* 3 「認定通知書」など上記①のみご提出いただいた場合には、耐震等級割引（20%）が適用されます。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

(3)耐震診断割引（2007年10月1日以降、ご契約期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（2006年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写）
- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書）

割引率	10%
-----	-----

(4)建築年割引（2001年10月1日以降、ご契約期間が開始するご契約に適用）

対象建物が、1981年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。（いずれの書類も記載された建築年月により1981年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^{*4}が発行^{*5}する書類（写）
 - ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）
- * 4 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
- * 5 建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

※上記（1）または（2）の割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書（写）をご提出いただくことができます。

※対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月）が確認できる保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）または変更確認書（写）をご提出いただくことができます。

※上記にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限ります。）の地震保険のご契約期間の終期または解約日をご契約期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記（1）～（4）のただし書の資料の提出を省略することができます。

※上記（1）～（4）の割引は重複して適用できません。

地震保険について

6. 地震保険の中途付帯について

「リブロック／スーパーリブロック」のご契約時に地震保険をご契約いただかなかった場合でも、「リブロック／スーパーリブロック」のご契約期間の中途から地震保険をご契約いただくことができます（下記7.の場合を除きます。）ので、希望される場合には、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

7. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときには、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）につきまして、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)



都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神 奈 川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 〈町村〉 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韋崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 〈町村〉 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〈町村〉 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 〈町村〉 愛知郡=東郷；海部郡=大治、蟹江、飛島；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〈町村〉 桑名郡=木曽岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、2012年3月30日付け告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 保険証券について

保険証券は満期返れい金のお支払いの際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。ご契約後1か月以上経過しても保険証券が届かない場合または万一焼失・紛失された場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

※保険料（一時払以外の場合は第1回保険料）のお払込みについて、満期となるご契約の満期返れい金を充当される場合、保険証券はその満期となるご契約の満期日まで交付いたしません。このため、ご契約手続きから1か月以上経過しても保険証券をお届けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

2. 第2回目以降の保険料のお払込みについて

(1) 第2回目以降の保険料は保険証券記載の払込期日までにお払い込みください。

なお、保険料が所定の払込猶予期間内にお払い込みいただけない場合は、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がないがぎり、所定の範囲内でお払い込みいただけなかつた保険料に相当する額を自動的にご契約者に貸し付け、保険料に充当いたします。これを保険料の自動振替貸付といいます。

利息は年6%以内の弊社所定の利率で計算し、保険金・満期返れい金などのお支払いの際にこの貸付金がある場合は、その元利合計を差し引いてお支払いいたします。

(2) 月払契約の場合、最終回とその直前回の保険料のお払込み（口座振替の場合は口座引き落とし）は、満期返れい金からの差引きによるお払込みに替えさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 団体扱・集団扱月払契約の場合、最終2回～4回分（団体・集団ごとに約定された回数）の保険料のお払込みは、満期返れい金からの差引きによるお払込みにかえさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

3. ご契約後に、次の事項（通知事項）について、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。遅滞なくご連絡いただけない場合やご契約内容の変更に伴い追加保険料が必要となる場合に追加保険料をお払い込みいただけないときは、事故の際に保険金をお支払いできることや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

通知事項	通知事項に変更が生じた場合の例
保険の対象の所在地	建物の買替えに伴い建物の所在地が変更となる場合や引越しに伴い保険の対象である家財などを別の場所に移転する場合 など
被保険者	婚姻に伴い本人所有の建物を夫婦共有の建物に変更する場合 など
建物の種類	建物の改築に伴い建物の種類（構造）を変更する場合 など
建物の用法	事務所として使用されている建物を店舗として使用する場合 など
職業・作業	住居兼料理飲食店を住居兼事務所に変更する場合 など
延面積 (専有面積・占有面積)	建物の増築を行い床面積が増加する場合や建物の一部取りこわしを行い床面積が減少となる場合 など

※通知事項につきましては、保険証券において☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

4. 建物を譲渡・売却される場合や契約条件を変更される場合は、あらかじめお申し出ください

前記3. にかかわらず、建物を譲渡・売却される場合において、ご契約者がこの保険契約に関する権利および義務を建物の譲受人に移転させたいときは、建物の譲渡の前にあらかじめ書面によりその旨を取扱代理店または弊社までお申し出ください。お申し出がない場合は譲渡の事実が発生した時にこの保険契約は効力を失います。

ご契約期間の途中で通知事項以外の契約条件を変更される場合（特約を追加する場合など）は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、契約条件の変更手続きの前（契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお払い込みいただく前）に発生した事故については、変更前の契約条件が適用されますのでご注意ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

5. この保険契約においてお引受けができる保険の対象の範囲 (引受範囲) から外れる場合

前記3.にかかわらず、ご契約後に通知事項に変更が生じた場合において、保険の対象が次の「この保険契約でお引受けができる保険の対象の範囲(引受範囲)」から外れる場合は、引き続きご契約を継続することはできません(セットしてご契約いただいた地震保険や特約も同様です。)。なお、この場合でも他の商品でお引受けができるときがありますので、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

引受範囲から外れた場合、通知事項に変更が生じた時以降に発生した事故につきましては、保険金をお支払いできません。また、ご契約につきましても解除させていただくことがあります。なお、詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

この保険契約でお引受けができる保険の対象の範囲(引受範囲)	この保険契約でお引受けができないくなる場合の例
専用住宅 ^{*1} 、共同住宅 ^{*2} 、併用住宅 ^{*3} 、事務所など次の①から③までのいずれにも該当しない建物およびその収容動産 ①作業割増を必要とする建物 ^{*4} ②一定規模以上の工場 ^{*5} の敷地内にある建物 ^{*6} ③倉庫業者などが保管貨物の収容のため、占有する建物	○住居兼作業場(作業人員4名)として使用されている建物を作業人員が50名の工場に変更する場合 ○住居のみに使用されている建物を作業割増を必要とする住居兼印刷工場に変更する場合 など
【地震保険の場合】 専用住宅 ^{*1} 、共同住宅 ^{*2} 、併用住宅 ^{*3} などの居住用建物 ^{*7} およびその収容家財	○住居兼事務所として使用されている建物を専用事務所に変更する場合 など

* 1 住居のみに使用されている建物をいい、共同住宅を除きます。

* 2 1世帯の生活単位となる戸室が2以上あり、各戸室ごとにまたは建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいい、マンションやアパートなどが該当します。(各戸室のすべてが住居のみに使用されているものに限りります。)

* 3 住居部分と住居以外に使用する部分が併存している建物をいい、住居兼小売店などが該当します。

* 4 製造または加工、機械・器具類の修理または改造、廃棄物の再資源化などの作業が行われてあり、その作業に従事する人数が5名以上ある建物をいいます。

* 5 製造または加工、機械・器具類の修理または改造、廃棄物の再資源化などの作業を行う施設で、作業に使用する動力設備が50kW以上、電力設備が100kW以上、作業に従事する人数が50名以上のいずれかに該当するもの、および事業用の熱発生所、発電所などをいいます。

* 6 寄宿舎、寮および合宿所はこの保険契約でお引受けできる保険の対象の範囲に含まれます。

* 7 建物の全部または一部で実際に世帯が生活を営んでいる建物をいいます。

6. 契約者貸付制度(キャッシングサービス)について

ご契約期間の中途中で一時的に資金がご入用となつた場合には、ご契約は有効なまま契約者貸付請求書に記載の範囲内で資金をお貸しする契約者貸付制度がご利用いただけます。

※ 1. 資金のお使いみちについての制限はありません。

※ 2. 利率、条件など詳しくは弊社にお問い合わせください。

保険料の口座振替について

1. 保険料の振替日について

保険料の振替日は26日（近畿地区信用金庫協会加盟の信用金庫は27日）です。なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。振替日の前日までに、ご指定の口座の残高をご確認ください。

2. 万一保険料の口座振替ができなかった場合

(1)「初回保険料の口座振替に関する特約」または「初回保険料の口座振替に関する特約（限定危険補償特約付帯契約（一時払）用）」をセットされたご契約で、初回保険料が振替不能となった場合

振替不能となった初回保険料は再度振り替えられないため、振替不能日の翌月末日まで（「猶予期間」といいます。）に、弊社所定の口座にお振り込みください。なお、猶予期間内に初回保険料のお振込みがないときには、ご契約期間の初日以降に発生した事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(2)第2回目以降の保険料が振替不能となった場合

振替不能となった保険料は、翌月の振替日に再度振り替えさせていただきます。この場合月払契約につきましては、翌月分の保険料を合わせて振り替えさせていただきます。

なお、再度の振替日にも保険料の振替えができず、最初の振替不能日の翌月末日まで（「猶予期間」といいます。）に保険料のお払込みがない場合には、保険料の自動振替貸付（前記「ご契約後にご注意いただきたいこと」2. (1) ご参照）が適用されるときを除き、猶予期間の満了日の翌日以降に発生した事故については保険金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

※お客様のご都合により口座の請求を停止された場合は振替不能となった保険料は再度振り替えられませんので、振替不能となった保険料は取扱代理店まで直接お払い込みいただきますようお願いいたします。

※振替不能となった保険料の額とその理由および今後のお取扱方法などを記載した「損害保険料口座振替不能のお知らせ」をお送りいたしますので、合わせてご確認ください。

3. 同一の預貯金口座から複数の保険契約の保険料を振り替えさせていただいている場合のお取扱い

すべての保険契約の保険料をまとめた合計額を振り替えさせていただきます（ご通帳への表示は1行となります。）。万一、合計額に対して残高が不足していた場合には、その口座振替契約のすべてにつきまして、振替不能となりますのでご注意ください。

事故が発生した場合にお取りいただく手続き

1. ただちにご連絡ください

万一事故にあわれたら、取扱代理店または事故受付センターへただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の際には、事故の状況と合わせて、他の同種の保険契約または共済契約の有無および内容につきましてもご連絡ください。（ご連絡先・受付時間は裏表紙をご覧ください。）

休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財などに損害が発生した場合に、初期対応（保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など）や損害状況の確認を行う「休日事故現場急行サービス」をご利用いただけます。（ご連絡先・サービス提供時間は裏表紙をご覧ください。）

2. 必ずご相談ください

賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすすめください。

＜賠償事故の示談交渉サービス＞

個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（個人賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の方の同意が必要となります。

※この補償の対象となる事故に限ります。

※賠償責任額が明らかに個人賠償責任支払限度額を超える場合は対応できません。

3. 保険金請求に必要となる書類について

事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または弊社より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

※弊社にご提出いただく保険金請求書類は下表のとおりです。

保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、事故による損害が発生した日または被保険者が負担された法律上の損害賠償責任の額が書面などにより確定した日の翌日から起算します。

事故（損害）の種類 ご提出いただく書類 (○が付いている場合に必要となります)	物損害 ^{*1} 費用損害 ^{*2}	賠償損害 ^{*3}
(1)保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類 保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票 など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 事故状況説明書（事故発生報告書）、 りきい 罹災証明書、交通事故証明書、メーカー カーや修理業者などからの原因調査 報告書 など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3)損害の範囲または損害の額を算出するためには必要な書類 ^(注) 修理見積書(請求書)、写真、領収書、図面(写)、復旧通知書、請負契約書(写)、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写)など (注)建物・動産に関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合にご提出いただきます。	○	○
(4)損害の範囲または損害の額を算出するためには必要な書類 ^(注) 診断書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など (注)他人の身体の障害に関する賠償事故の場合にご提出いただきます。	—	○
(5)費用の額を算出するためには必要な書類 ^(注) 費用の支出を示す領収書・請求書・費用明細など (注)費用保険金などのお支払いの対象となる費用を支出した場合にご提出いただきます。	○	○
(6)保険の対象の所有者を確認するためには必要な書類 登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書など	○	—
(7)公の機関や関係先への調査のために必要な書類 個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書など	○	○
(8)被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するためには必要な書類 示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書など	—	○
(9)質権設定がある契約で保険金請求者を確認するためには必要な書類 保険金直接支払承諾書、債権額現在高通知書、証など	○ (物損害の場合のみ必要)	—

- * 1 損害保険金、水害保険金または持ち出し家財保険金のお支払いの対象となる事故により建物または動産に生じた損害をいいます。
- * 2 費用保険金のお支払いの対象となる事故にかかる損害をいいます。
- * 3 「個人賠償責任補償特約」または「借家人賠償責任総合補償特約」で定める事故により賠償責任を負担されることによって被る損害をいいます。

保険金をお支払いした後のご契約について

1. リブロック／スーパーリブロック

次の場合にはご契約は終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。

なお、次の場合に該当しない限り、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は減額されず、ご契約は満期日まで存続します。

(1) 損害保険金または水害保険金をお支払いする次の事故により、保険の対象である建物、家財または設備・什器等について損害割合（保険価額に対する損害額の割合）が80%以上となる損害が生じた場合

①「リブロック」の場合

※限定危険補償特約をセットされた「リブロック」の場合は、下記②に記載の事故が対象となります。

保険の対象	対象となる事故
建 物	P. 3 1 ①から⑧、⑩および⑪の事故
家 財	P. 3 1 ①から⑧、および⑩の事故
設備・什器等	P. 3 1 ①から⑧までの事故

②「スーパーリブロック」の場合

P. 3 1 ①から⑧までの事故（建物、家財および設備・什器等とも）

保険金をお支払いした後の保険料の取扱い

保険金のお支払いによりご契約が終了（全損終了）した場合、既にお払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

- ※ 1. 保険料の払込方法を一時払(含む全期前納)とするご契約については、ご契約が終了した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料に対する返れい金をお支払いします。
- ※ 2. 個人賠償責任補償特約などの一部の特約および地震保険については、既に経過したご契約期間に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。

また、保険料の払込方法を一時払以外とするご契約において、ご契約の終了日の属する保険年度に対応する保険料のお払込みが完了していない場合には、未払込保険料を一括してお払い込みいただきます。

解約と解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店または弊社までご連絡ください。

解約返れい金は、ご契約金額、満期返れい金、ご契約期間、払込方法などのご契約条件によって異なります（解約返れい金は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。なお、ご契約後一定の期間内に解約された場合には、解約返れい金がないことがあります。）。具体的な金額につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) 保険の対象である商品・製品等について、損害保険金のお支払い額が1回の事故でご契約金額^{*}の100%の額となつた場合

* ご契約金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

(3) 保険の対象である明記物件について損害保険金^{*1}、水害保険金または持ち出し家財保険金のお支払い額がそれぞれ1回の事故でご契約金額^{*2}の100%の額となつた場合

* 1 自己負担額の適用があるときは、自己負担額の適用がないものとして算出した損害保険金の額とします。

* 2 ご契約金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

2. 地震保険

損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合は、地震保険は損害発生時点で終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、地震保険のご契約金額は減額することはありません。

解約にあたって、ご契約期間の初日からの経過期間に対応する保険料のうち未払込部分がある場合は、その未払込保険料を請求させていただきます。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

満期返れい金などのご請求の手続き

(1)満期返れい金および失効・解除の場合の返れい金などのご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち弊社が求めるものをお提出ください。

- 弊社の定める請求書
- 保険証券
- ご契約者の印鑑証明書
- その他弊社の必要とする書類

税法上の取扱い

1. 保険料の税務処理

(1)ご契約者が個人の場合

地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた地震保険料は、所得税、住民税について所得控除を受けることができます（地震保険料控除）。控除限度額は、他の地震保険料控除の対象となる保険料と合算して所得税について毎年50,000円、住民税について毎年25,000円です。

(2)ご契約者が法人または個人事業主の場合

保険料のうち、満期返れい金をお支払いするための積立保険料部分を控除した残額が、損金または必要経費に算入することが認められています。

積立保険料部分は、期間別、払込方法別に異なります。詳しくは、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

<ご注意>

個人事業主が負担された積立火災保険契約の保険料のうち、ご本人または同一生計のご親族の生活用資産にかかる保険料については、上記（2）の取扱いができませんので、ご注意ください。

上記の「税法上の取扱い」は2013年9月現在のものです。今後ください。

(2) 口座振替払による保険契約を解約される場合、振替停止の手続きが間に合わず、解約後に超過して保険料の引き落としが行われることがあります。この場合には、同じ預貯金口座に返れいさせていただきますのでご了承ください。

2. 満期返れい金および契約者配当金の税務処理

(1) ご契約者が個人の場合

次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left(\frac{\text{満期返れい金}}{\text{+契約者配当金}} - \frac{\text{払込保険料}}{\text{総額}} - \frac{\text{特別控除額}}{50\text{万円}} \right) \times \frac{1}{2}$$

(2) ご契約者が個人事業主の場合

次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left(\frac{\text{満期返れい金}}{\text{+契約者配当金}} - \frac{\text{積立保険料}}{\text{部分の総額}} - \frac{\text{特別控除額}}{50\text{万円}} \right) \times \frac{1}{2}$$

(3) ご契約者が法人の場合

満期返れい金、契約者配当金は益金に算入し、それまで資産に計上してきた積立保険料総額を損金に算入します。

$$\text{課税対象額} = \left(\frac{\text{満期返れい金}}{\text{+契約者配当金}} \right) - \text{積立保険料部分の総額}$$

の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意<

「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護などについて

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者が個人、小規模法人（常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されますが、破綻後の予定利率の変更により80%を下回ることがあります。ただし、破綻後3ヶ月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

なお、地震保険に関する法律に基づく地震保険契約については、保険金や返れい金などの全額が補償されます。

【2013年9月現在】

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 弊社は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
2. 弊社は、弊社のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
3. 弊社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および一般社団法人日本損害保険協会との間ににおいて共同利用する制度を実施しています。
4. 弊社は、本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者*に対して提供することがあります。

*保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

※弊社の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、弊社ホームページ（<http://www.nipponkoa.co.jp>）をご覧いただぐか、弊社までお問い合わせください。

補償内容のあらまし

建物・収容動産の補償（基本補償）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合												
損害保険金	次の事故により保険の対象に損害が生じた場合												
水害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 <p style="padding-left: 2em;">※ 保険の対象が建物、設備・什器等または商品・製品等である場合は、損害額が20万円以上となつたときにお支払いの対象となります。</p> ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による 水濡れ ⑦騒擾などに伴う破壊行為など ⑧盜難 <p style="padding-left: 2em;">※ 保険の対象が商品・製品等である場合は、お支払いの対象となりません。</p> ⑨保険証券記載の建物内における通貨等、預貯金証書または乗車券等の盗難 <p style="padding-left: 2em;">※ 保険の対象が家財または設備・什器等である場合にお支払いの対象となります。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、保険の対象が家財である場合は生活用の通貨等、預貯金証書または乗車券等の盗難、保険の対象が設備・什器等である場合は業務用の通貨等、預貯金証書または乗車券等の盗難があ支払いの対象となります。</p> ⑩水災 <p style="padding-left: 2em;">※ 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れなどによる損害をいい、水災により保険の対象に次の損害が生じた場合にお支払いの対象となります。</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th><th colspan="2">損害の程度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建 物 家 財</td><td>a</td><td>損害割合が30%以上の場合</td></tr> <tr> <td>b</td><td>上記以外で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合</td></tr> <tr> <td>設備・什器等 商品・製品等</td><td>c</td><td>床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合</td></tr> </tbody> </table>		保険の対象	損害の程度		建 物 家 財	a	損害割合が30%以上の場合	b	上記以外で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	設備・什器等 商品・製品等	c	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合
保険の対象	損害の程度												
建 物 家 財	a	損害割合が30%以上の場合											
	b	上記以外で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合											
設備・什器等 商品・製品等	c	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合											
	⑪上記①から⑩まで以外の不測かつ突発的な事故 <p style="padding-left: 2em;">※ 保険の対象が建物または家財である場合にお支払いの対象となります。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、「スーパーリブロック」および限定危険補償特約をセットされた「リブロック」については、お支払いの対象なりません。</p>												

お支払いする保険金の額

お支払いする保険金の額を算出する際に基準となる保険価額（保険の対象の価額）および損害額は、保険の対象の再調達価額によって算出します。

ただし、貴金属等については、時価によって保険価額および損害額を算出し、1個、1組または1対につき30万円を超える場合は、その保険価額および損害額は30万円とみなします*。

- * これらの物を明記物件として保険証券に明記し保険の対象とする場合（ご契約に明記物件補償特約をセットされる場合）には、明記物件については30万円のみなし規定は適用されません。（明記物件の時価によって保険価額および損害額を算出します。）

(1)左記①から⑧、および⑪の事故による損害に対する損害保険金

①次の算式によって算出した額をお支払いします。（付保割合条件付実損払特約をセットされない場合）

$$\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額} \times 60\%}$$

※ 1. 左記①から⑧までの事故による損害については、ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度となります。

また、左記⑪の事故による損害については、保険の対象が建物である場合はご契約金額または損害額のそれぞれから自己負担額^{*2}を控除した額のいずれか低い額、保険の対象が家財である場合は損害額から自己負担額^{*2}を控除した額または30万円のいずれか低い額が限度となります。

※ 2. 保険の対象である明記物件に生じた左記⑧の事故による損害については、1事故につき、1個・1組・1対ごとに100万円が限度となります。

②保険の対象が建物、家財または設備・什器等である場合において、損害割合（保険価額に対する損害額の割合）が80%以上となり、かつ、上記①の損害保険金の額およびP. 39の特別費用保険金の額の合計額が損害額^{*1}に満たないときは、次の算式によって算出した額を、上記①の損害保険金に追加してお支払いします^{*3}。

$$\left(\begin{array}{l} \text{ご契約金額の2倍} \\ \text{または損害額の} \\ \text{いずれか低い額}^{\ast 4} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{上記①の} \\ \text{損害保険金} \\ \text{の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{P. 39 の} \\ \text{特別費用} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right)$$

* 1 左記⑪の事故による損害については、損害額から自己負担額^{*2}を控除した額とします。

* 2 自己負担額は、保険の対象が建物である場合は1事故につき1万円、保険の対象が家財である場合は1事故につき3,000円です。

* 3 保険の対象が商品・製品等または明記物件である場合には、上記②の損害保険金はお支払いの対象となりません。また、保険の対象である家財に生じた左記⑪の事故による損害についても、上記②の損害保険金はお支払いの対象となりません。（いずれも上記①の損害保険金のみのお支払いとなります。）

* 4 左記⑪の事故による損害については、ご契約金額の2倍または損害額のいずれか低い額から自己負担額を控除した額とします。

建物・収容動産の補償（基本補償）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
損害保険金	
水害保険金	

お支払いする保険金の額

(2) P. 3 1⑨の事故による損害に対する損害保険金

1事故につき1敷地内ごとに、次の額を限度としてお支払いします。

通貨等	生活用、業務用とも50万円
預貯金証書	生活用：200万円または家財のご契約 金額のいずれか低い額 業務用：300万円または設備・什器等 のご契約金額のいずれか低い額
乗車券等	生活用、業務用とも5万円

(3) P. 3 1⑩の事故による損害に対する水害保険金

①「リブロック」の場合

*限定危険補償特約をセットされた「リブロック」の場合は、下記②の額をお支払いします。

イ. 次の算式によって算出した額をお支払いします。

保険の対象	水害保険金の額
建物、家財	ご契約金額または保険価額のいずれか低い額×損害割合
設備・什器等 商品・製品等	ご契約金額または保険価額のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)

□. 保険の対象が建物または家財である場合において、損害割合が80%以上となり、かつ、上記イ. の水害保険金の額およびP. 3 9の特別費用保険金の額の合計額が損害額に満たないときは、次の算式によって算出した額を、上記イ. の水害保険金に追加してお支払いします*。

$$\left(\begin{array}{l} \text{ご契約金額の2倍} \\ \text{または損害額のい} \\ \text{ずれか低い額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{上記イ. の} \\ \text{水害保険金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{P. 3 9の} \\ \text{特別費用} \\ \text{保険金の額} \end{array} \right)$$

* 保険の対象が設備・什器等、商品・製品等または明記物件である場合には、上記□. の水害保険金はお支払いの対象となりません。(上記イ. の水害保険金のみのお支払いとなります。)

②「スーパーリブロック」の場合

次の算式によって算出した額をお支払いします。

保険の対象	損害の程度	水害保険金の額	b、c合 計で1事 故につき 1敷地内 ごとに 200万 円が限度
建物 家財	P. 3 1⑩※aの場合	ご契約金額または保険価額のいずれか低い額×損害割合×70%	
	P. 3 1⑩※bの場合において、損害割合が15%以上30%未満のとき	ご契約金額または保険価額のいずれか低い額×10% (1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度)	
	P. 3 1⑩※bの場合において、損害割合が15%未満のとき	ご契約金額または保険価額のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)	
設備・什器等 商品・製品等	P. 3 1⑩※cの場合		

建物・収容動産の補償（基本補償）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
持ち出し家財 保険金 (保険の対象 が家財である場合)	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財に、日本国内においてP. 3 ①から⑧までの事故により損害が生じた場合
電化製品損害 保険金 (保険の対象 が家財である場合)	<p>電化製品^{*1}が電気的・機械的事故^{*2}により故障した場合</p> <p>* 1 電力をコンセントにより取り入れて作動するものをいい、電池のみで作動するものを含みません。また、保険金のお支払いの対象となる電化製品は、新品にて購入した日（購入した日が確認できない場合は製造日）からその日を含めて3年以内のものに限り、空調設備、電気設備または給排水設備などの建物付属設備は除きます。（ただし、保険証券の記載の建物の建築後に取り付けられた冷暖房装置は対象となります。）</p> <p>* 2 機械本体または構成部品に、電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故または亀裂、変形、剥離、焼き付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいい、日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化による消耗部品の交換および電源周波数、ガス種の変更に伴う改造、修理は含みません。</p> <p>※ 「スーパーリプロック」および限定危険補償特約をセットされた「リプロック」については、お支払いの対象となりません。</p>

<注>次のような原因により生じた損害については、損害保険金、水害保険金、持ち出し家財保険金および電化製品損害保険金をお支払いたしません。

- ① ご契約者または被保険者の故意・重大な過失、法令違反
- ② ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為
- ④ 保険の対象（家財、設備・什器等）の置忘れまたは紛失
- ⑤ 火災などの事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
- ⑥ 保険の対象である動産が保険証券記載の建物外にある間に生じた盗難（ただし、持ち出し家財に該当する場合はお支払いします。）
- ⑦ 持ち出し家財である自転車・原動機付自転車の盗難
- ⑧ 持ち出し家財の置引き、車上ねらい
- ⑨ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑩ 戦争、内乱その他これらに類似の事変・暴動
- ⑪ 地震・噴火またはこれらによる津波（ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。）
- ⑫ 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故など

お支払いする保険金の額

損害額^{*1}（1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度^{*2}）

*1 損害額は家財の再調達価額によって算出します。

ただし、貴金属等については、時価によって算出し、1個、1組または1対につき30万円を超える場合は、その損害額は30万円とみなします^(注)。

(注) これらの物を明記物件として保険証券に明記し保険の対象とする場合（ご契約に明記物件補償特約をセットされる場合）には、明記物件については30万円のみなし規定は適用されません。（明記物件の時価によって損害額を算出します。）

*2 保険の対象である明記物件については、1事故につき明記物件のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度となります。

1事故につき再調達価額によって算出した損害額（修理費）から3,000円を控除した額（1事故につき30万円が限度）

* 保険金ご請求の際は、領収証、保証書など電化製品の購入日・保証内容が確認できる資料をご提出いただきます。

<注>P. 3 1 ⑪の損害に対する損害保険金については、次のような損害に対しても保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、収用など国または公共団体の公権力の行使による損害
- ② 自然の消耗、劣化、さび、かび、変質、ねずみ食い、虫食いなどによる損害
- ③ 保険の対象の欠陥による損害
- ④ 被保険者と生計を共にする親族または保険の対象の使用・管理を委託された者の故意による損害
- ⑤ 保険の対象に対する加工・修理などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣による損害
- ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故を直接の原因としない電気的・機械的事故による損害
- ⑦ 詐欺・横領による損害
- ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動などによる損害
- ⑨ すり傷、搔き傷^{かぎず}、塗料のはがれなど外観の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 風、雨などの吹込み・漏入
- ⑪ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡について生じた損害
- ⑫ 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損
- ⑬ 楽器の音色または音質の変化
- ⑭ 給排水設備に生じた損害
- ⑮ 電球、プラウン管などの管球類に生じた損害

など

費用の補償（基本補償）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
臨時費用保険金	P. 3 1①から⑦までの事故で損害保険金をお支払いする場合
残存物取片づけ費用保険金	P. 3 1①から⑦までの事故で損害保険金をお支払いする場合において、損害が生じた保険の対象の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用が生じたとき
失火見舞費用保険金	火災、破裂・爆発 ^{*1} により他人の所有物に損害 ^{*2} を与えた場合 * 1 他人の所有物で被保険者以外の方が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発を除きます。 * 2 煙損害または臭気付着の損害を除きます。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合
修理付帯費用保険金	P. 3 1①から⑧、⑩および⑪の事故 ^{*1} により保険の対象 ^{*2} に損害が生じ、その復旧のために次のいずれかの費用が生じた場合 (1)損害の原因調査費用 (2)損害の範囲を確定するための調査費用 (3)設備・装置再稼働のための点検・調整・試運転費用 (4)仮修理費用 (5)損害が生じた保険の対象の代替物の賃借費用 (6)仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 (7)迅速復旧のための割増賃金費用 * 1 「スーパーリブロック」および限定危険補償特約をセットされた「リブロック」の場合は、P. 3 1①から⑧、および⑩の事故となります。 * 2 明記物件補償特約をセットされたご契約の保険の対象である明記物件を除きます。(明記物件については、お支払いの対象となりません。)
水道管修理費用保険金	保険の対象または保険の対象を収容する建物の専用水道管 ^{*1} が凍結によりこわれ ^{*2} 、これを自己の費用で修理された場合 * 1 第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管を除きます。 * 2 パッキングのみに生じた損壊を除きます。
ドアロック交換費用保険金	日本国内において鍵が盗まれ、ドアロック(錠)の交換費用 [*] が生じた場合 * 盗まれた鍵により開けることができる保険証券記載の建物のドアロック(錠)の交換費用に限ります。

あ支払いする保険金の額

P. 32(1)①の損害保険金の30%（1事故につき1敷地内ごとに、住居専用建物の場合は100万円、それ以外は500万円が限度）

実費（P. 32(1)①の損害保険金の10%が限度）

被災世帯数×50万円（1事故につき、ご契約金額または保険価額のいずれか低い額の20%が限度）

ご契約金額または保険価額のいずれか低い額×5%（1事故につき1敷地内ごとに、300万円が限度）

必要かつ有益な実費（1事故につき1敷地内ごとに、住居専用建物の場合はご契約金額もしくは保険価額のいずれか低い額の10%または100万円のいずれか低い額、それ以外はご契約金額もしくは保険価額のいずれか低い額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）

実費（1事故につき1敷地内ごとに、10万円が限度）

ドアロック（錠）交換の実費（ドアロック（錠）1個ごとに3万円が限度、1事故につき合計200万円が限度）

費用の補償（基本補償）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合									
特別費用 保険金 (保険の対象 が建物、家 財、設備・ 什器等であ る場合)	次の事故により保険の対象 ^{*1} に損害割合が80%以上となる損害が生じた場合									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th><th>対象となる事故</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 物</td><td>P. 3 1 ①から⑧、⑩および⑪の事故^{*2}</td></tr> <tr> <td>家 財</td><td>P. 3 1 ①から⑧、および⑩の事故^{*2}</td></tr> <tr> <td>設備・什器等</td><td>P. 3 1 ①から⑧までの事故</td></tr> </tbody> </table>		保険の対象	対象となる事故	建 物	P. 3 1 ①から⑧、⑩および⑪の事故 ^{*2}	家 財	P. 3 1 ①から⑧、および⑩の事故 ^{*2}	設備・什器等	P. 3 1 ①から⑧までの事故
保険の対象	対象となる事故									
建 物	P. 3 1 ①から⑧、⑩および⑪の事故 ^{*2}									
家 財	P. 3 1 ①から⑧、および⑩の事故 ^{*2}									
設備・什器等	P. 3 1 ①から⑧までの事故									
	<p>* 1 保険の対象が商品・製品等または明記物件である場合は、お支払いの対象となりません。</p> <p>* 2 「スーパーリブロック」および限定危険補償特約をセットされた「リブロック」の場合は、P. 3 1 ①から⑧までの事故がお支払いの対象となります。</p>									
損害防止費用	P. 3 1 ①から③までの事故で損害の発生および拡大の防止のために必要・有益な費用を支出した場合									

<注>P. 3 5 <注>に記載の原因により生じた損害については、費用保険金をお支払いできません。

また、P. 3 7 の修理付帯費用保険金については、P. 3 6 <注>に記載の損害に対しても保険金をお支払いできません。

あ支払いする保険金の額

P. 32(1)①の損害保険金またはP. 34(3)①イの水害保険金の10%（1事故につき1敷地内ごとに、200万円が限度）

実費× $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額} \times 60\%}$ （実費が限度。付保割合条件付実損払特約をセットされない場合）

地震保険

※地震保険をご契約の場合のみ保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失により、保険の対象に全損・半損・一部損^{*}のいずれかの損害が生じた場合

*全損・半損・一部損の認定基準につきましてはP. 43～P. 48の「地震保険の損害認定基準について」をご覧ください。

<地震保険の対象とならない物>

- 店舗や事務所のみに使用されている建物、設備・什器等や商品・製品等の動産
 - 通貨・有価証券・預金証書または貯金証書、印紙
 - 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。）
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿
- など

<注>次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いで
きません。

- ① ご契約者または被保険者の故意・重大な過失、法令違反
- ② 保険の対象の紛失または盗難
- ③ 戦争、内乱その他これらに類似の事変・暴動
- ④ 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故
- ⑤ 地震・噴火またはこれらによる津波が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

など

お支払いする保険金の額

保険の対象の損害の程度に応じて次の額をお支払いします。

<建物>

損害の程度	お支払いする保険金
全 損	建物の地震保険ご契約金額の 100 % (時価が限度)
半 損	建物の地震保険ご契約金額の 50 % (時価の 50 %が限度)
一部損	建物の地震保険ご契約金額の 5 % (時価の 5 %が限度)

<家財>

損害の程度	お支払いする保険金
全 損	家財の地震保険ご契約金額の 100 % (時価が限度)
半 損	家財の地震保険ご契約金額の 50 % (時価の 50 %が限度)
一部損	家財の地震保険ご契約金額の 5 % (時価の 5 %が限度)

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金は支払われません。

※ 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。 (2013年9月現在)

地震保険の損害認定基準について

1. 建物の全損・半損・一部損

認定の基準 (①②または③)			
損害の程度	①主要構造部*（軸組、基礎、屋根、外壁など）の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損に至らないとき

*地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表1-1（P. 45）、枠組壁工法：表1-2（P. 45）をご覧ください。）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-1（P. 46）、鉄骨造：表2-3（P. 47）をご覧ください。）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表2-2（P. 46）鉄骨造：表2-4（P. 47）をご覧ください。）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表3（P. 48）をご覧ください。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

(3) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表4（P. 48）をご覧ください。）を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の全損・半損・一部損

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身の回り品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンションなど）の損害割合の取り扱い

- ①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。
- ②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

地震保険の損害認定基準について

《地震保険損害認定基準表（抜粋）》

（表1－1）木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度 (物理的損傷割合)		損害割合(%)			物理的損傷割合 の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20（約3°）以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

（表1－2）枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方	
主要構造部	外壁	①3%以下	2	$\frac{1\text{階の損傷外壁水平長さ}}{1\text{階の外周延べ長さ}}$
		②～⑥ 略	4～39	
		⑦25%を超える場合	全損	
	内壁	①3%以下	3	$\frac{1\text{階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1\text{階の入隅全箇所数}}$
		②～④ 略	5～35	
		⑤15%を超える場合	全損	
	基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑦ 略	2～10	
		⑧35%を超える場合	全損	
	屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～⑧ 略	2～9	
		⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被 害 の 程 度		損害割合(%)	
建 物 全 体 の 被 害	最大沈下量 (沈下とは、建 物が地表面より 沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下 ②～⑩ 略 ⑪100cmを超える場合	3 5～45 全損
	傾 斜 (傾斜とは、 沈下を伴う傾 斜)	①0.2/100(約0.1°)を超え、 0.3/100(約0.2°)以下 ②～⑦ 略 ⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	3 5～40 全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被 害 の 程 度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	近寄らないと見えにくい程度の ひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤ 略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひ び割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩ 略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れた り、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板 が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪ 略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリー トの潰れが広い範囲に生じ、 手で突くとコンクリートが落 下し、鉄筋・接合鉄筋・接合 鋼板が部分的または全部見 えるような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈 がある	①3%以下	3
		②～⑪ 略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除きます。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含みます。）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ぱり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ぱり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含みます。）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ぱり

地震保険の損害認定基準について

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被 害 の 程 度		損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	① 10cmを超える場合 3 ②～⑤ 略 10～40 ⑥ 40cmを超える場合 全損
	傾 斜 (傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	① 0.4/100 (約0.2°) を超える場合 3 ②～⑤ 略 10～40 ⑥ 3.0/100 (約1.7°) を超える場合 全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被 害 の 程 度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	建具に建付不良がみられる外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	① 10%以下	1
		②～④ 略	2～4
		⑤ 50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる外壁の目地ずれ、ひび割れがある	① 5%以下	1
		②～⑨ 略	2～12
		⑩ 50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	① 3%以下	2
		②～⑩ 略	3～23
		⑪ 50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	① 3%以下	3
		②～⑨ 略	5～45
		⑩ 50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部（窓・出入口）および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部（窓・出入口）、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部（窓・出入口）および外壁のうちいざれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3) 木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）津波による損害の認定基準

損傷の程度	津波による損害
全 損	鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合
半 損	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないとき。

※津波以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表4) 木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損傷の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾 斜	最大沈下量
全 損	1.7/100(約1°)を超える場合	30cmを超える場合
半 損	0.9/100(約0.5°)を超え、 1.7/100(約1°)以下の場合	15cmを超え、 30cm以下の場合
一部損	0.4/100(約0.2°)を超え、 0.9/100(約0.5°)以下の場合	10cmを超え、 15cm以下の場合

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

持ち出し家財の破損損害等補償特約(オプション)

※持ち出し家財の破損損害等補償特約をセットされた場合のみ保

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
持ち出し家財 保険金	次の事故により、保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財に損害が生じた場合 ①日本国内におけるP. 3 1 ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故 ②日本国外における不測かつ突発的な事故
盗難保険金	保険証券記載の建物外で被保険者が携行している生活用の通貨等、預貯金証書または乗車券等の盗難により損害が生じた場合

<注>次のような原因により生じた損害については、持ち出し家財保険金

- ① ご契約者または被保険者の故意・重大な過失、法令違反
- ② ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為
- ④ 置忘れまたは紛失
- ⑤ 火災などの事故の際ににおける盗難

<注>持ち出し家財保険金については、次のような損害に対しても保険金

- ① 次のような物に生じた損害
 - ・義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡その他これらに類する物
 - ・携帯電話などの移動体通信端末機器およびこれらの付属品
 - ・携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ・ラジオコントロール模型およびその付属品
 - ・自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品
 - ・雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品
 - ・サーフボード、ウインドサーフィン
- ② 差押え、収用など国または公共団体の公権力の行使による損害
- ③ 自然の消耗、劣化、さび、かび、変質、ねずみ食い、虫食いなどによる損害
- ④ 保険の対象の欠陥による損害

険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

1事故につき損害額から3,000円を控除した額（1事故につき50万円が限度）

※ 損害額は再調達価額によって算出します。

ただし、貴金属等については、時価によって損害額を算出し、1個、1組または1対につき30万円を超える場合はその損害額は30万円とみなします*。

*明記物件補償特約をセットされたご契約の保険の対象である明記物件についても、30万円のみなし規定が適用されます。

1事故につき次の額を限度としてお支払いします。

通貨等、乗車券等	5万円
預貯金証書	50万円

※お支払いする持ち出し家財保険金および盗難保険金の額は、合計して保険年度ごとに50万円を限度とします。

および盗難保険金をお支払いできません。

- ⑥ 置引き、車上ねらい
- ⑦ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に生じた事故
- ⑧ 戦争、内乱その他これらに類似の事変・暴動
- ⑨ 地震・噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故

など

をお支払いできません。

- ⑤ 被保険者と生計を共にする親族または保険の対象の使用・管理を委託された者の故意による損害
- ⑥ 保険の対象に対する加工・修理などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣による損害
- ⑦ 電気的・機械的事故による損害
- ⑧ 詐欺・横領による損害
- ⑨ すり傷、搔き傷^{かきず}、塗料のはがれなど外観の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損
- ⑪ 楽器の音色または音質の変化
- ⑫ 被保険者が山岳登はん、リュージュ、ポップスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のそのスポーツなどのための用具に生じた損害

など

建物権災時の仮すまい費用補償特約(オプション)

※建物権災時の仮すまい費用補償特約をセットされた場合のみ保

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
仮すまい費用保険金	P 3 1. ①から⑪までの事故*で損害保険金または水害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより仮すまいのための費用が生じたとき。 * 「スーパーリブロック」および限定危険補償特約をセットされた「リブロック」の場合は、P. 3 1①から⑩までの事故となります。

地震災害による仮すまい費用補償特約(オプション)

※地震災害による仮すまい費用補償特約をセットされた場合のみ
この特約は、地震保険をご契約いただいた場合に限りセットす

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
地震災害による仮すまい費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする 次に掲げる事由のいずれかにより仮すまいのため の費用が生じた場合 ①建物に再調達価額の20%以上の損害が生じた こと。 ②建物の焼失または流出した部分の床面積が 20%以上となる損害が生じたこと。 ③地すべりその他の災害により、建物に急迫した 危険が生じたため、その建物に居住するこ 不可能または危険な状態となつたこと。 ④建物への電気、ガス、水道のいずれかの供給が 12時間以上中断したこと。 ⑤建物に対し、警察その他の行政機関により立入 禁止などの処置がとられたこと。

<注>地震・噴火またはこれらによる津波が発生した日から10日を経過し

保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

仮すまいに必要な賃借・宿泊費用、移転費用の実費*（[1万円×仮すまい費用の対象となる方の人数×支払対象日数]の額または100万円のいずれか低い額が限度）

* 支出を免れた建物の賃借費用があるときは、その額を控除します。

保険金をお支払いします。
ることができます。

お支払いする保険金の額

仮すまいに必要な賃借・宿泊費用、移転費用の実費*（[1万円×仮すまい費用の対象となる方の人数×下記支払対象日数]の額または100万円のいずれか低い額が限度）

* 支出を免れた建物の賃借費用がある場合は、その額を控除します。また、左記⑤の場合で賃借・宿泊費用のご負担が生じなかった期間については、1人1日あたりの仮すまい費用は2,000円とみなします。

	支払対象日数
左記①②③の場合	建物の復旧期間
左記④の場合	電気・ガス・水道供給の中止期間+1日
左記⑤の場合	立入禁止などの処置がとられた期間+1日

た後に生じた損害については、保険金をお支払いできません。

個人賠償責任補償特約（オプション）

※個人賠償責任補償特約をセットされた場合のみ保険金をお支払

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
個人賠償責任保険金	次の偶然な事故により、被保険者*が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合 ①保険証券記載の建物の所有・使用・管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故

*個人賠償責任補償特約における被保険者とは次の方をいいます。

- ① ご本人（保険証券の本人欄に記載された方をいいます。）
- ② ご本人の配偶者
- ③ ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族
- ④ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様（婚姻歴のない方）
- ⑤ ②から④までに該当しないご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者（ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故に限ります。）

<注>次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ① ご契約者または被保険者の故意
- ② 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震・噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故

<注>被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金をお支払いできません。

借家人賠償責任総合補償特約（オプション）

※借家人賠償責任総合補償特約をセットされた場合のみ保険金を

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
借家人賠償責任保険金	偶然な事故により被保険者*の借用する保険証券記載の建物や戸室に損害が生じたことにより、被保険者*がその借用建物や戸室について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担された場合
修理費用保険金	偶然な事故により被保険者*の借用する保険証券記載の建物や戸室に損害が生じたことにより、貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理した場合

*保険証券のこの特約の被保険者欄に記載された方をいいます。

<注>次のような原因により生じた損害については、借家人賠償責任保険金および修理費用保険金をお支払いできません。

- ① ご契約者または被保険者の故意
- ② 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震・噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故
- ⑤ 差押え、没収など国または公共団体の公権力の行使
- ⑥ 自然の消耗、劣化、さび、かび、変質、ねずみ食い、虫食いなど
- ⑦ 借用する建物・戸室の欠陥
- ⑧ 被保険者と同居のご親族または借用する建物・戸室の使用・管理を委託された者の故意
- ⑨ 電気的・機械的事故
- ⑩ 詐欺・横領
- ⑪ 土地の沈下、隆起、移動
- ⑫ すり傷、搔き傷、塗料のはがれなど外観の損傷または汚損であって、借用する建物・戸室の機能に支障をきたさない損壊
- ⑬ 電球、ブラウン管などの管球類に生じた損壊
- ⑭ 風、雨などの吹込み・漏入

など

いします。

あ支払いする保険金の額

1 事故につき、支払限度額内の損害賠償金の額

※弊社の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。)

<注>被保険者が次のような損害賠償責任を負担されることによって生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 主として被保険者の職務のために使用される動産・不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居するご親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人が家事従事人である場合を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

お支払いします。

あ支払いする保険金の額

1 事故につき、支払限度額内の損害賠償金の額

※弊社の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。(賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。)

1 事故につき修理費用^{*}の実費から3,000円を控除した額 (1事故につき300万円が限度)

* 壁、柱、はり、屋根などの建物の主要構造部などの修理費用を除きます。

<注>被保険者が次のような損害賠償責任を負担されることにより被った損害については、借家人賠償責任保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借用する建物・戸室を貸主に引き渡した後に発見された建物・戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

<注>被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、借家人賠償責任保険金をお支払いできません。

普通保険約款・特約

(ページ)

◆すまいとおみせの積立保険普通保険約款◆

<用語の定義>	57
第1章 補償条項	58
第2章 基本条項	70

◆地震保険普通保険約款◆

第1章 用語の定義条項	86
第2章 補償条項	87
第3章 基本条項	91
すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則	98

◆特約◆

【ご注意】

- ・下記特約は保険証券の特約欄に記載された符号の特約が適用されます。
- ・保険証券の特約欄に「01」が記載される団体扱特約については、保険証券の団体名欄の記載にしたがい、いずれかの特約が適用されます。
- ・下記特約のうち、符号のない特約の適用に関しては各特約に記載されている適用条件をご覧ください。
- ・この冊子に収録されていない特約を締結された場合は、別途特約を添付いたします。

◇01 団体扱特約（一般A）	101
◇01 団体扱特約（一般B）	105
◇01 団体扱特約（一般C）	109
◇01 団体扱特約	113
◇01 団体扱特約（口座振替方式）	117
◇Q2 集団扱特約	122
◇ クレジットカードによる 保険料支払に関する特約	126
◇M3 初回保険料の口座振替に関する特約	127
◇M3 初回保険料の口座振替に関する特約 (限定危険補償特約付帯契約(一時払)用)	128
◇ 地震保険契約の保険料への 振替貸付等に関する特約	129
◇58 長期保険保険料払込特約（地震保険用）	130
◇93 限定危険補償特約	131
◇C3 建物付属機械設備等電気的・ 機械的事故補償特約	135
◇C4 電化製品等電気的・機械的事故補償特約	137
◇A6 持ち出し家財の破損損害等補償特約	138
◇C5 明記物件補償特約	143
◇C1 付保割合条件付実損払特約(付保割合30%用)	145

◇C 2	付保割合条件付実損払特約(付保割合80%用)	146
◇	ボイラ等破裂・爆発損害不担保特約	147
◇	代位求償権不行使特約	148
◇C 6	建物罹災時の仮すまい費用補償特約	148
◇B 5	地震災害による仮すまい費用補償特約	150
◇5 1	個人賠償責任補償特約	153
◇	賠償事故の解決に関する特約	159
◇B 6	借家人賠償責任総合補償特約	161
◇Z 1	通信販売に関する特約	168

約款をご覧いただくにあたっての注意事項

- ・約款文中の下線のある用語については、普通保険約款・特約の冒頭<用語の定義>でご説明しています。
 ※1 用語の定義は、五十音順に表示しています。
 ※2 地震保険の用語の定義は、地震保険普通保険約款の第1条でご説明しています。
- ・約款文中の（注）のある用語については、各条の末尾でご説明しています。
 ※ 地震保険は、各項の末尾でご説明しています。

すまいとおみせの積立保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
価値の下落	いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^(注) 、彫刻物その他の美術品をいいます。 〔注〕骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
給排水設備	給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
契約者貸付	第2章基本条項第57条（契約者貸付）の規定により当会社が保険契約者に対して行う貸付をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書 ^(注) の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 〔注〕保険契約申込書 付属する明細書等の書類がある場合には、これらの書類を含みます。
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに要する額をいいます。
残存物取扱費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取扱費用で、取りこわし費用、取扱費用および搬出費用をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
失効	保険契約の効力を失うことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機等の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 〔注〕乗車船券・航空券 定期券を含みます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
請求完了日	被保険者が第2章基本条項第53条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。

他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物、家財、設備・什器等または商品・製品等について締結された第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、この保険契約において、同第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金が支払われるべき場合は、利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約は、他の保険契約等に含みません。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
払込期日	保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合における第2回以後の保険料の保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2章基本条項第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)に規定する第2回以後の保険料の払込みの猶予期間をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被災世帯	第1章補償条項第5条（失火見舞費用保険金を支払う場合）②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
振替貸付	第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）の規定により当社が保険契約者に対して行う貸付をいいます。
保険価額	次の①または②に規定する保険の対象の価額をいいます。 ① 保険の対象が貴金属等以外の物である場合 保険の対象の再調達価額 ② 保険の対象が貴金属等である場合 保険の対象の時価額。ただし、1個、1組または1対の価額が30万円を超えるものは、その価額を30万円とみなします。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、水害保険金、持ち出し家財保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、修理付帯費用保険金、水道管修理費用保険金、ドアロック交換費用保険金または特別費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。
保険年度	保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
満期返れい金	この保険契約における保険金額に保険証券記載の割合を乗じて得た額をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。
持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。 ① <u>被保険者</u> ② <u>被保険者の配偶者</u> ③ <u>被保険者または被保険者の配偶者</u> と生計を共にする同居の親族 ④ <u>被保険者または被保険者の配偶者</u> と生計を共にする別居の未婚 <small>(注)</small> の子 (注) 未婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床 <small>(注)</small> を超える浸水をいいます。 (注) 床 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1章 補償条項

第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって保険の対象に

について生じた損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって保険の対象である家財が損害^(注2)を受けた場合、または保険の対象である建物・設備・什器等もしくは商品・製品等が損害^(注2)を受け、その損害の額^(注3)が20万円以上となつた場合には、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 風災^(注4)
- ② 雷災
- ③ 雪災^(注5)

(3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(6)の事故による損害を除きます。

- ② 次のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注6)による水濡れ。ただし、(2)もしくは(6)の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備に生じた事故

イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

- ③ 騒擾およびこれに類似の集団行動^(注7)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(4) 当会社は、盜難によって保険の対象である建物、家財または設備・什器等について生じた盗取、損傷または汚損の損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

(5) 当会社は、家財または設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における次の①から③までのいずれかに該当するものの盜難によって損害^(注8)が生じたときは、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 家財が保険の対象である場合には、生活用の通貨等。設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の通貨等。ただし、小切手の盜難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。

ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに小切手の振出人への盜難の通知^(注9)をし、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。

イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

- ② 家財が保険の対象である場合には、生活用の預貯金証書。設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。

ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと^(注10)。

- ③ 家財が保険の対象である場合には、生活用の乗車券等。設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の乗車券等。

(6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害^(注1)を受け、その損害の状況^(注11)が次の①から③までのいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この普通保険約款に従い、水害保険金を支払います。

- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合

- ② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面^(注12)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合

- ③ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面^(注12)より45cmを超える浸水を被った結果、これらに損害が生じた場合

(7) 当会社は、(1)から(6)までの事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象である建物または家財について生じた損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

(注1) 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

(注2) 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。また、雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(2)①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。

(注3) 損害の額

第13条(損害保険金の支払額)(1)および同条(2)に規定する損害の額とします。また、この場合の損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

(注4) 風災

台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注5) 雪災

豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

(注6) 溢水

水があふれることをいいます。

(注7) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第11条(保険金を支払わない場合)(3)①の暴動に至らないものをいいます。

(注8) 損害

損害賠償責任を負担することによる損害および盗難を直接の原因としない損害を除きます。

(注9) 小切手の振出人への盗難の通知

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注10) 預貯金口座から現金が引き出されたこと

現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたことを含みます。

(注11) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ別に、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注12) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

第2条(持ち出し家財保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内において、前条(1)から(4)までの事故によって持ち出し家財について生じた損害に対して、この普通保険約款に従い、持ち出し家財保険金を支払います。この場合において、次条の臨時費用保険金、第4条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)の残存物取片づけ費用保険金、第5条(失火見舞費用保険金を支払う場合)の失火見舞費用保険金、第6条(地震火災費用保険金を支払う場合)の地震火災費用保険金、第7条(修理付帯費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金および第10条(特別費用保険金を支払う場合)の特別費用保険金は支払いません。

第3条(臨時費用保険金を支払う場合)

当会社は、第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(1)から(3)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この普通保険約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

第4条(残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)

当会社は、第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(1)から(3)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この普通保険約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第5条(失火見舞費用保険金を支払う場合)

当会社は、次の①の事故によって次の②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この普通保険約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者^(注13)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分^(注14)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者^(注13)の所有物^(注15)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注13) 第三者

保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注14) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

(注 15) 第三者の所有物

動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。

第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）

当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況^(注16)が次の①から③までのいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この普通保険約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき^(注17)。
- ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となつたとき^(注17)、またはその家財が全焼となったとき^(注18)。
- ③ 保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物が半焼以上となつたとき^(注17)。

(注 16) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ別に、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注 17) 建物が半焼以上となったとき

建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注 18) 家財が全焼となったとき

家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には、貴金属等で、1個、1組または1対の価額が30万円を超える物は含みません。

第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）

当会社は、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、同条(6)または同条(7)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次の①から⑦までのいずれかに該当する費用が発生した場合には、その費用のうち必要かつ有益な費用に対して、この普通保険約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用^(注19)
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用^(注19)。ただし、復旧期間^(注20)を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用^(注21)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用^(注21)を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用^(注22)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用^(注21)
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注 19) 調査費用

被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。

(注 20) 復旧期間

保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注 21) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間^(注20)を超える期間に對応する費用を除きます。

(注 22) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第8条（水道管修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象または保険の対象を収容する建物の専用水道管が凍結によって損壊^(注23)し、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合には、その修理

費用に対して、この普通保険約款に従い、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者^(注24)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分^(注25)の専用水道管の損壊による修理費用に対しては、水道管修理費用保険金は支払いません。

(注23) 損壊

パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(注24) 第三者

保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注25) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

第9条（ドアロック交換費用保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において、被保険者が所有または管理する鍵^(注26)が盗まれた場合、ドアロック^(注27)の交換に必要な費用に対して、この普通保険約款に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(注26) 鍵

保険証券記載の建物のドアのうち、建物または戸室の出入りに通常使用するドアの鍵をいいます。

(注27) ドアロック

盗まれた鍵により開けることができる保険証券記載の建物のドアの錠をいいます。

第10条（特別費用保険金を支払う場合）

当会社は、次の①から③までに規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合において、その損害の額^(注28)が保険価額の80%に相当する額以上となったときは、それによって生ずる特別な費用に対して、この普通保険約款に従い、特別費用保険金を支払います。

① 保険の対象が建物である場合

第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、同条(6)または同条(7)の事故

② 保険の対象が家財である場合

第1条(1)から(4)までまたは同条(6)の事故

③ 保険の対象が設備・什器等である場合

第1条(1)から(4)までの事故

(注28) 損害の額

第13条（損害保険金の支払額）(1)から(3)までならびに第15条（水害保険金の支払額）(1)および同条(2)の規定による損害の額とします。

第11条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注29)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注30)またはその者^(注30)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、所有^(注31)または運転^(注32)する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ④ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑤ 保険の対象である家財または設備・什器等の置き忘れまたは紛失
 - ⑥ 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(3)まで、同条(6)または第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の事故の際における保険の対象の紛失または盜難
 - ⑦ 保険の対象である動産が保険証券記載の建物外にある間に生じた盜難。ただし、第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金を除きます。
 - ⑧ 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盜難
 - ⑨ 持ち出し家財の置引き、車上ねらい^(注33)その他の被保険者の管理下にない持ち出し家財の盜難
 - ⑩ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- (2) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑭までのいずれかに該当する損害に対しては、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(7)の損害保険金および同条(7)の事故によって生じた第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）に規定する同条①から⑦までの費用のうち保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用に対する同条の修理付帯費用保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注34)または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故によって生じた損害を除きます。
 - ④ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業^(注35)中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ⑦ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
 - ⑨ 保険の対象のすり傷、搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損^(注36)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - ⑩ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
 - ⑪ 保険の対象のうち、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
 - ⑫ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑬ 保険の対象のうち、楽器について生じた次のアまたはイの損害
 - ア. 弦^(注37)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - イ. 音色または音質の変化
 - ⑭ 給排水設備に生じた損害
- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注38)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注39)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金を除きます。
 - ③ 核燃料物質^(注40)もしくは核燃料物質^(注40)によって汚染された物^(注41)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (4) 当会社は、設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合において、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(6)までの事故による場合を除き、保険金を支払いません。
- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - ② 発酵または自然発熱の損害
 - ③ 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

(注29) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注30) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注31) 所有

所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額を領収するまでの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注32) 運転

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注33) 車上ねらい

搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。

(注34) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注35) 加工、修理等の作業

保険の対象が建物の場合には、保険の対象の建築、増築、改築または一部取りこわしをいいます。

- (注 36) 汚損
落書きによる汚損を含みます。
- (注 37) 弦
ピアノ線を含みます。
- (注 38) 損害
第11条（保険金を支払わない場合）(3)の事由によって発生した第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）および第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも第1条および第2条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注 39) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 40) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注 41) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第12条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容される家財、設備・什器等もしくは商品・製品等とします。
- (2) 次の①から⑥までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車^(注 42)、船舶^(注 43)および航空機ならびにこれらの付属品^(注 44)
 - ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - ③ 動物、植物等の生物
 - ④ 稿本、設計書、図案、雛型^{ひながた}、鋳型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類^(注 45)。ただし、コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類^(注 46)については、そのコンピュータと同時に損害が生じた場合に限り保険の対象に含むものとします。
 - ⑥ その他保険証券記載の物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次の①から④までに掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 置、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 門、塀もしくは垣または付属建物^(注 47)
- (4) 家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (5) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、(3)①から③までに掲げる物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (6) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、(3)①から③までに掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (7) 家財または設備・什器等が保険の対象である場合において、次の①または②に該当するものに、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)②の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財または設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。
- ① 家財が保険の対象である場合には、生活用の通貨等、預貯金証書および乗車券等^(注 48)
 - ② 設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の通貨等、預貯金証書および乗車券等

- (注 42) 自動車
自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
- (注 43) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。
- (注 44) これらの付属品
自動車^(注 42)、船舶^(注 43)および航空機に実際に定着^(注 49)または装備^(注 50)されているか否かを問わず、これらに定着^(注 49)または装備^(注 50)することを前提に設計、製造された物をいいます。
- (注 45) データ類
プログラム、データその他これらに類するものをいいます。

- (注 46) コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類
O Sなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたデータ類^(注 45)をいいます。
- (注 47) 付属建物
床面積が66m²未満の物置、車庫その他の付属建物をいいます。
- (注 48) 生活用の通貨等、預貯金証書および乗車券等
これらが持ち出し家財である場合を除きます。
- (注 49) 定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
- (注 50) 装備
自動車^(注 42)、船舶^(注 43)および航空機を運行させるために備品として備え付けられている状態をいいます。

第13条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までおよび同条(7)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等である場合には、当会社が第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までおよび同条(7)の損害保険金として支払うべき損害の額の認定方法は、次の①から③までによります。
- ① 損害の額は、保険の対象の時価額によって定めるものとし、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。
- ② 保険の対象の価値の下落は損害の額に含めません。
- ③ 保険の対象が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。
- (3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)および(2)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (4) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までの事故によって生じた損害については、当会社は、保険金額を限度とし、次の①または②に規定する額を損害保険金として、支払います。
- ① 保険金額が保険価額の60%に相当する額以上である場合
(1)から(3)までの規定による損害の額
- ② 保険金額が保険価額の60%に相当する額より低い場合
次の算式によって算出した額
- $$(1) \text{から} (3) \text{までの規定による損害} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の } 60\% \text{に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$
- (5) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までの事故によって、保険の対象である建物、家財または設備・什器等が損害を受け、その損害の状況等が次の①に該当する場合には、当会社は、次の②の額を損害保険金として、(4)の損害保険金に追加して支払います。
- ① (1)から(3)までの規定による損害の額が、保険価額の80%に相当する額以上であり、かつ、(4)の規定による損害保険金の額および第24条（特別費用保険金の支払額）の規定による特別費用保険金の額の合計額が、(1)から(3)までの規定による損害の額に満たないこと。
- ② 次の算式によって算出した額
- $$\begin{array}{l} \text{保険金額の } 2 \text{倍に相当する} & (4) \text{の規定による損害保険金の額} & (4) \text{の損害保険金に追加して支} \\ \text{額または(1)から(3)までの規定による損害の額} & - & \text{払う損害保険金の額} \\ \text{いずれか低い額} & & \end{array} = \text{規定による特別費用保険金の額の合計額}$$
- (6) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(7)の事故によって生じた損害については、当会社は、次の①または②に規定する額を損害保険金として、支払います。ただし、保険の対象が建物の場合には、保険金額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を、保険の対象が家財の場合には、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- ① 保険金額が保険価額の60%に相当する額以上である場合
1回の事故につき、(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額
- ② 保険金額が保険価額の60%に相当する額より低い場合
次の算式によって算出した額

$$\frac{\text{1回の事故につき、(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額}}{\times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の} 60\% \text{に相当する額}}} = \text{損害保険金の額}$$

(7) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(7)の事故によって、保険の対象である建物が損害を受け、その損害の状況等が次の①に該当する場合には、当会社は、次の②の額を損害保険金として、(6)の損害保険金に追加して支払います。

① (1)から(3)までの規定による損害の額が、保険価額の80%に相当する額以上であり、かつ、(6)の規定による損害保険金の額および第24条（特別費用保険金の支払額）の規定による特別費用保険金の額の合計額が、(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額に満たないこと。

② 次の算式によって算出した額

$$\frac{\text{保険金額の} 2 \text{倍に相当する額または(1)から(3)までの規定による損害の額のいずれか低い額}}{\text{保険証券記載の免責金額、(6)の損害保険金による特別費用保険金の額の合計額}} = \text{損害保険金の額}$$

第14条（損害保険金の支払額—通貨等、預貯金証書または乗車券等の盗難の場合）

(1) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(5)の生活用の通貨等または業務用の通貨等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(2) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(5)の生活用の預貯金証書または業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、次の①または②に規定する額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

① 生活用の預貯金証書の盗難の場合

200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

② 業務用の預貯金証書の盗難の場合

300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

(3) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(5)の生活用の乗車券等または業務用の乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに5万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第15条（水害保険金の支払額）

(1) 当会社が第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(6)①または同②の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等である場合には、当会社が第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(6)①または同②の水害保険金として支払うべき損害の額の認定方法は、次の①から③までによります。

① 損害の額は、保険の対象の時価額によって定めるものとし、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。

② 保険の対象の価値の下落は損害の額に含めません。

③ 保険の対象が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(3) 当会社は、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(6)①または同②の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\frac{\text{(1) および (2) の}}{\text{保険金額}^{(\text{注51})} \times \frac{\text{規定による損害の額}}{\text{保険価額}}} = \text{水害保険金の額}$$

(4) 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(6)の事故によって、保険の対象である建物または家財が損害を受け、その損害の状況等が次の①に該当する場合には、当会社は、次の②の額を水害保険金として、(3)の水害保険金に追加して支払います。

① (1)および(2)の規定による損害の額が、保険価額の80%に相当する額以上であり、かつ、(3)の規定による水害保険金の額および第24条（特別費用保険金の支払額）の規定による特別費用保険金の額の合計額が、(1)および(2)の規定による損害の額に満たないこと。

② 次の算式によって算出した額

保険金額の2倍に相当する額または(1)および(2)の規定による損傷の額のいずれか低い額	(3)の規定による水害保険金の額および第24条の規定による特別費用保険金の額の合計額	(3)の水害保険金に追加して支払う水害保険金の額
---	--	--------------------------

(5) 当会社は、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(6)③の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \text{ (注51)} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(注51) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第16条（持ち出し家財保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額は、持ち出し家財の再調達価額によって定めます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、持ち出し家財が貴金属等である場合には、当会社が第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として支払うべき損害の額の認定方法は、次の①から③までによります。
- ① 損害の額は、持ち出し家財の時価額によって定めるものとし、持ち出し家財の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。
 - ② 持ち出し家財の価値の下落は損害の額に含めません。
 - ③ 持ち出し家財が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその持ち出し家財全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。
- (3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)および(2)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (4) 当会社は、1回の事故につき、100万円または保険の対象である家財の保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、(1)から(3)までの規定による損害の額を第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として、支払います。

第17条（臨時費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、次の①または②に規定する額を第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金として、支払います。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合
次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
- 第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）
(1)から(3)までの損害保険金の額 \times 支払割合(30%) = 臨時費用保険金の額
- ② 保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が①以外の建物である場合
次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。
- 第1条(1)から(3)までの損害保険金の額 \times 支払割合(30%) = 臨時費用保険金の額

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

(注52) 損害保険金の額

第13条（損害保険金の支払額）(5)の損害保険金の額を除きます。

第18条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(3)までの損害保険金の額^(注53)の10%に相当する額を限度とし、第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）に規定する残存物取片づけ費用の額を同条の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

づけ費用保険金を支払います。

(注 53) 損害保険金の額

第 13 条（損害保険金の支払額）(5) の損害保険金の額を除きます。

第 19 条（失火見舞費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第 5 条（失火見舞費用保険金を支払う場合）の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1 回の事故につき、同条①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額^(注 54)の 20% に相当する額を限度とします。

$$\frac{\text{被災世帯の数}}{(50 \text{ 万円})} \times \frac{1 \text{ 被災世帯あたりの支払額}}{= \text{ 失火見舞費用保険金の額}}$$

(2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(注 54) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が 2 名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

第 20 条（地震火災費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第 6 条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 300 万円を限度とします。

$$\frac{\text{保険金額}}{(5\%)} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(2) (1) ただし書においては、72 時間以内に生じた 2 以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1 回の事故とみなします。

(注 55) 保険金額

保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

第 21 条（修理付帯費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに、次の①または②に規定する額を限度とし、第 7 条（修理付帯費用保険金を支払う場合）に規定する同条①から⑦までの費用のうち保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用の額を同条の修理付帯費用保険金として、支払います。

① 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合

損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額^(注 56)に 10% を乗じて得た額または 100 万円のいずれか低い額

② 保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が①以外の建物である場合

損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額^(注 56)に 30% を乗じて得た額または 1,000 万円のいずれか低い額

(2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

(注 56) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が 2 名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

第 22 条（水道管修理費用保険金の支払額）

当会社は、第 8 条（水道管修理費用保険金を支払う場合）の水道管修理費用保険金として、同条に規定する凍結によって損壊した専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を支払います。ただし、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 10 万円を限度とします。

第 23 条（ドアロック交換費用保険金の支払額）

当会社は、第 9 条（ドアロック交換費用保険金を支払う場合）のドアロック交換費用保険金として、同条に規定するドアロックの交換に必要な費用の額を支払います。ただし、ドアロック 1 個ごとに 3 万円を限度とし、1 回の事故につき、同条に規定するドアロックの交換に必要な費用または 200 万円のいずれか低い額を限度とします。

第 24 条（特別費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第 10 条（特別費用保険金を支払う場合）の特別費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1 回の事故につき、1 敷地

内ごとに 200 万円を限度とします。

第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1) から (4) までもしくは同条 (7) の事故による損害保険金 × 支払割合(10%) = 特別費用保険金の額
の額^(注 57) または同条 (6) の事故による水害保険金の額^(注 58)

(2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき特別費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を支払います。

(注 57) 損害保険金の額

第 13 条（損害保険金の支払額）(5) および (7) の損害保険金の額を除きます。

(注 58) 水害保険金の額

第 15 条（水害保険金の支払額）(4) の水害保険金の額を除きます。

第 25 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表 1 に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に規定する額を第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第 10 条（特別費用保険金を支払う場合）までの保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表 1 に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1) の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1) から (4) までまたは同条 (7) の損害保険金、同条 (6) ①または同②の水害保険金、および第 2 条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として、支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{別表 1 に掲げる支払限度額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額}}{\text{第 1 条 (1) から (4) までの損害保険金、同条 (6) ①もしくは同②の水害保険金、または第 2 条の持ち出し家財保険金の額}} = \text{①もしくは同②の水害保険金、または第 2 条の持ち出し家財保険金の額}$$

(3) (1) の場合において、第 3 条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金、第 4 条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金および第 10 条（特別費用保険金を支払う場合）の特別費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1) から (4) までおよび同条 (7) の損害保険金の額、ならびに同条 (6) ①の水害保険金の額は、それぞれ次の①および②に規定する算式によって算出した額とします。

① 第 1 条 (1) から (4) までおよび同条 (7) の損害保険金の額

$$(1) \text{の規定を適用して算出した第 1 条 (1) から (4) までまたは同条 (7) の損害保険金の額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出した第 13 条（損害保険金の支払額）(4) または (6) の損害保険金の額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の額}} = \text{他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の額}$$

② 第 1 条 (6) ①の水害保険金の額

$$(1) \text{の規定を適用して算出した第 1 条 (6) ①の水害保険金の額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出した第 15 条（水害保険金の支払額）(3) の水害保険金の額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の水害保険金の額}} = \text{他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の水害保険金の額}$$

(4) 損害が 2 種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) および (2) の規定をおのおの別に適用します。

第 26 条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2 以上の保険の対象を 1 保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の

割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第13条（損害保険金の支払額）(4)から(7)まで、第15条（水害保険金の支払額）(3)から(5)までおよび第20条（地震火災費用保険金の支払額）(1)ならびに第2章基本条項第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）、同第48条（返れい金の支払－保険金額の調整の場合）、同第49条（返れい金の支払－解除の場合）、同第56条（保険金支払後の保険契約）および同第61条（満期返れい金の支払）の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第27条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第28条（保険料の払込方法）

- (1) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) 第56条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定が適用される場合において、同条(1)の保険金支払の原因となった損害が生じた日以後その保険年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、同条(1)の保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (4) 当会社は、保険料のうち(3)に規定する未払込部分がある場合は、第56条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定が適用される場合の保険金から(3)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

第29条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) 第28条（保険料の払込方法）(2)の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みの猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
- (2) 当会社は、払込猶予期間が保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を第61条（満期返れい金の支払）(1)本文の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- (3) (2)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第31条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、将来の保険料の全額を前納することができます。
- (2) (1)の規定により前納する保険料については、この保険契約の保険料を算出する際に用いた利率により割り引きます。

第32条（保険料の振替貸付）

- (1) 第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(3)の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約を有効に継続させます。ただし、当会社がこの貸付を行うのは、この払い込まれなかつた保険料とこの保険料に相当する額を貸し付けた場合に付されるべき(2)の利息の合計額が、払込期日までに払い込まれなかつた保険料の払込みがあったものとして計算した第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）(2)に規定する返れい金^(注59)を超えない場合に限ります。
- (2) 振替貸付による貸付金の利息は、当会社の定める利率^(注60)により払込猶予期間

の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算し、次の払込猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れます。

(3) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する返れい金等を支払う場合において、振替貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。

- ① 第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）(2) の返れい金
- ② 第48条（返れい金の支払－保険金額の調整の場合）(2) の返れい金
- ③ 第49条（返れい金の支払－解除の場合）(1) の返れい金
- ④ 第56条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定が適用される場合の保険金
- ⑤ 第61条（満期返れい金の支払）(1) 本文の満期返れい金

(注59) 第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）(2) に規定する返れい金

別表2(4)に規定するB表を適用して計算した返れい金とします。また、既に振替貸付または契約者貸付の貸付金がある場合は、その元利合計額を差し引いた残額とします。

(注60) 当会社の定める利率
年6分以内とします。

第33条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によつてこれを知らなかつた場合^(注61)
- ③ 保険契約者または被保険者が、第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもつて訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害の発生した後になされた場合であつても、第44条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害については適用しません。

(注61) (2)の事実を知っていた場合または過失によつてこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第34条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注62)が発生したこと。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金

を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第44条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1章補償条項第1条から第10条までの事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注63)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第44条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1章補償条項第1条から第10条までの事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(8) (1)から(7)までの規定は、持ち出し家財については適用しません。

(注62) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において第34条（通知義務）の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注63) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第35条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第36条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第39条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第37条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第38条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第39条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第56条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第40条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害が発生した後に(1)の

規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第41条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第42条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権または返れい金請求権のいずれかの上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解除することはできません。

第43条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1) の規定による解除が第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から③までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1章補償条項第1条から第10条までの事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第44条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第45条（保険料の変更・告知義務・通知義務の場合）

- (1) 第33条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以後、保険料を変更します。なお、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- (2) (1)の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- (3) 第34条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、事実の発生した日の属する保険年度の翌保険年度以後、保険料を変更します。
- (4) (3)の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額および未経過期間に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (5) (1)本文または(3)の規定により変更された保険料の払込みについても第30条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)および第32条（保険料の振替貸付）の規定を適用します。
- (6) (1)なお書、(2)または(4)の規定により請求された保険料は、当会社が(1)の承認をした日または保険契約者もしくは被保険者が第34条（通知義務）(1)の通知をした日の属する月の翌月末日までに払い込まなければなりません。
- (7) (6)の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかったときは、この保険契約は、当会社が(1)の承認をした日または保険契約者もしくは被保険者が第34条（通知義務）(1)の通知をした日の属する月の翌月末日の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても第32条（保険料の振替貸付）の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行った場合には、この保険契約は効力を失いません。

第46条（返り金の支払い無効または失効の場合）

- (1) 第38条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合^(注64)には、当会社は、別表2に規定する方法により計算した返り金を保険契約者に支払います。
- (3) 当会社が(2)の返り金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額を、第32条（保険料の振替貸付）(3)および第58条（契約者貸付の返済への充当）の規定により(2)の返り金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(2)の返り金から差し引き、その残額を支払います。
- (4) (2)の返り金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれに合意した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、(2)の返り金の支払事由が生じた日または保険契約者が(6)の規定による手続を完了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。
- (5) (4)の規定による(2)の返り金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- (6) 保険契約者が(2)の返り金の支払を受けようとする場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の提出書類に知っている事實を記載しなかった場合または事實と異なる記載をした場合には、これにより(2)の返り金の支払が遅延した期間については、(4)の期間に算入しないものとします。

(注64) 保険契約が失効となる場合

第56条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了する場合を除きます。

第47条（返り金の支払い取消しの場合）

第40条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第48条（返り金の支払い保険金額の調整の場合）

- (1) 第41条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第41条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額する保険金額に対して別表2に規定する方法により計算した返り金を保険契約者に支払います。
- (3) 当会社が(2)の返り金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額を、第32条（保険料の振替貸付）(3)および第58条（契約者貸付の返済への充当）の規定により(2)の返り金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(2)の返り金から差し引き、その残額を支払います。
- (4) 当会社が(2)および(3)の規定により(2)の返り金を支払う場合には、第46条（返り金の支払い無効または失効の場合）(4)から(7)までの規定を適用します。

第49条（返り金の支払い解除の場合）

- (1) 保険契約が解除された場合には、当会社は、別表2に規定する方法により計算した返り金を保険契約者に支払います。
- (2) 当会社が(1)の返り金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額を、第32条（保険料の振替貸付）(3)および第58条（契約者貸付の返済への充当）の規定により(1)の返り金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(1)の返り金から差し引き、その残額を支払います。
- (3) 当会社が(1)および(2)の規定により(1)の返り金を支払う場合には、第46条（返り金の支払い無効または失効の場合）(4)から(7)までの規定を適用します。

第50条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注65)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、次の①から③までのことを行なうことができます。
- ① その保険の対象または敷地内を調査すること。
 - ② 敷地内の被保険者の所有物の全部または一部を調査すること。
 - ③ 敷地内の被保険者の所有物の全部または一部を一時他に移転すること。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いま

す。

(注 65) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 51 条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第 1 章補償条項第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第 10 条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第 1 章補償条項第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1) の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、同第 11 条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第 27 条（保険責任の始期および終期）(3) の規定が適用されないときは、当会社は、次の①から③までに掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、同第 6 条（地震火災費用保険金を支払う場合）の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
② 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注 66)の修理費用または再取得費用
③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用^(注 67)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく (1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{損害の発生および拡大} - \text{を防止することができたと認められる額} = \text{損害の額}$$

保険金および水害保険金を支払う場合) の事故による損害の額

- (4) 第 1 章補償条項第 13 条（損害保険金の支払額）(4) ②、同第 25 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1) および同第 26 条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同第 25 条(1) の規定中「別表 1 に掲げる支払限度額」とあるのは「第 2 章基本条項第 51 条（損害防止義務および損害防止費用）(2) によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2) の場合において、当会社は、(2) に規定する負担金と保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

(注 66) 消火活動に使用したことにより損傷した物

消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注 67) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第 52 条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第 1 章補償条項第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1) から(4)までの損害保険金、同条(6)の水害保険金、同条(7)の損害保険金または同第 2 条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第 1 章補償条項第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(4) の損害保険金または同第 2 条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象の回収のために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、保険の対象に損傷または汚損の損害が生じている場合は、同第 1 条(4) の損害保険金または同第 2 条の持ち出し家財保険金を支払います。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第 1 章補償条項第 1 条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(4) の損害保険金または同第 2 条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額^(注 68)に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額^(注 69)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注 68) 保険価額

持ち出し家財の場合は持ち出し家財の保険価額を、貴金属等の場合は貴金属等の時価額をいいます。

(注 69) 支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額

保険の対象の回収のために支出した必要な費用に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第53条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）までの事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までに掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注70)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注70)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類または証拠を偽造または変造した場合
- (7) 保険金請求権は、(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、时效によって消滅します。

（注70）配偶者

＜用語の定義＞「配偶者」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第54条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注71)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数^(注72)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会 (注73)	180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注74)には、これにより確認が遅延した期間について、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4) (1) の規定にかかわらず、当会社は、第1章補償条項に規定する次の①または②の保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、その保険金を内払することができます。

① 第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金

② 第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金

(5) (1)、(2) または (4) の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(注71) 損害の額

保険価額を含みます。

(注72) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注73) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注74) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第55条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額			
① 当会社が損害の額の全額を <u>保険金</u> として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った <u>保険金</u> の額 イ. <u>被保険者</u> が取得した債権の全額			
② 当会社が損害の額の一部を <u>保険金</u> として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った <u>保険金</u> の額 イ. 次の算式により算出された額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td><u>被保険者</u>が取得した債権の額</td><td>-</td><td><u>損害の額のうち保険金が支払われていない額</u></td></tr></table>	<u>被保険者</u> が取得した債権の額	-	<u>損害の額のうち保険金が支払われていない額</u>
<u>被保険者</u> が取得した債権の額	-	<u>損害の額のうち保険金が支払われていない額</u>		

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第56条（保険金支払後の保険契約）

(1) 次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

① 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)まで、同条(6)または同条(7)の事故によって、保険の対象である建物について、損害の額^(注75)が保険価額の80%に相当する額以上となる損害が生じた場合において、当会社がその損害に対して損害保険金または水害保険金を支払ったとき。

② 第1章補償条項第1条(1)から(4)までまたは同条(6)の事故によって、保険の対象である家財について、損害の額^(注75)が保険価額の80%に相当する額以上となる損害が生じた場合において、当会社がその損害に対して損害保険金または水害保険金を支払ったとき。

③ 第1章補償条項第1条(1)から(4)までの事故によって、保険の対象である設備・什器等について、損害の額^(注75)が保険価額の80%に相当する額以上となる損害が生じた場合において、当会社がその損害に対して損害保険金を支払ったとき。

④ 保険の対象が商品・製品等である場合において、第1章補償条項第1条(1)

から（3）までの損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額^(注76)に相当する額となったとき。

- ⑤ この保険契約に明記物件補償特約が付帯されている場合において、保険の対象である明記物件について、第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）の損害保険金の支払額^(注77)、同第15条（水害保険金の支払額）の水害保険金の支払額または同第16条（持ち出し家財保険金の支払額）の持ち出し家財保険金の支払額が、それぞれ1回の事故につき、保険金額^(注76)に相当する額となったとき。
- （2）当会社が（1）の保険金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額^(注78)を、第32条（保険料の振替貸付）（3）および第58条（契約者貸付の返済への充当）の規定により（1）の保険金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、（1）の保険金から差し引き、その残額を支払います。
- （3）（1）の場合には、当会社は、返れい金を支払いません。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の保険契約または第31条（保険料の前納）（1）の規定により保険料の全額を前納した保険契約については、当会社は、別表2に規定する方法により計算した返れい金を保険契約者に支払います。
- （4）当会社が（3）ただし書の返れい金を支払う場合には、第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（4）から（7）までの規定を適用します。
- （5）（1）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- （6）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、（1）から（5）までの規定を適用します。

（注75）損害の額

第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）（1）から（3）までならびに同第15条（水害保険金の支払額）（1）および同条（2）の規定による損害の額とします。

（注76）保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

（注77）第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）の損害保険金の支払額

第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）に保険証券記載の免責金額の規定がある損害保険金については、免責金額の規定がないものとして、同条の規定によって算出した損害保険金の額とします。

（注78）その額

第28条（保険料の払込方法）（4）に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

第57条（契約者貸付）

- （1）保険契約者は、第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）に規定する返れい金^(注79)の90%の範囲内で、貸付を受けることができます。
- （2）契約者貸付を受ける場合の取扱いは別表4のとおりとします。
- （3）契約者貸付を受けている場合において、この普通保険約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権を設定するとき、またはこれらの請求権のいずれかを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、書面により当会社の承諾を得なければなりません。

（注79）第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）に規定する返れい金

別表2（4）に規定するB表を適用して計算した返れい金とします。また、既に振替貸付または契約者貸付の貸付金がある場合は、その元利合計額を差し引いた残額とします。

第58条（契約者貸付の返済への充当）

- （1）当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する返れい金等を支払う場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。
- ① 第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）の返れい金
② 第48条（返れい金の支払－保険金額の調整の場合）（2）の返れい金
③ 第49条（返れい金の支払－解除の場合）（1）の返れい金
④ 第56条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定が適用される場合の保険金
⑤ 第61条（満期返れい金の支払）（1）本文の満期返れい金
- （2）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部が第56条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により終了するとき、または保険契約の一部が解除された場合にも（1）の規定を適用します。ただし、契約者貸付による貸付金の元利合計額が、減額後の保険金額について第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）に規定する返れい金^(注80)の90%の範囲内である場合には、（1）の規定は適用しません。

（注80）第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）に規定する返れい金

別表2（4）に規定するB表を適用して計算した返れい金とします。

第59条（保険料の振替貸付との関係）

保険契約者は、契約者貸付を受けている場合においても、次の①および②の元利合計額を合計した額が第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）に規定する返れい金^(注81)を超えない場合に限り、第32条（保険料の振替貸付）

の規定の適用を受けることができます。

- ① 振替貸付による貸付金については、払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算した元利合計額^(注82)
② 契約者貸付による貸付金については、貸付を受けた日から払込猶予期間の満了日の翌月末日までについて計算した元利合計額

(注81) 第46条（返れい金の支払い無効または失効の場合）(2)に規定する返れい金
別表2（4）に規定するB表を適用して計算した返れい金とします。

(注82) 元利合計額

既に振替貸付による貸付金がある場合は、その元利合計額を含みます。

第60条（契約者貸付に関する保険契約の失効）

振替貸付による貸付金および契約者貸付による貸付金について、毎月の月末において翌月末日までの元利合計額を計算し、その合計額が第46条（返れい金の支払い無効または失効の場合）(2)に規定する返れい金^(注83)を超える場合は、この保険契約は、その計算を行った月の末日の翌日から効力を失います。

(注83) 第46条（返れい金の支払い無効または失効の場合）(2)に規定する返れい金
別表2（4）に規定するB表を適用して計算した返れい金とします。

第61条（満期返れい金の支払）

- (1) 当会社は、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み^(注84)が完了しているときは、満期返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)、第32条（保険料の振替貸付）(3)および第58条（契約者貸付の返済への充当）の規定により満期返れい金から差し引くべき額がある場合はそれらの合計額を、満期返れい金から差し引き、その残額を支払います。
- (2) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれに合意した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、保険期間が満了した日^(注85)の翌日から起算して20日以内に行います。
- (3) (2)の規定による満期返れい金の支払は、当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- (4) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の提出書類に知っている事実を記載しなかった場合または事実と異なる記載をした場合には、これにより満期返れい金の支払が遅延した期間については、(2)の期間に算入しないものとします。
- (6) 2以上の保険の対象について、1保険証券で契約した場合には、それについて保険契約が締結されたものとみなし、おのおの別に(1)から(5)までの規定を適用します。
- (7) 満期返れい金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

(注84) 保険料全額の払込み

第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)の規定に基づき満期返れい金から差し引くことによる保険料の払込みおよび振替貸付による保険料の払込みを含みます。

(注85) 保険期間が満了した日

保険契約者が(4)の規定による手続を完了した日が保険期間が満了した日以後となる場合には、保険契約者が(4)の規定による手続を完了した日とします。

第62条（契約者配当）

- (1) 当会社は、毎事業年度末において積立保険料の運用益が、この保険契約の保険料を算出する際に用いた利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。
- (2) 当会社は、(1)の契約者配当準備金を、保険期間が満了した契約に対して、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。
- (3) 契約者配当金は、満期返れい金と同時に保険契約者に支払います。
- (4) 当会社は、保険期間の満了以前に終了した契約、失効した契約または解除された契約に対しては、契約者配当金は支払いません。
- (5) 契約者配当金の請求方法等については、前条(2)から(6)までの規定を準用します。
- (6) 契約者配当金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第63条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第36条（保険

の対象の譲渡) の規定によるものとします。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 64 条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 65 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 66 条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
(1) 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)	損害の額
(2) 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(5)の損害保険金	1回の事故につき、1箇地内ごとに50万円 ^(注1) または損害の額のいずれか低い額 ① 生活用の通貨等または業務用の通貨等 ② 生活用の預貯金証書 ③ 業務用の預貯金証書 ④ 生活用の乗車券等または業務用の乗車券等
(3) 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(6)の水害保険金	1回の事故につき、1箇地内ごとに5万円 ^(注4) または損害の額のいずれか低い額 ① ①または②の水害保険金 ② ③の水害保険金
(4) 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(7)の損害保険金	ア. 他の保険契約等に免責金額がない場合 イ. 他の保険契約等に免責金額がある場合 ① 建物 ② 家財
(5) 第1章補償条項第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金	1回の事故につき、100万円 ^(注5) または損害の額のいずれか低い額
(6) 第1章補償条項第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金	1回の事故につき、1箇地内ごとに100万円 ^(注5) ① 専用住宅の場合 ② 専用住宅以外の場合
	1回の事故につき、1箇地内ごとに500万円 ^(注9)

別表 1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

(7) 第1章補償条項第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金	第1章補償条項第4条に規定する残存物取片づけ費用の額
(8) 第1章補償条項第5条（失火見舞費用保険金を支払う場合）の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、50万円（注10）に被災世帯の数を乗じて得た額
(9) 第1章補償条項第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注3）
(10) 第1章補償条項第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金	<p>① それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注3）を超える場合</p> <p>② ①に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（注6）を乗じて得た額を超えるとき。</p>
(11) 第1章補償条項第8条（水道管修理費用保険金）	<p>① 専用住宅の場合</p> <p>② 専用住宅以外の場合</p>
(12) 第1章補償条項第9条（ドアロック交換費用保険金）	1回の事故につき、200万円（注2）または第1章補償条項第9条に規定するドアロックの交換に必要な費用の額のいすれか低い額
(13) 第1章補償条項第10条（特別費用保険金）	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注2）

別表 1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

(注 1) 50万円 他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
(注 2) 200万円 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
(注 3) 300万円 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
(注 4) 5万円 他の保険契約等に、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
(注 5) 100万円 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
(注 6) 5% 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
(注 7) 保険証券記載の免責金額 他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の免責金額を下回るものがある場合は、これららの免責金額のうち最も低い額とします。
(注 8) 保険証券記載の支払限度額 他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これららの限度額のうち最も高い額とします。
(注 9) 500万円 他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
(注 10) 50万円 他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が50万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。
(注 11) 1,000万円 他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表2 失効・解約返れい金の計算方法

(1) 返れい金の計算の基準日等	返れい金は、次の①から④までに掲げる日を基準日とし、 <u>保険期間</u> の初日から基準日までの経過年月数により計算します。 ① 第2章基本条項第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）(2)においては、この保険契約が <u>失効</u> した日 ② 第2章基本条項第48条（返れい金の支払－保険金額の調整の場合）(2)においては、この保険契約の <u>保険金額</u> が減額された日 ③ 第2章基本条項第49条（返れい金の支払－解除の場合）(1)においては、この保険契約が解除された日 ④ 第2章基本条項第56条（保険金支払後の保険契約）(3)ただし書においては、この保険契約が終了した日
(2) 返れい金の例示	返れい金は、保険証券に例示します。
(3) 保険料が前納された場合の取扱い	第2章基本条項第31条（保険料の前納）の規定により、 <u>保険期間</u> の中途で将来の保険料の全額が前納された場合には、一時払契約とみなして返れい金を計算します。
(4) A表およびB表の適用区分	A表およびB表については、その適用区分を次のとおりとします。 ① A表を適用する場合 ア. 保険契約が <u>失効</u> した場合。ただし、②アに該当する場合を除きます。 イ. 災害救助法（昭和22年法律第118号）発動等の場合に当会社が特別措置を定めた場合 ウ. 第2章基本条項第33条（告知義務）(2)、同第34条（通知義務）(2)もしくは(6)または同第43条（重大事由による解除）(1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合 エ. 第2章基本条項第41条（保険金額の調整）(2)の規定により保険契約者が <u>保険金額</u> を減額した場合 オ. 保険金額が同額以上となる新たなすまいとおみせの積立保険契約を締結するため、保険契約者が保険契約を解除した場合。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払である限定危険補償特約を付帯したすまいとおみせの積立保険契約を解除する場合を除きます。 ② B表を適用する場合 ア. 第2章基本条項第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(3)または同第60条（契約者貸付に関する保険契約の失効）の規定により保険契約が <u>失効</u> した場合 イ. ①エおよびオ以外の事由により保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した場合

別表3 失効・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

① 当会社の定める請求書
② 保険証券
③ 保険契約者の印鑑証明書
④ その他当会社が、失効・解除の場合の返れい金または満期返れい金等の支払を受けようとする者が正当な権利を有する者であることの確認を行うために欠くことのできない書類として①の書類等において定めたもの

別表4 契約者貸付を受ける場合の取扱い

(1) 契約者貸付を受けることができる保険契約者	契約者貸付を受けようとする時において有効な保険契約の保険契約者とします。ただし、この普通保険約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権設定もしくは差押等がなされている場合または保険契約者の破産手続開始の申立がなされている場合等を除きます。
(2) 契約者貸付を受けようとする場合に必要な書類	契約者貸付を受けようとする場合は、次の①から⑤までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。 ① 当会社の定める契約者貸付申込書 ② 当会社の定める契約者貸付請求書 ③ 保険証券 ④ 保険契約者の印鑑証明書 ⑤ その他当会社が、 <u>契約者貸付</u> を受けようとする者が正当な権利を有する者であることの確認を行うために欠くことのできない書類として①の書類等において定めたもの
(3) 貸付金額の範囲	第2章基本条項第57条(契約者貸付)(1)に規定する範囲内で、(2)②の書類に記載の貸付限度額を限度とし、1回の貸付につき50,000円以上の金額とします。
(4) 貸付期間	① 貸付期間は貸付日から1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のない場合は、1年ずつ延長します。ただし、 <u>保険期間</u> 満了日を限度とします。なお、この保険契約が <u>保険期間</u> の中途において終了した場合は、貸付期間も終了するものとします。 ② ①の貸付日は、貸付金の交付方法が銀行預金口座への振込みである場合には当会社が送金手続を行った日とし、他の交付方法の場合には別に定める日とします。
(5) 貸付利率	① 当会社の定める利率によります。 ② 貸付期間中において①の利率が変更されても適用利率は変更しません。 ③ 貸付期間が延長された場合には、延長時における①の利率によります。
(6) 貸付金の返済	① 貸付金は、貸付期間満了日までに、利息とともに返済するものとします。 ② 貸付期間が延長された場合は、前貸付期間の利息は、新しい貸付金に元本として繰り入れます。
(7) 利息の支払	① 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、(5)の貸付利率により計算します。 ② 貸付期間が1年未満の場合は、日割計算をします。 ③ 利息は、貸付金の返済と一緒に支払うものとします。
(8) 貸付金の交付・返済の方法	銀行預金口座への振込み等、当会社の定める方法によります。
(9) 追加貸付(貸増)	(1) または(3)の規定により貸付が行えない場合を除き、既に <u>契約者貸付</u> を受けている場合においても追加して <u>契約者貸付</u> を受けることができます。なお、この場合における <u>契約者貸付</u> の貸付期間および貸付利率は当会社の定めるところによります。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額^(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。

他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額 ^(注) の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。
	(注) 門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 損賠条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能^(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水^(注1)または地盤面^(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合^(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、堀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車^(注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物^{とう}その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿^{じょうふ}その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分^(注)または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000 \text{万円} \text{ または } \text{保険価額のい} \times \text{ ずれか低い額}}{\text{この保険契約の建物についての保険金額}} = \frac{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000 \text{万円} \text{ または } \text{保険価額のい} \times \text{ ずれか低い額}}{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}} = \frac{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

- (4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) および(3)の規定をそれぞれ適用します。

- (5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{(2) ① \text{に規定} \times \text{ する限度額}}{\text{この保険契約の建物についての保険金額}} = \frac{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{(2) ② \text{に規定} \times \text{ する限度額}}{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}} = \frac{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

- (注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となつた場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となつた場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となつた場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合^(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$\frac{5,000 \text{ 万円} \text{ また} \\ \text{は保険価額のい} \times \text{ それぞれの保険契約の専有部分および共用部分について} \\ \text{ずれか低い額} \quad \text{の保険金額の合計額}}{\text{の保険金額}}$$

② 共用部分

$$\frac{5,000 \text{ 万円} \text{ また} \quad \text{この保険契約の共用部分の保険金額} \\ \text{は保険価額のい} \times \text{ それぞれの保険契約の専有部分および共用部分について} \\ \text{ずれか低い額} \quad \text{の保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$\frac{1,000 \text{ 万円} \text{ また} \quad \text{この保険契約の} \underline{\text{生活用動産}} \text{についての保険金額} \\ \text{は保険価額のい} \times \text{ それぞれの保険契約の} \underline{\text{生活用動産}} \text{についての保険金額の} \\ \text{ずれか低い額} \quad \text{合計額}}$$

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)

①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4) の規定により保険金を支払った場合^(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$\frac{(3) ①に規定 \times \text{ この保険契約の専有部分および共用部分についての保険} \\ \text{する限度額} \quad \text{金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分について} \\ \text{の保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

(3) ②に規定する限度額	×	この保険契約の <u>生活用動産</u> についての保険金額 それぞれの保険契約の <u>生活用動産</u> についての保険金額の合計額
---------------	---	---

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算出し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することがあります。

できます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者

は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日^(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②

の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) (1) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1) または(2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2) の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を

請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故

- 発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2) および事故と損害との関係
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了^(注3) の事由に該当する事実の有無
- (5) ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限ります。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における
(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

- (4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金^(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 当会社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保

險契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3) までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合^(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転することができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上ある場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上ある場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険の場合には、この特則が適用されます。

<用語の定義（五十音順）>

この特則において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動継続契約	この特則第7条（自動継続）(1)の規定により自動的に継続された保険契約をいいます。
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。
払込猶予期間	この特則第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)に規定する第2回以後の保険料 ^(注) の払込みの猶予期間をいいます。 （注）第2回以後の保険料 自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。

第1条（読み替え規定）

第3章基本条項第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 第2回以後の保険料^(注1)は、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) この保険契約または自動継続契約が第3章基本条項第32条（保険金支払後の保険契約）(1)に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、保険料のうち(2)に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約の失効もしくは解除の場合の返り金または(2)に規定する保険金から(2)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- (4) この保険契約が付帯されるすまいとおみせの積立保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯する場合は、(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

（注1）第2回以後の保険料

自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。

第3条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) この特則第2条（保険料の払込方法）(1)の規定にかかわらず、第2回以後の

保険料^(注2)の払込みの猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、最終保険契約^(注3)の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

(2) 当会社は、払込猶予期間が最終保険契約^(注3)の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

(3) (2) の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(注2) 第2回以後の保険料

自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。

(注3) 最終保険契約

この保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約の保険期間が満了する日に保険期間が満了する保険契約をいいます。

第5条（保険料の振替貸付）

(1) この条の規定は、この保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。

(2) 前条(3)の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、この保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約の普通保険約款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

第6条（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）

(1) 第3章基本条項第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) または(2)の規定により請求された保険料^(注4)は、払込期限^(注5)までに払い込まれなければなりません。

(2) (1)の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかつたときは、この保険契約または自動継続契約は、払込期限^(注5)の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行つた場合には、この保険契約または自動継続契約は効力を失いません。

(注4) 請求された保険料

この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合には、同特約第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）の規定により請求された保険料を含みます。

(注5) 払込期限

次の①または②のいずれかに該当する日の属する月の翌月末日とします。

① 第3章基本条項第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において告知事項についての訂正の申出を当会社が承認した日

② 保険契約者または被保険者が同第11条（通知義務）(1)の通知をした日

第7条（自動継続）

(1) 継続確認日^(注6)までに、当会社および保険契約者のいずれからも書面による反対の申出がなされない場合には、この保険契約は保険期間を満了となる保険契約と同一の年数^(注7)とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合には、この保険契約は継続されません。

① 地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合

② この保険契約またはこの保険契約が付帯されているすまいとおみせの積立保険契約が、それぞれの普通保険約款または普通保険約款に付帯された他の特約の規定により保険期間が満了する前に失効した場合

(2) 自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料^(注8)に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

(4) 当会社が、料率等^(注9)を改定した場合には、自動継続契約に適用される料率等^(注9)は、各自動継続契約の保険期間の初日における料率等^(注9)とします。

(5) (1)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、継続確認日^(注6)の

前後を問わず、告知事項の内容に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、(5) の告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合の取扱いは、第3章基本条項第10条（告知義務）(2) から(5)までの規定によります。

(注6) 繼続確認日

この保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。

(注7) 同一の年数

この保険契約が付帯されるすまいとおみせの積立保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(注8) 自動継続契約の保険料

保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料とします。

(注9) 料率等

地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約ならびに保険料率等をいいます。

特約

01. 団体扱特約（一般A）

(保険証券の団体名欄に「特約一般A」と記載されている場合に適用されます。)

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義										
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。										
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。										
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。										
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより <u>集金者</u> による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。										
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。										
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。										
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。										
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。										
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。										
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。										
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。										
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度については、それぞれの <u>保険期間</u> の初日応当日から1年間をいいます。										
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>未払込保険料</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td><td>この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td></tr><tr><td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td><td>年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td></tr><tr><td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td><td>この保険契約に定められた、<u>集金不能日</u>または<u>解除日</u>の属する<u>保険年度</u>の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその<u>保険年度</u>の保険料の総額</td></tr><tr><td>エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日</u> または <u>解除日</u> の属する <u>保険年度</u> の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	
区分	未払込保険料										
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額										
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額										
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日</u> または <u>解除日</u> の属する <u>保険年度</u> の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額										
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合											

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体^(注1)に勤務し、毎月その企業体^(注1)から給与の支払を受けていること。
- ② 次のアまたはイのいずれかの契約が締結されていること。
ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24

条（賃金の支払）に規定する賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行なうことができる場合に限ります。

イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

区分	委託内容
ア. <u>集金者</u> が <u>団体</u> である場合	保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
イ. <u>集金者</u> が <u>職域労働組合等</u> である場合	団体によって控除された保険料を <u>団体</u> から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体

法人・個人の別を問いません。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第10条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。

② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。

③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行なわれなくなった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱いに係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約^(注3)が締結されている場合には、それぞれの集金契約^(注3)の保険契約者の人数の合計とします。

(注3) 集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般B）」および「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注4)
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	<u>解除日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注5)

- (2) 当会社は、(1) に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1) に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) 集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日とします。

(注5) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約^(注6)の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注7)とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1) 以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわ

らず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この特約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険契約または同保険契約に付帯される地震保険契約の場合には、この特則が適用されます。

第1条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) (1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約は、(1)に規定する期間の満了日の翌日から効力を失います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）または地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条（保険料の振替貸付）の規定を次のとおり読み替えて準用します。
- ① すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
- ② 地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

第2条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法^(注1)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注2)とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注1) 翌保険年度以降の保険料の払込方法

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険料の払込方法とします。

(注2) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険期間の初日とします。

(注3) 自動継続契約

地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第7条（自動継続）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

第3条（特約失効の特例）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、すまいとおみせの積立保険契約の保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定によりこの特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をすまいとおみせの積立保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

第4条（特約の適用除外）

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）および第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）の規定は適用しません。

01. 団体扱特約（一般B）

（保険証券の団体名欄に「特約一般B」と記載されている場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義									
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。									
事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。									
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。									
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。									
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより <u>集金者</u> による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。									
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。									
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。									
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。									
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。									
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。									
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。									
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度については、それぞれの <u>保険期間</u> の初日応当日から1年間をいいます。									
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td> <td>この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td> <td>年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td> <td>この保険契約に定められた、<u>集金不能日</u>または<u>解除日</u>の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその<u>保険年度</u>の保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日</u> または <u>解除日</u> の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額	エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合
区分	未払込保険料									
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額									
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額									
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日</u> または <u>解除日</u> の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額									
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合										

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公團、会社等の企業体^(注1)に勤務し、毎月その企業体^(注1)から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

イ、アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体

法人・個人の別を問いません。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② <u>保険期間</u> が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア、第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ、第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- 当会社が、第10条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - 保険契約者またはその代理人が保険料を事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

- (4) ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行なわれなかった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱いに係る特約付保険契約を締結している場合は1名とえます。また、複数の集金契約^(注3)が締結されている場合には、それぞれの集金契約^(注3)の保険契約者の人数の合計とします。

(注3) 集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」、「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」および「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注4)
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	<u>解除日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注5)

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) 集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日とします。

(注5) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約^(注6)の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注7)とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この特約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険契約または同保険契約に付帯される地震保険契約の場合には、この特則が適用されます。

第1条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) (1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約は、(1)に規定する期間の満了日の翌日から効力を失います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）または地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条（保険料の振替貸付）の規定を次のとおり読み替えて準用します。
- ① すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
- ② 地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

第2条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法^(注1)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注2)とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注1) 翌保険年度以降の保険料の払込方法

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険料の払込方法とします。

(注2) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険期間の初日とします。

(注3) 自動継続契約

地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第7条（自動継続）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

第3条（特約失効の特例）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、すまいとおみせの積立保険契約の保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定によりこの特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をすまいとおみせの積立保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

第4条（特約の適用除外）

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）および第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）の規定は適用しません。

01. 団体扱特約（一般C）

（保険証券の団体名欄に「特約一般C」と記載されている場合に適用されます。）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義										
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。										
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。										
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。										
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。										
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)①の事実の場合は、その事実が発生したことにより <u>集金者</u> による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。										
退職者	企業体 ^(注) を退職した者をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。										
他の団体扱特約	団体扱特約（一般A）または団体扱特約（一般B）をいいます。										
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) または保険契約者が退職時に在籍していた企業体 ^(注) をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。										
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。										
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。										
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。										
分割未払込保険料	第10条（退職者に対する特則）(1)の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。										
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。										
保険年度	初年度については、 <u>保険期間</u> の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの <u>保険期間</u> の初日応当日から1年間をいいます。										
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>未払込保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. <u>保険期間</u>が1年以下の場合</td> <td>この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>イ. <u>保険期間</u>が1年の保険契約において、<u>年額保険料</u>を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td> <td>年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>ウ. <u>保険期間</u>が1年を超える保険契約において、<u>年額保険料</u>を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td> <td>この保険契約に定められた、<u>集金不能日等</u>または<u>解除日</u>の属する<u>保険年度</u>の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその<u>保険年度</u>の保険料の総額</td> </tr> <tr> <td>エ. <u>保険期間</u>が1年を超える保険契約において、<u>年額保険料</u>を毎年払い込む場合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	未払込保険料	ア. <u>保険期間</u> が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	イ. <u>保険期間</u> が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	ウ. <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日等</u> または <u>解除日</u> の属する <u>保険年度</u> の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額	エ. <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合	
区分	未払込保険料										
ア. <u>保険期間</u> が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額										
イ. <u>保険期間</u> が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額										
ウ. <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日等</u> または <u>解除日</u> の属する <u>保険年度</u> の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額										
エ. <u>保険期間</u> が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合											

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分

ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア. 公社、公團、会社等の企業体 ^(注1) に勤務し、毎月その企業体 ^(注1) から給与の支払を受けている者	次のいずれかの者 (7) 団体 (イ) 団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織
イ. 退職者。ただし、退職した企業体 ^(注1) が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。	次のいずれかの者 (7) 団体 (イ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

- ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 企業体

法人・個人の別を問いません。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料の第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第11条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払い込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契

約の保険料の払込みを完了していないとき。

- (2) 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- (3) 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までに掲げる事実のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかつたこと。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつたこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名とえます。また、複数の集金契約^(注3)が締結されている場合には、それぞれの集金契約^(注3)の保険契約者の人数の合計とします。

(注3) 集金契約

「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」、「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」および「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日</u> 等の翌日から起算して1か月後の日 ^(注4)
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	<u>解除日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注5)

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) 集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日とします。

(注5) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約^(注6)の保険料払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効ま

たは解除) (1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注7)とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1) 以外の払込方法とすることができます。

(注6) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第 10 条 (退職者に対する特則)

- (1) 他の団体扱特約を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。
- (2) 保険契約者は、分割未払保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
- (3) 他の団体扱特約に規定する未払保険料の全額の払込みを完了する前に、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、第5条(保険金の支払および未払保険料の払込み)の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払保険料は、他の団体扱特約に規定する未払保険料から既に払い込まれた分割未払保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。
- (4) 他の団体扱特約に規定する未払保険料の全額の払込みを完了する前に、第7条(特約の失効または解除) (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合には、第8条(特約の失効または解除後の未払保険料の払込み)の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払保険料は、他の団体扱特約に規定する未払保険料から既に払い込まれた分割未払保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第 11 条 (保険料の返還または請求に関する特則)

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第 12 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この特約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険契約または同保険契約に付帯される地震保険契約の場合には、この特則が適用されます。

第 1 条 (特約の失効または解除後の未払保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、第7条(特約の失効または解除) (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属する月の翌月末日までに、未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) に規定する期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) (1) に規定する期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約は、(1) に規定する期間の満了日の翌日から効力を失います。
- (4) (3) の規定にかかわらず、(1) に規定する期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合には、すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(保険料の振替貸付)または地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条(保険料の振替貸付)の規定を次のとおり読み替えて準用します。
- ① すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- ② 地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

第2条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法^(注1)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注2)とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。
- (注1) 翌保険年度以降の保険料の払込方法
地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険料の払込方法とします。
- (注2) 各保険年度の保険期間の初日応当日
地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険期間の初日とします。
- (注3) 自動継続契約
地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第7条（自動継続）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

第3条（特約失効の特例）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、すまいとおみせの積立保険契約の保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定によりこの特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をすまいとおみせの積立保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

第4条（特約の適用除外）

第8条（特約の失効または解除後の未払保険料の払込み）および第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）の規定は適用しません。

01. 団体扱特約

（保険証券の団体名欄に「管公署特約」と記載されている場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第7条（特約の失効または解除）(1)①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

次の算式により算出された額をいいます。

区分	未払込保険料	
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料	- 既に払い込まれた保険料の総額
イ. 保険期間が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	<u>年額保険料</u>	- 既に払い込まれた保険料の総額
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、 <u>集金不能日</u> または <u>解除日</u> の属する保険年度の1か年分保険料	- 既に払い込まれたその <u>保険年度</u> の保険料の総額
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合		

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>団体</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>団体</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>団体</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第10条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時

に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払い込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行なわれなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注1)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名とえます。また、複数の集金契約^(注2)が締結されている場合には、それぞれの集金契約^(注2)の保険契約者の人数の合計とします。

(注2) 集金契約

「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注3)
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	<u>解除日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注4)

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

- (4) (3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注3) 集金不能日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日とします。

(注4) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約^(注5)の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注6)とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注5) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注6) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この特約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険契約または同保険契約に付帯される地震保険契約の場合には、この特則が適用されます。

第1条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属する月の翌月末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) (1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約は、(1)に規定する期間の満了日の翌日から効力を失います。

(4) (3)の規定にかかわらず、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）または地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条（保険料の振替貸付）の規定を次のとおり読み替えて準用します。

① すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

② 地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

第2条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法^(注1)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注2)とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注1) 翌保険年度以降の保険料の払込方法

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険料の払込方法とします。

(注2) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険期間の初日とします。

(注3) 自動継続契約

地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第7条（自動継続）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

第3条（特約失効の特例）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、すまいとおみせの積立保険契約の保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1) の規定によりこの特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をすまいとおみせの積立保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

第4条（特約の適用除外）

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）および第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）の規定は適用しません。

01. 団体扱特約（口座振替方式）

（保険証券の団体名欄に「管公署口振」と記載されている場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)①の事実の場合は、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同②から④までのいずれかの事実の場合は、その事が発生した日をいいます。
退職者	官公署 ^(注) を退職した者をいいます。 （注）官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
他の団体扱特約	団体扱特約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署 ^(注) または保険契約者が退職時に在籍していた官公署 ^(注) をいいます。 （注）官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
分割未払込保険料	第10条（退職者に対する特則）(1)の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度について、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

次の算式により算出された額をいいます。

区分	未払込保険料	
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料	- 既に払い込まれた保険料の総額
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料	- 既に払い込まれた保険料の総額
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の1か年分保険料	- 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
エ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を毎年払い込む場合		

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア. 官公署 ^(注1) に勤務し、毎月その官公署 ^(注1) から給与の支払を受けている者	団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織等
イ. 退職者。ただし、退職した官公署 ^(注1) が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。	団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

- ② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 ア. 指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。
 イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注1) 官公署

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までに掲げる方法のいずれかにより払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。

<p>② <u>保険期間</u>が1年の保険契約において、<u>年額保険料</u>を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</p>	<p>ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または<u>集金契約</u>に定めるところにより、<u>集金者</u>を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、<u>集金契約</u>に定めるところにより、<u>集金者</u>を経て払い込むこと。</p>
<p>③ <u>保険期間</u>が1年を超える保険契約において、<u>年額保険料</u>を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</p>	
<p>④ <u>保険期間</u>が1年を超える保険契約において、<u>年額保険料</u>を毎年払い込む場合</p>	

第3条（保険料領収前の事故）

前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第11条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払い込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

普通保険約款、基本特約または追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までに掲げる事実があるときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から④までに掲げる事実のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ① 保険契約者が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかつたこと。
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けたこと。
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約（注2）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注2）の保険契約者の人数の合計とします。

(注3) **集金契約**

「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約を含みます。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して1か月後の日（注4）
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か月後の日（注5）

(2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(4) 当会社は、(3)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注4) **集金不能日の翌日から起算して1か月後の日**

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日とします。

(注5) **解除日の翌日から起算して1か月後の日**

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約（注6）の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日（注7）とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注6) **長期分割払特約付帯契約**または**長期年払特約付帯契約**

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注7) **各保険年度の保険期間の初日応当日**

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（退職者に対する特則）

(1) 他の団体扱特約を付帯した保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。

(2) 保険契約者は、分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。

(3) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

(4) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合には、第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第11条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この特約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険契約または同保険契約に付帯される地震保険契約の場合には、この特則が適用されます。

第1条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) (1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約は、(1)に規定する期間の満了日の翌日から効力を失います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）または地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条（保険料の振替貸付）の規定を次のとおり読み替えて準用します。
 - ① すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
 - ② 地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

第2条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法^(注1)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注2)とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注1) 翌保険年度以降の保険料の払込方法

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険料の払込方法とします。

(注2) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険期間の初日とします。

(注3) 自動継続契約

地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第7条（自動継続）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

第3条（特約失効の特例）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、すまいとおみせの積立保険契約の保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定によりこの特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をすまいとおみせの積立保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

第4条（特約の適用除外）

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）および第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）の規定は適用しません。

Q2. 集団扱特約

（保険証券の払込方法欄に「集団扱・月払」または「集団扱・年払」と記載されている場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義								
解除日	第7条（特約の失効または解除）(2)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。								
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱用）」による保険料集金契約をいいます。								
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。								
集金日	集金契約に定める集金日をいいます。								
集金不能日等	第7条（特約の失効または解除）(1)①から③までまたは⑤のいずれかの事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同④の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。								
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。								
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。								
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。								
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。								
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度についてでは、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。								
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 次の算式により算出された額をいいます。								
未払込保険料	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>未払込保険料</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア. 保険期間が1年以下の場合</td><td>この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td></tr><tr><td>イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合</td><td>年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額</td></tr><tr><td>ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合</td><td>この保険契約に定められた、集金不能日等、解除日、失効日または終了日の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額</td></tr></tbody></table>	区分	未払込保険料	ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額	ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、集金不能日等、解除日、失効日または終了日の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額
区分	未払込保険料								
ア. 保険期間が1年以下の場合	この保険契約に定められた総保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額								
イ. 保険期間が1年の保険契約において、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	年額保険料 - 既に払い込まれた保険料の総額								
ウ. 保険期間が1年を超える保険契約において、年額保険料を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	この保険契約に定められた、集金不能日等、解除日、失効日または終了日の属する保険年度の1か年分保険料 - 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額								

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
ア. 当会社が認める集団
イ. アの構成員
ウ. イの役員または従業員

- ② 集団その他当会社が適当と認めた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のアおよびイを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 保険契約者から集金日に保険料を集金すること。
- イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①から④までのいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
② 保険期間が1年の保険契約において、 <u>年額保険料</u> を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア. 第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。 イ. 第2回以降の保険料は、 <u>集金契約</u> に定めるところにより、 <u>集金者</u> を経て払い込むこと。
③ 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を12回に分割した保険料を毎月払い込む場合	
④ 保険期間が1年を超える保険契約において、 <u>年額保険料</u> を毎年払い込む場合	

第3条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②、③または④のアの第1回保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第11条（保険料の返還または請求に関する特則）の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の保険金の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

第5条 普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合において、次の①から③までのいずれかに掲げる事実があるときは、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）①の場合には、この保険契約の保険料の払込みを完了していないとき。
- ② 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）②の場合には、年額保険料の払込みを完了していないとき。
- ③ 保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合には、保険契約が終了した日の属する保険年度の年額保険料の払込みを完了していないとき。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、④について

は集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合^(注1)
 - ③ 保険契約者が保険料を集金日に集金者に支払わなかった場合
 - ④ 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に保険契約者の指定する口座から振り替えられなかつた場合
 - ⑤ ①から④までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数^(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

(注1) 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合

保険契約者が集団の構成員の役員、従業員である場合は、保険契約者が集団の構成員の役員、従業員でなくなった場合とします。

(注2) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数

同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。また、複数の集金契約が締結されている場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合	<u>集金不能日</u> 等の翌日から起算して1か月後の日 ^(注3)
② 同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	<u>解除日</u> の翌日から起算して1か月後の日 ^(注4)

- (2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

- (4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注3) 集金不能日等の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日とします。

(注4) 解除日の翌日から起算して1か月後の日

長期分割払特約付帯契約、長期年払特約付帯契約およびこれらに付帯する地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日とします。

第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約^(注5)の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日^(注6)とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1) 以外の払込方法とすることができます。

(注5) 長期分割払特約付帯契約または長期年払特約付帯契約

これらに付帯される地震保険契約を含みます。

(注6) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、その自動継続契約の保険期間の初日とします。

第10条（保険料の返還または請求に関する特則）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則

この特約が付帯される保険契約がすまいとおみせの積立保険契約または同保険契約に付帯される地震保険契約の場合には、この特則が適用されます。

第1条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等の属する月の翌月末日までに、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属する月の翌月末日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) (1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約は、(1)に規定する期間の満了日の翌日から効力を失います。
- (4) (3)の規定にかかわらず、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）または地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条（保険料の振替貸付）の規定を次のとおり読み替えて準用します。
- ① すまいとおみせの積立保険普通保険約款第2章基本条項第32条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
- ② 地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第5条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

第2条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③または④の場合において、第7条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法^(注1)は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日^(注2)とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(注1) 翌保険年度以降の保険料の払込方法

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険料の払込方法とします。

(注2) 各保険年度の保険期間の初日応当日

地震保険契約の場合は、この特約が効力を失った後またはこの特約が解除された後の自動継続契約^(注3)の保険期間の初日とします。

(注3) 自動継続契約

地震保険普通保険約款・すまいとおみせの積立保険契約に付帯される場合の特則第7条（自動継続）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

第3条（特約失効の特例）

- (1) この保険契約の保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）③の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、すまいとおみせの積立保険契約の保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の規定によりこの特約が効力を失った日の属する月の翌々月末日までに保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額をすまいとおみせの積立保険契約の満期返戻い金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

第4条（特約の適用除外）

第8条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）および第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）の規定は適用しません。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

(保険料をクレジットカードでお支払いの場合に適用されます。)

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払うべき保険料をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（クレジットカードを使用した保険料支払の承認）

- (1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者^(注1)と保険契約者が同一である場合に限ります。
- (2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

(注1) クレジットカードの使用権者

会員として認められた法人を含みます。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が(1)の承認を行った時^(注2)以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用するものとします。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合は、(2)の規定に従い、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定は、これを適用しないものとします。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合
- ③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

(注2) 当会社が(1)の承認を行った時

保険期間の開始前に承認したときは保険期間の開始した時とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(3)①に規定するこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(2)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第4条（保険料の返還・返れい金の支払、保険料の振替貸付および契約者貸付の特則）

- (1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合または当会社が返れい金を支払う場合は、当会社は、次の①また

は②のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還または返れい金を支払います。

① クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額

② 前条(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額

(2) 当会社は、クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額および前条(1)の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額の領収を確認するまでの間は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に規定される保険料の振替貸付および契約者貸付は行いません。

(3) (1)および(2)において、クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

M3. 初回保険料の口座振替に関する特約

（保険証券記載の特約欄に「M3」と記載されており、かつ、保険の種類欄に「リブロック」と記載されている場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア. 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合は一時払保険料 イ. 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合は第1回保険料 <small>(注)</small> <small>(注) 保険証券記載の保険料の払込方法が一部一時払の場合は一時払保険料を含みます。</small>
初回保険料払込期日	損害保険料口座振替依頼書記載の初回保険料の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ② 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ③ この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の取扱い）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、初回保険料に関する規定に限ります。
- (3) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注)が、初回保険料払込み前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者の代理人を含みます。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

M3. 初回保険料の口座振替に関する特約 (限定危険補償特約付帯契約（一時払）用)

（保険証券の特約欄に「M3」と記載されており、かつ、保険の種類欄に「スーパーリブロック」と記載されている場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	一時払保険料をいいます。
初回保険料払込期日	損害保険料口座振替依頼書記載の <u>初回保険料</u> の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された <u>普通保険約款</u> をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
- ② 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
- ③ この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の取扱い）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の保険責任に関する規定を適用しません。ただし、初回保険

料に関する規定に限ります。

- (3) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前に生じた事故について保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者の代理人を含みます。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

(地震保険をご契約の場合に適用されます。)

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
地震保険契約	当会社がこの保険契約と同一保険証券で引き受ける地震保険契約をいいます。
特則	地震保険普通保険約款すまいとおみせの積立保険に付帯される場合の特則をいいます。
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。

第1条（地震保険契約の保険料への振替貸付）

当会社は、この特約により、次の①に掲げる地震保険契約の保険料の払込みについて、次の②に掲げる規定を適用します。

- ① 特則に定める第2回以後の保険料、および告知義務または通知義務の規定に基づき保険料を変更する必要がある場合において請求された保険料
② 普通保険約款第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）

第2条（満期返れい金からの地震保険契約の保険料の差引き）

当会社は、この特約により、次の①に掲げる地震保険契約の保険料の払込みについて、次の②に掲げる規定を適用します。

- ① 特則に定める払込猶予期間がこの保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分
② 普通保険約款第2章基本条項第30条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)

第3条（保険金からの地震保険契約の保険料の差引き）

当会社は、この特約により、次の①に掲げる地震保険契約の保険料の払込みについて、次の②に掲げる規定を適用します。

- ① 特則に定める地震保険契約が保険金の支払によって終了する場合においてその保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべき保険料のうち未払込部分
② 普通保険約款第2章基本条項第28条（保険料の払込方法）(4)

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章基本条項第28条（保険料の払込方法）(4)の規定中「保険料のうち(3)に規定する未払込部分」とあるのは「保険料のうち(3)に規定する未払込部分（地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約第3条（保険金からの地震保険契約の保険料の差引き）①に掲げる地震保険契約の保険料を含みます。以下(4)において同様とします。）」
② 第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）(1)の規定中「払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には」とあるのは「払込猶予期間内にこの保険契約の保険料と地震保険契約の保険料とを合算した保険料が払い込まれない場合には」

- ③ 第2章基本条項第32条（保険料の振替貸付）(1)の規定中「この保険契約を有効に継続させます。」とあるのは「この保険契約および地震保険契約を有効に継続させます。」
- ④ 第2章基本条項第56条（保険金支払後の保険契約）(2)の規定中「払い込むべき保険料」とあるのは「払い込むべきこの保険契約の保険料または地震保険契約の保険料」
- ⑤ 第2章基本条項第57条（契約者貸付）(3)の規定中「この普通保険約款もしくはこれに付帯された特約」とあるのは「この普通保険約款および地震保険普通保険約款もしくはこれらに付帯された特約」
- ⑥ 第2章基本条項第61条（満期返れい金の支払）(1)の規定中「保険料全額の払込み」とあるのは「この保険契約の保険料と地震保険契約の保険料とを合算した保険料全額の払込み」
- ⑦ 別表4(1)の規定中「この普通保険約款もしくはこれに付帯された特約」とあるのは「この普通保険約款および地震保険普通保険約款もしくはこれらに付帯された特約」

58. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求一通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間^(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還一失効等の場合）

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還一無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還一解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還一解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求一料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還一保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の

条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度^(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

93. 限定危険補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。

第1条（普通保険約款の読み替え）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）、同第10条（特別費用保険金を支払う場合）、同第15条（水害保険金の支払額）、同第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および同第26条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定を次のとおり読み替えます。

第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって保険の対象である家財が損害^(注2)を受けた場合、または保険の対象である建物、設備・什器等もしくは商品・製品等が損害^(注2)を受け、その損害の額^(注3)が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 風災^(注4)
- ② 電災^(注4)
- ③ 雪災^(注5)

(3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(6)の事故による損害を除きます。

- ② 次のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注6)による水漏れ。ただし、(2)もしくは(6)の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- ア. 給排水設備に生じた事故
- イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ③ 騒擾およびこれに類似の集団行動^(注7)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (4) 当会社は、盜難によって保険の対象である建物、家財または設備・什器等について生じた盗取、損傷または汚損の損害^(注1)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、家財または設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における次の①から③までのいずれかに該当するものの盜難によって損害^(注8)が生じたときは、その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 家財が保険の対象である場合には、生活用の通貨等。設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の通貨等。ただし、小切手の盜難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
- ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに小切手の振出人への盜難の通知^(注9)をし、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出したこと。
- イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
- ② 家財が保険の対象である場合には、生活用の預貯金証書。設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
- ア. 保険契約者または被保険者が、盜難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと^(注10)。
- ③ 家財が保険の対象である場合には、生活用の乗車券等。設備・什器等が保険の対象である場合には、業務用の乗車券等。
- (6) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害^(注11)を受け、その損害の状況^(注11)が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この普通保険約款に従い、水害保険金を支払います。
- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面^(注12)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面^(注12)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合
- ④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面^(注12)より45cmを超える浸水を被った結果、これらに損害が生じた場合
- (注1) 損害
消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
- (注2) 損害
消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。また、雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(2)①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。
- (注3) 損害の額
第13条(損害保険金の支払額)(1)および同条(2)に規定する損害の額とします。また、この場合の損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。
- (注4) 風災
台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注5) 雪災
豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
- (注6) 溢水
水が溢れることをいいます。
- (注7) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第11条(保険金を支払わない場合)(3)①の暴動に至らないものをいいます。

(注8) 損害

損害賠償責任を負担することによる損害および盗難を直接の原因としない損害を除きます。

(注9) 小切手の振出人への盗難の通知

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注10) 預貯金口座から現金が引き出されたこと

現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたことを含みます。

(注11) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ別々に、また、門、堀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注12) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

第10条 (特別費用保険金を支払う場合)

当会社は、第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(1)から(4)

までの事故によって保険の対象である建物、家財または設備・什器等に損害が生じた場合において、その損害の額^(注28)が保険価額の80%に相当する額以上となつたときは、それによって生ずる特別な費用に対して、この普通保険約款に従い、特別費用保険金を支払います。

(注28) 損害の額

第13条(損害保険金の支払額)(1)から(3)までの規定による損害の額とします。

第15条 (水害保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等である場合には、当会社が第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として支払うべき損害の額の認定方法は、次の①から③までによります。

① 損害の額は、保険の対象の時価額によって定めるものとし、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。

② 保険の対象の価値の下落は損害の額に含めません。

③ 保険の対象が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(3) 当会社は、第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

$$(1) \text{および} (2) \text{の} \\ \frac{\text{保険金額}^{(注51)} \times \text{規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合}(70\%) = \text{水害保険金の額}$$

(4) 当会社は、第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(6)②の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

$$\text{保険金額}^{(注51)} \times \text{支払割合}(10\%) = \text{水害保険金の額}$$

(5) 当会社は、第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(6)③または同④の水害保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額}^{(注51)} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{水害保険金の額}$$

(6) (4)および(5)の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(6)②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注51) 保険金額

保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第25条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に規定する額を第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)から第10条(特別費用保険金を支払う場合)までの保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表1に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金、同条(6)①の水害保険金、および第2条（持ち出し家財保険金を支払う場合）の持ち出し家財保険金として、支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

再調達価額を基準として算出

別表1に掲げる支払限度額	=	第1条(1)から(4)までの損害保険金、同条(6)①の水害保険金、または第2条の持ち出し家財保険金の額
		した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額

- (3) (1)の場合において、第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金、第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金および第10条（特別費用保険金を支払う場合）の特別費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$(1) \text{の規定を適用して算出した第1条(1)から(4)までの損害保険金の額} \times \frac{\text{他の保険契約等がないものとして算出した第13条（損害保険金の支払額）(4)の損害保険金の額}}{\text{他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の額}}$$

- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)および(2)の規定をおのおの別に適用します。

第26条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第13条（損害保険金の支払額）(4)および(5)、第15条（水害保険金の支払額）(3)から(5)までならびに第20条（地震火災費用保険金の支払額）(1)ならびに第2章基本条項第46条（返れい金の支払－無効または失効の場合）、同第48条（返れい金の支払－保険金額の調整の場合）、同第49条（返れい金の支払－解除の場合）、同第56条（保険金支払後の保険契約）ならびに同第61条（満期返れい金の支払）の規定をおのおの別に適用します。

- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章基本条項第56条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定を次のとおり読み替えます。

第56条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

- ① 第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までの事故によって、保険の対象である建物、家財または設備・什器等について、損害の額^(注75)がそれぞれの保険価額の80%に相当する額以上となる損害が生じた場合において、当会社がその損害に対して損害保険金を支払ったとき。
② 保険の対象が商品・製品等である場合において、第1章補償条項第1条(1)から(3)までの損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額^(注76)に相当する額となったとき。
③ この保険契約に明記物件補償特約が付帯されている場合において、保険の対象である明記物件について、第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）の損害保険金の支払額^(注77)または同第16条（持ち出し家財保険金の支払額）の持ち出し家財保険金の支払額が、それぞれ1回の事故につき、保険金額^(注76)に相当する額となったとき。

(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款別表1 (3) を次のとおり読み替えます。

	保険金の種類	支払限度額
(3)	第1章補償条項 第1条（損害保険および水害保険金を支払う場合）(6) の水害保険金	① ①の水害保険金 損害の額に70% ^(注) を乗じて得た額 (注) 70% 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。
	② ②の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注1) または保険価額に10% ^(注2) を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1) 200万円 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 10% 他の保険契約等に、支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	③ ③または④の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 ^(注1) または保険価額に5% ^(注2) を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1) 100万円 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 5% 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	④ 上記②と③の損害が同時に生じた場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注) (注) 200万円 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

C3. 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章補償条項第11条（保険金を支払わない場合）(2) (6)の規定にかかるらず、保険の対象のうち下表に掲げる物件については、不測かつ突発的な外來の事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事故によって生じた損害に対しても同第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(7) の損害保険金を支払います。

「下表に掲げる物件」

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盜難防止装置、防火センター設備、火災報知設備、警報装置等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備・塵芥焼却設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	
窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
エア・シューター設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫（冷凍機を含みます。）、湯沸器、アイスクリーミングリーバー、アイスメーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェーター設備
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器

除外物件表（以下の物件は、この特約の「下表に掲げる物件」から除きます。）

(1) ベルト、ワイヤロープ（エレベーターのワイヤロープを除く。）、チェーン、ゴムタイヤ、管球類
(2) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
(3) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含む。
(4) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
(5) コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具
(6) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
(7) ボイラ（保険証券に保険の対象として明記されている場合を除く。）
(8) 基礎（アンカーボルトを含む。）、炉壁（ボイラの炉壁を除く。）または予備用の部品（保険証券に保険の対象として明記されている場合を除く。）

第2条（普通保険約款の費用保険金との関係）

この特約により損害保険金が支払われる損害に対しては、普通保険約款第1章補償条項第3条（臨時費用保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）まで、および同第17条（臨時費用保険金の支払額）から第24条（特別費用保険金の支払額）までの規定は、これを適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

C4. 電化製品等電気的・機械的事故補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
損害の額	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章補償条項第11条（保険金を支払わない場合）(2)⑥の規定にかかわらず、不測かつ突発的な外來の事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事故^(注1)によって次条に規定する保険の対象に生じた損害に対して、電化製品損害保険金を支払います。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害は除きます。

- ① 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ② 不当な修理または改造によって生じた事故を原因とする損害
- ③ データ類^(注2)に生じた損壊、改ざん、消去等の単独損害^(注3)
- ④ 業務の用に供されている間に生じた事故によって生じた損害
- ⑤ 車両^(注4)、船舶^(注5)等の備品として使用している間に生じた事故によって生じた損害

(注1) 電気的事故または機械的事故

機械本体または構成部品に、電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊等の物的な損害を伴う事故または亀裂、変形、剥離、焼き付き、欠損、溶損等の物的な損害を伴う事故をいい、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化による消耗部品の交換および電源周波数またはガス種の変更に伴う改造または修理は含みません。

(注2) データ類

プログラム、データその他これらに類するものをいいます。

(注3) 単独損害

データ類^(注2)が記録されているテープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に不測かつ突発的な事故が生じた結果発生した損害を除きます。

(注4) 車両

原動力が人力であるものを除きます。ただし、被牽引車は車両に含みます。

(注5) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。

第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の建物の内部に設置または収容されている家庭用電化製品^(注6)で、購入した日^(注7)からその日を含めて3年以内の製品^(注8)に限ります。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑤までのいずれかに該当する建物の付属設備はこの特約の保険の対象に含みません。

- ① 空調設備^(注9)
- ② 電気設備
- ③ 給排水・衛生設備、消防設備
- ④ 昇降設備
- ⑤ 自動ドア、シャッター、ごみ処理設備等

(注6) 家庭用電化製品

電力をコンセントにより取り入れて作動するものをいい、電池のみで作動するものを含みません。

(注7) 購入した日

購入した日が確認できない場合は、製造日とします。

(注8) 製品

中古品として購入したものをお除きます。

(注9) 空調設備

保険証券記載の建物の建築後に別途内壁等に取り付けられた暖房・冷房設備は除きます。

第3条（保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の電化製品損害保険金として支払う額は、別表によります。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に規定する額を第1条（保険金を支払う場合）の電化製品損害保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) この特約の保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1) の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の電化製品損害保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{損害の額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額}}{\text{第1条の電化製品損害保険金の額}} = \text{第1条の電化製品損害保険金の額}$$

第5条（普通保険約款の費用保険金との関係）

この特約により電化製品損害保険金が支払われる損害に対しては、普通保険約款第1章補償条項第3条（臨時費用保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）まで、および同第17条（臨時費用保険金の支払額）から第24条（特別費用保険金の支払額）までの規定は、これを適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金の支払額

お支払いする保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額
1回の事故につき、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を電化製品損害保険金として支払います。 ただし、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。	1回の事故につき、損害の額から保険証券記載の免責金額 ^(注1) を差し引いた額を限度とします。 ただし、この場合でも、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額 ^(注2) を限度とします。

(注1) 保険証券記載の免責金額

他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の免責金額を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

(注2) 保険証券記載の支払限度額

他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

A6. 持ち出し家財の破損損害等補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^(注) 、彫刻物その他の美術品をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機等の乗車船券・航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券を含みます。

親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この特約における保険の対象について締結された第1条（保険金を支払う場合）(1) または(2) の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。
保険価額	保険の対象の価額をいいます。
保険金	第1条（保険金を支払う場合）(1) の持ち出し家財保険金または同条(2) の盗難保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事故によって持ち出し家財について生じた損害^(注1)に対して、この特約の規定に従い、持ち出し家財保険金を支払います。
- ① 日本国において生じた、普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1) から(4)までの事故以外の不測かつ突発的な事故
 - ② 日本国外において生じた、不測かつ突発的な事故
- (2) 当会社は、保険証券記載の建物外において、被保険者が携行している次の①から③までのいずれかに該当するものの盗難によって損害^(注2)が生じた場合は、その損害に対して、この特約の規定に従い、盗難保険金を支払います。
- ① 生活用の通貨等。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
 - ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人への盗難の通知^(注3)をし、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
 - イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
 - ② 生活用の預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
 - ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
 - イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと^(注4)。
 - ③ 生活用の乗車券等
- (3) 生活用の通貨等、預貯金証書および乗車券等に(2)の盗難による損害が生じた場合は、普通保険約款第1章補償条項第12条（保険の対象の範囲）(2)②の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。

(注1) 損害

消防または避難に必要な処置によって持ち出し家財について生じた損害を含みます。

(注2) 損害

損害賠償責任を負担することによる損害および盗難を直接の原因としない損害を除きます。

(注3) 小切手の振出人への盗難の通知

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注4) 預貯金口座から現金が引き出されたこと

現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたことを含みます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次の①から④までに規定する者とします。

- ① 保険証券記載の契約タイプが「本人型」である場合
ア. 本人
- ② 保険証券記載の契約タイプが「夫婦型」である場合
ア. 本人およびその配偶者
- ③ 保険証券記載の契約タイプが「家族型」である場合
 - ア. 本人
 - イ. 本人の配偶者
 - ウ. 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - エ. 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

④ 保険証券記載の契約タイプが「配偶者不担保型」である場合

ア. 本人

イ. 本人と生計を共にする同居の親族

ウ. 本人と生計を共にする別居の未婚の子

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者^(注5)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注6)またはその者^(注6)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者または被保険者が、所有^(注7)または運転^(注8)する車両またはその積載物の衝突または接触

④ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑤ 置き忘れたる紛失

⑥ 普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(3)まで、同条(6)または同第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の事故の際ににおける盗難

⑦ 置引き、車上ねらい^(注9)その他の被保険者の管理下にない間の盗難

⑧ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に生じた事故

(2) 当会社は、次の①から⑪までのいずれかに該当する損害に対しては、第1条（保険金を支払う場合）(1)の持ち出し家財保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。

② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注10)または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害

③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故によって生じた損害を除きます。

④ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

⑥ 不測かつ突発的な外來の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

⑦ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害

⑧ 保険の対象のすり傷、搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損^(注11)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害

⑨ 楽器の弦^(注12)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

⑩ 楽器の音色または音質の変化

⑪ 被保険者が次のいずれかに該当する運動等を行っている間のその運動等のための用具に生じた損害

山岳登はん^(注13)、リュージュ、ポップスレー、スケルトン、航空機^(注14)操縦^(注15)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注16)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(3) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、第1条（保険金を支払う場合）(1)の持ち出し家財保険金を支払いません。

① 義歯、義肢、コンタクトレンズまたは眼鏡その他これらに類する物

② 携帯電話^(注17)、ポケットベル等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品

③ 携帯式電子事務機器^(注18)およびこれらの付属品

④ ラジオコントロール模型およびその付属品

⑤ 自転車および原動機付自転車^(注19)ならびにこれらの付属品

⑥ 雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品

⑦ サーフボード、ウインドサーフィン等、形状を問わず、水上を滑走する運動のための用具

⑧ その他保険証券記載の物

(4) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害^(注20)に対しては、保険金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注21)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- (3) 核燃料物質^(注22)もしくは核燃料物質^(注22)によって汚染された物^(注23)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注5) **保険契約者、被保険者**

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注6) **その他**

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注7) **所有**

所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額を領収するまでの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注8) **運転**

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注9) **車上ねらい**

搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいいます。

(注10) **自然の消耗もしくは劣化**

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注11) **汚損**

落書きによる汚損を含みます。

(注12) **楽器の弦**

ピアノ線を含みます。

(注13) **山岳登山**

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング^(注24)をいいます。

(注14) **航空機**

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注15) **航空機操縦**

職務として操縦する場合を除きます。

(注16) **超軽量動力機**

モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機^(注25)を除きます。

(注17) **携帯電話**

P H S を含みます。

(注18) **携帯式電子事務機器**

ラップトップ型またはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

(注19) **原動機付自転車**

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(注20) **損害**

第3条（保険金を支払わない場合）(4)の事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

(注21) **暴動**

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注22) **核燃料物質**

使用済燃料を含みます。

(注23) **核燃料物質によって汚染された物**

原子核分裂生成物を含みます。

(注24) **ロッククライミング**

フリークライミングを含みます。

(注25) **パラシュート型超軽量動力機**

パラブレーン等をいいます。

第4条（持ち出し家財保険金の支払額）

- (1) この特約において、持ち出し家財の保険価額および持ち出し家財に損害が生じた場合の損害の額は、次の①または②に規定する価額によって定めます。

- ① 持ち出し家財が貴金属等以外の物である場合

持ち出し家財の再調達価額^(注26)

- ② 持ち出し家財が貴金属等である場合

持ち出し家財の時価額^(注27)。ただし、1個、1組もしくは1対の価額または損害の額が30万円を超える場合は、その保険価額または損害の額は30万円とみなします。

- (2) 盗難によって第1条（保険金を支払う場合）(1)②の損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。

- (3) 持ち出し家財である貴金属等の損害の額には、価値の下落^(注28)を含めないものとし、その貴金属等が1組または1対の物からなる場合において、その一部に損

害が生じたときは、その損害がその貴金属等全体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(4) 当会社は、1回の事故につき、(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を第1条（保険金を支払う場合）(1)の持ち出し家財保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(注26) **再調達価額**

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに要する額をいいます。

(注27) **時価額**

損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。

(注28) **価値の下落**

いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。

第5条（盜難保険金の支払額）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(2)の通貨等または乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、5万円を限度とし、その損害の額を同条(2)の盜難保険金として、支払います。
- (2) 第1条（保険金を支払う場合）(2)の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、保険金額を限度とし、その損害の額を同条(2)の盜難保険金として、支払います。

第6条（支払保険金の限度額）

第4条（持ち出し家財保険金の支払額）および前条の規定にかかわらず、当会社が支払う第1条（保険金を支払う場合）(1)および(2)の保険金の額は、同一の保険年度^(注29)内に生じた事故による損害に対して、保険金額をもって限度とします。

(注29) **保険年度**

保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に規定する額を第1条（保険金を支払う場合）(1)の持ち出し家財保険金または同条(2)の盜難保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）(1)の持ち出し家財保険金または同条(2)の盜難保険金として、支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{別表に掲げる支払限度額} - \frac{\text{再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等} \times \text{支払われるべき保険金または共済金の額}}{\text{第1条(1)の持ち出し家財保険金または同条(2)の盜難保険金の額}}}$$

第8条（保険料の返還－失効または解除の場合）

この特約が失効^(注30)となる場合または解除された場合には、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料について、既経過期間^(注31)に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、保険料の全額が払い込まれている場合は、当会社は、当会社の定める未経過料率表により計算した保険料を保険契約者に返還します。

(注30) **失効**

特約の効力を失うことをいいます。

(注31) **既経過期間**

1か月未満は1か月とみなします。

第9条（普通保険約款の費用保険金等との関係）

この特約により保険金が支払われる損害に対しては、普通保険約款第1章補償条項第3条（臨時費用保険金を支払う場合）から第10条（特別費用保険金を支払う場合）まで、同第17条（臨時費用保険金の支払額）から第24条（特別費用保

險金の支払額)まで、ならびに第2章基本条項第51条(損害防止義務および損害防止費用)(2)、(4)および(5)の規定は、これを適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額	
(1)	第1条(保険金を支払う場合)(1)の持ち出し家財保険金	次の①または②のうちいづれか低い額 ① <u>他の保険契約等に免責金額がない場合は、損害の額。他の保険契約等に免責金額がある場合は、1回の事故につき、損害の額から保険証券記載の免責金額^(注1)を差し引いた額。</u> ② <u>他の保険契約等に支払限度額がない場合は、損害の額。他の保険契約等に支払限度額がある場合は、保険証券記載の支払限度額^(注2)。</u>	
(2)	第1条(保険金を支払う場合)(2)の盗難保険金	① 生活用の <u>通貨等、乗車券等</u>	1回の事故につき、5万円 ^(注3) または損害の額のいづれか低い額
		② 生活用の預貯金の証書	1回の事故につき、 <u>保険金額</u> ^(注4) または損害の額のいづれか低い額

(注1) 保険証券記載の免責金額

他の保険契約等に、この特約の保険証券記載の免責金額を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

(注2) 保険証券記載の支払限度額

他の保険契約等に、この特約の保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注3) 5万円

他の保険契約等に、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注4) 保険金額

他の保険契約等に、保険金額を超えるものがある場合は、これらの金額のうち最も高い額とします。

C5. 明記物件補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^(注) 、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。
明記物件	第1条(保険の対象)(1)に規定する保険金額とともに保険証券に明記された動産をいいます。

第1条(保険の対象)

- (1) 当会社は、保険証券記載の建物に収容される特定の動産のうち、次の①または②に掲げるものが保険金額とともに保険証券に明記されている場合には、その明記された動産を、この特約の規定に従い、保険の対象として取り扱います。
- ① 貴金属等
② 普通保険約款第1章補償条項第12条(保険の対象の範囲)(2)に規定する保険の対象に含まれない特定の動産
- (2) 貴金属等を明記物件とする場合において、この特約が付帯された保険契約の保険の対象に明記物件以外の動産があるときには、普通保険約款第1章補償条項第12条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、保険の対象である明記物件以外の動産には、明記物件である貴金属等を含みません。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、明記物件について、普通保険約款第1章補償条項第1条(損害保険

金および水害保険金を支払う場合) の規定による損害保険金および水害保険金、同第2条(持ち出し家財保険金を支払う場合)の規定による持ち出し家財保険金ならびに同第3条(臨時費用保険金を支払う場合)から同第6条(地震火災費用保険金を支払う場合)まで、同第8条(水道管修理費用保険金を支払う場合)および第9条(ドアロック交換費用保険金を支払う場合)の規定による費用保険金を支払います。

- (2) 貴金属等を明記物件とする場合において、この特約が付帯された保険契約に持ち出し家財の破損損害等補償特約が付帯されているときは、当会社は、同特約第1条(保険金を支払う場合)の規定による持ち出し家財保険金および盗難保険金を支払います。

第3条 (保険価額および損害の額)

明記物件の保険価額^(注1)および損害の額は、時価額^(注2)によって定めます。ただし、前条(2)の場合において、1個、1組もしくは1対の価額または損害の額が30万円を超えるときは、その保険価額^(注1)または損害の額は30万円とみなします。

(注1) 保険価額

保険の対象の価額をいいます。

(注2) 時価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。

第4条 (貴金属等に盗難による損害が生じた場合の支払保険金の限度額)

明記物件が貴金属等である場合において、その貴金属等に盗難による損害が生じたときは、普通保険約款第1章補償条項第13条(損害保険金の支払額)(4)の規定にかかわらず、当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個、1組または1対ごとに100万円を限度とします。

第5条 (普通保険約款の適用除外)

- (1) この特約が付帯された保険契約に限定危険補償特約が付帯されていない場合には、普通保険約款第1章補償条項第12条(保険の対象の範囲)、同第13条(損害保険金の支払額)(1)、(2)①、(5)および(7)、同第15条(水害保険金の支払額)(1)、(2)①および(4)ならびに同第16条(持ち出し家財保険金の支払額)(1)および(2)①の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に限定危険補償特約が付帯されている場合には、普通保険約款第1章補償条項第12条(保険の対象の範囲)、同第13条(損害保険金の支払額)(1)、(2)①および(5)、同第15条(水害保険金の支払額)(1)および(2)①ならびに同第16条(持ち出し家財保険金の支払額)(1)および(2)①の規定は適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

C1. 付保割合条件付実損払特約（付保割合 30%用）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。
保険価額	<p>次の①または②に規定する保険の対象の価額をいいます。</p> <p>① 保険の対象が貴金属等^(注1)以外の物である場合 保険の対象の再調達価額^(注2)</p> <p>② 保険の対象が貴金属等^(注1)である場合 保険の対象の時価額^(注3)。ただし、1個、1組または1対の価額が30万円を超えるものは、その価額を30万円とみなします。</p> <p>(注1) 貴金属等 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^(注4)、彫刻物その他の美術品をいいます。</p> <p>(注2) 再調達価額 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再建築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>(注3) 時価額 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。</p> <p>(注4) 骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。</p>
保険金額	保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。

第1条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）(4)の規定にかかわらず、同第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(1)から(4)までの事故によって生じた損害については、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の①または②に規定する額を損害保険金として、支払います。
- ① 保険金額が保険価額の30%に相当する額以上である場合
普通保険約款第1章補償条項第13条(1)から(3)までの規定による損害の額
- ② 保険金額が保険価額の30%に相当する額より低い場合
次の算式によって算出した額

$$\frac{\text{普通保険約款第1章補償条項第13条(1)から(3)までの規定による損害の額}}{\text{保険価額の30\%に相当する額}} = \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の30\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約に限定危険補償特約が付帯されていない場合には、普通保険約款第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）(6)の規定にかかわらず、同第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）(7)の事故によって生じた損害については、この特約に従い、次の①または②に規定する額を損害保険金として、支払います。ただし、保険の対象が建物の場合には、保険金額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を、保険の対象が家財の場合には、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

- ① 保険金額が保険価額の30%に相当する額以上である場合
1回の事故につき、普通保険約款第1章補償条項第13条(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額
- ② 保険金額が保険価額の30%に相当する額より低い場合
次の算式によって算出した額

$$\frac{1\text{回の事故につき、普通保険約款第1章補償条項第13条(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額}}{\frac{\text{保険価額}}{\text{保険価額の30\%に相当する額}}} = \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の30\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

第2条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款を次の①から⑤までのとおり読み替えて適用します。
- ① 第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）(5)本文および同条(5)②の規定中「(4)の損害保険金」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(1)の損害保険金」

- ② 第1章補償条項第13条(5)①および同②の規定中「(4)の規定による損害保険金の額」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条(損害保険金の支払額)(1)の損害保険金の額」
- ③ 第1章補償条項第13条(7)本文および同条(7)②の規定中「(6)の損害保険金」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条(損害保険金の支払額)(2)の損害保険金」
- ④ 第1章補償条項第13条(7)①および同②の規定中「(6)の規定による損害保険金の額」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条(損害保険金の支払額)(2)の損害保険金の額」
- ⑤ 第1章補償条項第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(3)①の算式中「第13条(損害保険金の支払額)(4)または(6)」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条(損害保険金の支払額)(1)または(2)」
- (2) この特約が付帯された保険契約に限定危険補償特約が付帯されている場合には、同特約第1条(普通保険約款の読み替え)(1)の読み替え規定第25条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(3)の算式中「第13条(損害保険金の支払額)(4)」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条(損害保険金の支払額)(1)」と読み替えて適用します。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

C2. 付保割合条件付実損払特約(付保割合80%用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。
保険価額	<p>次の①または②に規定する保険の対象の価額をいいます。</p> <p>① 保険の対象が貴金属等<small>(注1)</small>以外の物である場合 保険の対象の再調達価額<small>(注2)</small></p> <p>② 保険の対象が貴金属等<small>(注1)</small>である場合 保険の対象の時価額<small>(注3)</small>。ただし、1個、1組または1対の価額が30万円を超えるものは、その価額を30万円とみなします。</p> <p>(注1) 貵金属等 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董<small>(注4)</small>、彫刻物その他の美術品をいいます。</p> <p>(注2) 再調達価額 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>(注3) 時価額 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。</p> <p>(注4) 骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。</p>
保険金額	保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。

第1条(損害保険金の支払額)

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章補償条項第13条(損害保険金の支払額)(4)の規定にかかわらず、同第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(1)から(4)までの事故によって生じた損害について、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の①または②に規定する額を損害保険金として、支払います。
- ① 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上である場合
普通保険約款第1章補償条項第13条(1)から(3)までの規定による損害の額
- ② 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合
次の算式によって算出した額

$$\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の } 80\% \text{ に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

$$\text{項第13条(1)から(3)} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の } 80\% \text{ に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約に限定危険補償特約が付帯されていない場合には、普通保険約款第1章補償条項第13条(損害保険金の支払額)(6)の規定にかかわらず、同第1条(損害保険金および水害保険金を支払う場合)(7)

の事故によって生じた損害については、この特約に従い、次の①または②に規定する額を損害保険金として、支払います。ただし、保険の対象が建物の場合には、保険金額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を、保険の対象が家財の場合には、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

① 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上である場合

1回の事故につき、普通保険約款第1章補償条項第13条(1)から(3)までの規定による損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額

② 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合

次の算式によって算出した額

1回の事故につき、普通保

険約款第1章補償条項第13

条(1)から(3)までの規

定による損害の額から保険

証券記載の免責金額を差し

引いた額

保険金額

$\times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の } 80\% \text{ に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$

保険価額の80%に相当する額

引いた額

第2条（普通保険約款等の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を次の①から⑤までのとおり読み替えて適用します。

① 第1章補償条項第13条（損害保険金の支払額）(5) 本文および同条(5)②の規定中「(4)の損害保険金」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(1)の損害保険金」

② 第1章補償条項第13条(5)①および同②の規定中「(4)の規定による損害保険金の額」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(1)の損害保険金の額」

③ 第1章補償条項第13条(7)本文および同条(7)②の規定中「(6)の損害保険金」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(2)の損害保険金」

④ 第1章補償条項第13条(7)①および同②の規定中「(6)の規定による損害保険金の額」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(2)の損害保険金の額」

⑤ 第1章補償条項第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)①の算式中「第13条（損害保険金の支払額）(4)または(6)」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(1)または(2)」

(2) この特約が付帯された保険契約に限定危険補償特約が付帯されている場合には、同特約第1条（普通保険約款の読み替え）(1)の読み替え規定第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)の算式中「第13条（損害保険金の支払額）(4)」とあるのは「付保割合条件付実損払特約第1条（損害保険金の支払額）(1)」と読み替えて適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

ボイラ等破裂・爆発損害不担保特約

（機械、設備・装置を保険の対象とする契約には、その物件について次の特約が適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの	熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸溜器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

汽器、ボイラ	<p>汽器（注1）、ボイラ（注2）とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。</p> <p>(注1) 汽器 化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。</p> <p>(注2) ボイラ 炉および煙道の構成部分を含みます。</p>
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

当会社は、汽器、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（注）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 汽器、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。

代位求償権不行使特約

（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする契約には、次の特約が適用されます。ただし、契約者から反対の意思表示があった場合は適用されません。）

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

(注) 借家人
賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

C6. 建物罹災時の仮すまい費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仮すまい費用	第1条（保険金を支払う場合）②の費用をいいます。
代替建物	保険の対象または保険の対象を収容する建物の代替として建物居住者が居住する建物をいいます。
建物居住者	被保険者（注1）、被保険者（注1）の配偶者（注2）またはそのいずれかの者と生計を共にする同居の親族（注3）もしくは別居の未婚（注4）の子をいいます。 <p>(注1) 被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。</p> <p>(注2) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。</p> <p>(注3) 親族 6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(注4) 未婚 これまで婚姻歴がないことをいいます。</p>
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。

保険の対象または保険の対象を収容する建物	<p>保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物のうち、<u>普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）</u>の損害保険金または水害保険金が支払われる原因^(注)となった事故が発生する時まで<u>建物居住者が居住していたものを</u>いいます。</p> <p>(注) 普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金が支払われる原因 保険の対象が家財のみである場合には、その家財を収容する建物を保険の対象としていたならば<u>普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）</u>の規定により損害保険金または水害保険金が支払われるべき原因とします。</p>
-----------------------------	---

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物について生じた損害に対して普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金が支払われる場合^(注1)において、その損害の状況が次の①に該当するときは、それによって生じた②の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、仮すまい費用保険金を支払います。

① 次のアまたはイのいずれかの状況

- ア. 保険の対象または保険の対象を収容する建物が半損^(注2)以上となった場合
- イ. 保険の対象または保険の対象を収容する建物が次の(ア)から(ウ)までのいずれかの状態に該当し、住宅としての機能を著しく欠く状態となった場合
 - (ア) 屋外から住居部分^(注3)への経路であるすべての出入口が使用不能であること。
 - (イ) 洗面または排泄にかかるすべての設備^(注4)が使用不能であること。
 - (ウ) 外壁^(注5)または屋根の損傷部分から住居内^(注6)に風雨が吹き込む状態であること。

② 次のアからウまでの費用のうち被保険者^(注7)が支出した費用

- ア. 代替建物にかかる賃借費用^(注8)
- イ. 代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用^(注9)
- ウ. 代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物に住居を再移転するために通常必要な移転費用^(注9)

(注 1) 普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金が支払われる場合

保険の対象が家財のみである場合には、その家財を収容する建物を保険の対象としていたならば、普通保険約款第1章補償条項第1条（損害保険金および水害保険金を支払う場合）の規定により損害保険金または水害保険金が支払われるべきときとします。

(注 2) 半損

建物^(注10)の損害の額がその建物^(注10)の再調達価額^(注11)の20%となった場合をいいます。

(注 3) 住居部分

他人^(注12)が占有する部分を除きます。

(注 4) 洗面または排泄にかかるすべての設備

他人^(注12)が占有する部分に所在する設備を除きます。

(注 5) 外壁

窓ガラスを除きます。

(注 6) 住居内

他人^(注12)が占有する部分を除きます。

(注 7) 被保険者

法人の場合はその代表者をいいます。

(注 8) 代替建物にかかる賃借費用

旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金等借家権の対価を含みます。

(注 9) 移転費用

建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。

(注 10) 建物

他人^(注12)が占有する部分を除きます。

(注 11) 再調達価額

損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに要する額をいいます。この場合において、門、塀または垣の再調達価額を含みません。

(注 12) 他人

建物居住者以外の者をいいます。

第2条（保険金の支払額）

当会社は、仮すまい費用のうち、保険の対象または保険の対象を収容する建物を損害発生直前の状態に復旧するために通常必要となる期間中に発生した費用の額から、支出を免れた建物の賃借費用がある場合はその額を控除した額を第1条（保険金を支払う場合）の仮すまい費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、仮すまい費用の支出を要する者の人数に支払対象期間1日あたり

10,000円を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等^(注13)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注14)の合計額が、支払限度額^(注15)を超えるときは、当会社は、次の①または②に規定する額を第1条（保険金を支払う場合）の仮すまい費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等^(注13)から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注14)

② 他の保険契約等^(注13)から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額^(注15)から、他の保険契約等^(注13)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注14)を限度とします。

(注13)他の保険契約等
仮すまい費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

(注14)支払責任額
他の保険契約等^(注13)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金をいいます。

(注15)支払限度額
第2条（保険金の支払額）ただし書きに規定する限度額をいい、他の保険契約等^(注13)において、限度額がこの額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約により、第1条（保険金を支払う場合）の仮すまい費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、その保険金を内払することができます。

第5条（付則一区分所有建物に関する特則）

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合には、第1条（保険金を支払う場合）①アの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

第6条（保険料の返還一失効または解除の場合）

この特約が失効^(注16)となる場合または解除された場合には、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料について、既経過期間^(注17)に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、保険料の全額が払い込まれている場合は、当会社は、当会社の定める未経過料率表により計算した保険料を保険契約者に返還します。

(注16)失効
特約の効力を失うことをいいます。

(注17)既経過期間
1か月未満は1か月とみなします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

B5. 地震災害による仮すまい費用補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仮すまい費用	第2条（保険金を支払う場合）②の費用をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震災害	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいい、保険期間が開始する前に発生していたものを除きます。
代替建物	保険の対象または保険の対象を収容する建物の代替として建物居住者が居住する建物をいいます。

建物居住者	<p>被保険者^(注1)、被保険者^(注1)の配偶者^(注2)またはそのいずれかの者と生計を共にする同居の親族^(注3)もしくは別居の未婚^(注4)の子をいいます。</p> <p>(注1) 被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。</p> <p>(注2) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。</p> <p>(注3) 親族 6親等内の血族、配偶者^(注2)および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(注4) 未婚 これまで婚姻歴がないことをいいます。</p>
普通保険約款 保険の対象または(もしくは) 保険の対象を収容する建物	<p>すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。</p> <p>保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物のうち、<u>地震災害が発生する時まで建物居住者が居住していたもの</u>をいいます。</p>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険期間の開始日において、この特約が付帯された保険契約に地震保険契約が付帯されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した次の①の事由によって生じた②の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、地震仮すまい費用保険金を支払います。

① 次のアからエまでの事由

- ア. 地震災害によって、保険の対象または保険の対象を収容する建物が次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する損害を被ったこと。
 - （ア）建物の半損^(注1)以上の損害^(注2)
 - （イ）建物の焼失または流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上である損害^(注2)
- イ. 地震災害を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害により、保険の対象または保険の対象を収容する建物^(注3)に急迫した危険が生じたため、その建物^(注3)に居住することが不可能または危険な状態となったこと。
- ウ. 地震災害によって保険の対象または保険の対象を収容する建物と配管または配線により接続している次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備およびこれらに接続している配管または配線でこれらの事業者が日本国内に占有するものの機能が停止または阻害されたことにより、建物^(注3)への電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が12時間以上継続した場合に限ります。
 - （ア）電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 - （イ）ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 - （ウ）水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- エ. 地震災害が発生したことにより、保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物^(注3)またはその所在する敷地内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われたこと。

② 次のアからウまでの費用のうち被保険者^(注4)が支出した費用

- ア. 代替建物にかかる賃借費用^(注5)
- イ. 代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用^(注6)
- ウ. 代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物に住居を再移転するために通常必要な移転費用^(注6)

（注1）半損

建物^(注3)の主要構造部^(注7)の損害の額^(注8)がその建物^(注3)の再調達価額^(注9)の20%となつた場合をいいます。

（注2）損害

建物が2以上ある場合の損害の認定は、それらの建物すべてについて一括して行うものとします。

（注3）建物

他人^(注10)が占有する部分を除きます。

（注4）被保険者

法人の場合はその代表者をいいます。

（注5）代替建物にかかる賃借費用

旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金等借家権の対価を含みます。

（注6）移転費用

建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。

- (注7) **主要構造部**
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
- (注8) **主要構造部の損害の額**
損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含みます。
- (注9) **再調達価額**
損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに要する額をいいます。この場合において、門、塀または垣の再調達価額を含みません。
- (注10) **他人**
建物居住者以外の者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、地震災害が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した前条①の事由によって生じた仮すまい費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、仮すまい費用のうち、次の①から③までに掲げる支払対象期間に発生した費用の額から、支出を免れた建物の賃借費用がある場合はその額を控除した額を、第2条（保険金を支払う場合）の地震仮すまい費用保険金として、支払います。ただし、1回の事由につき、仮すまい費用の支出を要する者の人数に支払対象期間1日あたり10,000円を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
- ① 第2条①アまたはイの事由については、保険の対象または保険の対象を収容する建物を地震災害発生直前の状態に復旧するために通常必要となる期間
 - ② 第2条①ウの事由については、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されている期間に1日を加算した期間
 - ③ 第2条①エの事由については、保険の対象または保険の対象を収容する建物およびその所在する敷地内に対する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われている期間に1日を加算した期間
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）①エの事由が生じた場合で、支払対象期間中の賃借費用が発生しなかった期間については、仮すまい費用の額を、1回の事由につき、仮すまいを要する者の人数に賃借費用が発生しなかった期間1日あたり2,000円を乗じて得た額とみなします。
- (3) 建物罹災時の仮すまい費用補償特約に規定する仮すまい費用保険金の支払対象期間とこの特約の支払対象期間とが重複した場合は、その重複した期間については、この特約の支払対象期間から除外し、(1) および(2) の規定を適用します。
- (4) この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震災害によって生じた第2条（保険金を支払う場合）①の事由は、これらを一括して1回の事由とみなします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等^(注11)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注12)の合計額が、支払限度額^(注13)を超えるときは、当会社は、次の①または②に規定する額を第2条（保険金を支払う場合）の地震災害仮すまい費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等^(注11)から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注12)
- ② 他の保険契約等^(注11)から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額^(注13)から、他の保険契約等^(注11)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(注12)を限度とします。

- (注11) **他の保険契約等**

仮すまい費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

- (注12) **支払責任額**

他の保険契約等^(注11)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金をいいます。

- (注13) **支払限度額**

第4条（保険金の支払額）に規定する限度額をいい、他の保険契約等^(注11)において、限度額がこの額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第6条（付則一区分所有建物に関する特則）

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合には、第2条（保険金を支払う場合）①の損害の認定は、専有部分については、個別に行い、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

第7条（保険料の返還一失効または解除の場合）

この特約が失効^(注14)となる場合または解除された場合には、当会社は、既に払

い込まれたこの特約の保険料について、既経過期間^(注15)に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、保険料の全額が払い込まれている場合は、当会社は、当会社の定める未経過料率表により計算した保険料を保険契約者に返還します。

(注14) 失効

特約の効力を失うことをいいます。

(注15) 既経過期間

1か月未満は1か月とみなします。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

51. 個人賠償責任補償特約

<用語の定義 (五十音順) >

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	次のアまたはイのいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活 ^(注) に起因する偶然な事故
	(注) 日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払限度額	保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。
住宅	保険証券記載の建物をいい、敷地内 ^(注) の動産および不動産を含みます。 (注) 敷地内 開いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害 ^(注) および死亡を含みます。 (注) 後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被保険者	第3条(被保険者の範囲)(1)に規定する者をいいます。
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、保険期間中に日本国内または国外において発生した事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類

似の事変または暴動^(注2)

- ④ 核燃料物質^(注3)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染された物^(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 環境汚染^(注5)に起因する事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産^(注6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶および車両^(注7)または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注7) 船舶および車両

次の①から③までに掲げるものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内^(注8)におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注8) ゴルフ場敷地内

開いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚^(注9)の子
 - ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故が生じたときには限りません。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故の発生の時におけるものをいいます。
- (3) (1)の本人が死亡した場合でも、保険契約者が(1)の本人を変更する手続を行うまでの間は、(1)および(2)の規定の適用は、変更前の本人との続柄によるものとします。

(注9) 未婚

これまで婚姻歴がないことをいいます。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによってこの特約の支払限度額が増額されるものではありません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤ 示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥ 協力費用	第9条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦ 権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条（事故発生時の義務）④または第13条（代位）(3)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載のこの特約の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\text{前条④または⑤の費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}} = \text{前条④または⑤の費用に対する支払額}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注10)の合計額が損害の額^(注11)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額^(注10)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額^(注11)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額^(注10)を限度とします。

(注10) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注 11) 損害の額

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	事故発生時の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他人に損害賠償の請求 ^(注12) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注12) をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求 ^(注12) を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求 ^(注12) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	事故発生時の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注13) について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または身体の障害の調査に協力すること。	

(注 12) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注 13) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（当会社による解決）

- 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- (1) の場合において、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して損害賠償の請求ができると認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（先取特権）

- 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注14)について先取特権を有します。
- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
 - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- (③) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (④) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行います。
- (3) 保険金請求権^(注14)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注14)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注14) 保険金請求権

第5条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第11条(保険金の請求)

- (1) この特約に関する当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額または身体の障害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第12条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日^(注15)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注15)からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数^(注16)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会 ^(注17)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注18)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)

の期間に算入しないものとします。

(注 15) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注 16) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注 17) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注 18) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第 13 条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注 19)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害賠償金の全額を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② 当会社が損害賠償金の一部を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害賠償金のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注 19) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 14 条 (保険料の返還・失効または解除の場合)

この特約が失効^(注 20)となる場合または解除された場合には、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料について、既経過期間^(注 21)に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、保険料の全額が払い込まれている場合は、当会社は、当会社の定める未経過料率表により計算した保険料を保険契約者に返還します。

(注 20) 失効

特約の効力を失うことをいいます。

(注 21) 既経過期間

1か月未満は1か月とみなします。

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

附則

(1) 第 10 条(先取特権)(1)および同条(2)の規定は、保険法(平成 20 年法律第 56 号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第 10 条(先取特権)(3)の規定は、保険法(平成 20 年法律第 56 号)の施行日以後に保険金請求権^(注 22)の譲渡または保険金請求権^(注 22)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注 22) 保険金請求権

保険法(平成 20 年法律第 56 号)の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 保険金請求書類

① 保険金の請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑥ 身体の障害の程度を示す診断書、死亡診断書または後遺障害診断書

(7) 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類または治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
(8) 被害が生じた物の価額を確認できる書類
(9) 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(10) 被害が生じた物の写真または画像データ
(11) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。
(12) その他当会社が第12条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

賠償事故の解決に関する特約

（個人賠償責任補償特約が付帯される場合に適用されます。）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払金額	この保険契約において当会社が支払うべき保険金の額をいいます。
損害賠償額	次の算式によって算出した額をいいます。 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
賠償事故	第2条（当会社による援助）に掲げる事由をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約の規定は、普通保険約款に次条に掲げる特約が付帯されている場合にのみ適用されるものとします。

第2条（当会社による援助）

当会社は、この特約により、被保険者が個人賠償責任補償特約第1条（保険金を支払う場合）の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第3条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注1)を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が支払金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が第2条（当会社による援助）に掲げる特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注2)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (4) (2) または (6) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (5) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注3)が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2) ④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (6) (5) ②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が第2条（当会社による援助）に掲げる特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注2)を限度とします。

(注2) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第6条（読み替え規定）

この特約については、第2条（当会社による援助）に掲げる特約の規定を次とおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替える規定	読み替える規定
各特約中、（保険金の請求）に関する規定	被保険者が保険金の支払を請求する場合は、	損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、
各特約中、（保険金の支払時期）に関する条文（1）に規定する請求完了日の注釈	被保険者が前条（2）の規定による手続きを完了した日をいいます。	損害賠償請求権者が前条（2）の規定による手続きを完了した日をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および第2条（当会社による援助）に掲げる特約の規定を適用します。

B6. 借家人賠償責任総合補償特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	被保険者に借用戸室を貸付ける者をいい、転貸人を含みます。
支払限度額	第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）および第2章修理費用補償条項第8条（費用保険金を支払う場合）の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。
借用戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
修理費用	借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
被保険者	保険証券のこの特約の被保険者欄に記載された者をいいます。
費用保険金	修理費用保険金をいいます。
普通保険約款	すまいとおみせの積立保険普通保険約款をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第1章 賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故による借用戸室の損壊について、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 被保険者の心神喪失または指図
 - ⑧ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事を除きます。
- (2) 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する借用戸室の損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
 - ② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化^(注4)または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
 - ③ 借用戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とした事故によって生じた損壊を除きます。
 - ④ 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ⑤ 不測かつ突発的な外來の事故を直接の原因としない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊
 - ⑥ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
 - ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損壊
 - ⑧ 借用戸室に生じたすり傷、^{かきず}搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷また

は借用戸室の汚損^(注5)であって、借用戸室の機能に支障をきたさない損壊

⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分が同時に損壊した場合を除きます。

⑩ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊。
ただし、借用戸室またはその一部^(注6)が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。

(3) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

(4) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(注5) 汚損

落書きによる汚損を含みます。

(注6) 借用戸室またはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

第3条（支払保険金の範囲）

当会社が被保険者に第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第13条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 爭訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
④ 示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑤ 協力費用	第6条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑥ 権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第13条（事故発生時の義務）④または第16条（代位）(3)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

第4条（保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合計額とします。

① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載のこの特約の免責金額を超える場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。

② 前条②から⑥までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条③および④の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\text{前条③または④の費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}} = \text{前条③または④の費用に対する支払額}$$

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等^(注7)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注8)の合計額が損害の額^(注9)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等^(注7)から保険金または共済金が支払われていない場合 この特約の支払責任額^(注8)

- ② 他の保険契約等^(注7)から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額^(注9)から、他の保険契約等^(注7)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額^(注8)を限度とします。

(注7) **他の保険契約等**

第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、その全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注8) **支払責任額**

他の保険契約等^(注7)がないものとして算出した支払すべき保険金または共済金の額をいいます。

(注9) **損害の額**

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して損害賠償の請求ができると認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（先取特権）

- (1) 貸主は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注10)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- ② 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、貸主に支払う場合
- ③ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、貸主に支払う場合
- ④ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、貸主が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権^(注10)は、貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注10)を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注10) **保険金請求権**

第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金の請求権をいい、第3条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第2章 修理費用補償条項

第8条（費用保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した偶然な事故により、借用戸室が損壊した場合において、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約の規定に従い、費用保険金を支払います。ただし、第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。

第9条（費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた修理費用に対しては、費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、貸主^(注11)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者^(注12)またはその者^(注12)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質^(注13)もしくは核燃料物質^(注13)によって汚染された物^(注14)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑪までのいずれかに該当する損壊による修理費用に対しては、費用保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化^(注15)または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- ③ 借用戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とした事故によって生じた損壊を除きます。
- ④ 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であつた場合に限ります。
- ⑤ 借用戸室に対する加工、修理等の作業^(注16)中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊
- ⑥ 不測かつ突発的な外來の事故を直接の原因としない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊
- ⑦ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
- ⑧ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損壊
- ⑨ 借用戸室に生じたすり傷、搔き傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または借用戸室の汚損^(注17)であって、借用戸室の機能に支障をきたさない損壊
- ⑩ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分が同時に損壊した場合を除きます。
- ⑪ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊。ただし、借用戸室またはその一部^(注18)が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損壊を除きます。

(注11) 保険契約者、被保険者、貸主

保険契約者、被保険者または貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注12) その者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注13) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注14) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注15) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(注16) 借用戸室に対する加工、修理等の作業

借用戸室の建築、増改築作業等を含みます。

(注17) 汚損

落書きによる汚損を含みます。

(注18) 借用戸室またはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

第10条（費用保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

第8条（費用保険金を支払う場合）に規定する費用保険金の対象となる修理費用は、借用戸室を実際に修理した費用のうち、次の①および②に掲げるもの以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室に入居する者の共同の利用に供せられるもの

第11条（費用保険金の支払額）

当会社は、第8条（費用保険金を支払う場合）の費用保険金として、修理費用の額が、1回の事故につき保険証券記載のこの特約の免責金額を超過する場合に限り、その超過額を支払限度額を限度に支払います。

第12条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）

他の保険契約等^(注19)がある場合において、それぞれの支払責任額^(注20)の合計額が損害の額^(注21)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を費用保険金として支払います。

①　他の保険契約等^(注19)から保険金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額^(注20)

②　他の保険契約等^(注19)から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額^(注21)から、他の保険契約等^(注19)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額^(注20)を限度とします。

(注19)　他の保険契約等

第8条（費用保険金を支払う場合）の修理費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注20)　支払責任額

他の保険契約等^(注19)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注21)　損害の額

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 基本条項

第13条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる額
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	事故発生時の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、 <u>貸主</u> の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④ 他人に損害賠償の請求 ^(注22) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注22) をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 損害賠償の請求 ^(注22) を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。	損害賠償責任がないと認められる額
⑥ 損害賠償の請求 ^(注22) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	事故発生時の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑦　他の保険契約等 ^(注23) の有無および内容 ^(注24) について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

(注22)　損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注23)　他の保険契約等

次の①または②のいずれかに該当する保険契約または共済契約をいいます。

① 第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、その全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約

② 第2章修理費用補償条項第8条（費用保険金を支払う場合）の修理費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約

(注24)　他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等^(注23)から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第14条（保険金の請求）

- (1) この特約に関する当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時点から発生し、これを行使することができます。
- ① 第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金
被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 第2章修理費用補償条項第8条（費用保険金を支払う場合）に規定する費用保険金
- 第8条に規定する事故が発生した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害額等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第15条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注25)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等^(注26)の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注25)からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数^(注27)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会 ^(注28)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注29)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注25) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注26) 他の保険契約等

次の①または②のいずれかに該当する保険契約または共済契約をいいます。

- ① 第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、その全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約
- ② 第2章修理費用補償条項第8条（費用保険金を支払う場合）の修理費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約

(注27) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注28) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注 29) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 16 条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注 30)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害賠償金または修理費用の全額を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額
② 当会社が損害賠償金または修理費用の一部を保険金として支払った場合	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が取得した債権の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害賠償金または修理費用のうち保険金が支払われていない額</div>

(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注 30) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 17 条（保険料の返還一失効または解除の場合）

この特約が失効^(注 31)となる場合または解除された場合には、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料について、既経過期間^(注 32)に対し月割により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、保険料の全額が払い込まれている場合は、当会社は、当会社の定める未経過料率表により計算した保険料を保険契約者に返還します。

(注 31) 失効

特約の効力を失うことをいいます。

(注 32) 既経過期間

1か月未満は1か月とみなします。

第 18 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

附則

(1) 第 1 章賠償責任補償条項第 7 条（先取特権）(1) および同条(2)の規定は、保険法（平成 20 年法律第 56 号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第 1 章賠償責任補償条項第 7 条（先取特権）(3) の規定は、保険法（平成 20 年法律第 56 号）の施行日以後に保険金請求権^(注 33)の譲渡または保険金請求権^(注 33)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注 33) 保険金請求権

保険法（平成 20 年法律第 56 号）の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 保険金請求書類

	第 1 章賠償責任補償条項に規定する保険金	第 2 章修理費用補償条項に規定する費用保険金
① 保険金の請求書	○	○
② 保険証券	○	○
③ 当会社の定める事故状況報告書	○	○
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類	○	
⑤ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	○	

⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類	<input type="radio"/>	
⑦ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧ 被害が生じた物の写真または画像データ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩ 被保険者と借用戸室の貸主との間で締結された不動産賃貸契約書類またはこれに代わるべき書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪ その他当会社が第3章基本条項第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Z1. 通信販売に関する特約

第1条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとし、当会社は、その申込みを受けた場合には、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、それぞれ下表に定める手続を行います。

申込方法	引受けを行う場合の当会社の手続
① 保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。	通知書を保険契約者に送付します。
② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示 ^(注1) をすること。	通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付します。

- (2) (1) ②の規定により当会社が通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付した場合は、保険契約者は、当会社が送付した保険契約申込書に所要の事項を記載し、通知書記載の期間内に当会社へ返送しなければなりません。
- (3) 当会社は、(2) の保険契約申込書が通知書記載の期間内に返送されない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注1) 契約意思の表示

保険契約申込みの意思を表示することをいいます。

第2条 (通知書の記載事項)

通知書には次の①から⑤までの事項を記載するものとします。

- ① 保険料
- ② 保険料の払込方法および指定金融機関等保険料払込に必要な事項
- ③ 当会社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項
- ④ 保険料払込期限
- ⑤ 保険契約申込書の返送期限

第3条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、通知書に従い保険料を払い込まなければなりません。

第4条 (保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、通知書に記載された保険料の払込期限までに保険料^(注2)の払い込みがない場合には、保険契約申込書記載の保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約申込書記載の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注2) 保険料

この保険契約に、保険料を分割して支払うことができる旨の特約が適用されている場合は第1回保険料とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

危険品級別表

分類＼級別	A級危険品	B級危険品	特別危険品
1. ガス 〔常温、常圧においてガス状を示す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれかの性質を有するもの〕		B-1 支燃性／酸化性／弱燃性ガス 可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス 塩素、酸素、フッ素 等	S-1 可燃性ガス それ自体が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス アセチレン、エタン、塩化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素 等
2. 引火性液体 〔常温、常圧において液状を示す物質でタグ密閉式試験法によつて引火点が測定されるもの〕		A-2 弱引火性液体 1) 引火点 70℃以上 200℃未満の液体 2) 引火点 200℃以上 250℃未満の動植物油類 (1) 鉱物油類：重油3種、潤滑油 等 (2) 化学品：アニリハ、ドデカノン 等 (3) 混合物：印刷用インキ、油性塗料 等 (4) 動植物油類：はつか油、芳油 等	B-2 中引火性液体 引火点 21℃未満の液体 (1) 鉱物油類：ガソリン、ナフサ、原油 等 (2) 化学品：アセトン、シクロヘキサン 等 (3) 混合物：ラッカー、合成樹脂塗料 等 (4) 動植物油類：テレピン油、ショウノウ油、レモン油 等
3. 引火性固体 〔常温、40℃以下において固体の物質でセタ密閉式試験法によつて引火点が測定されるもの〕		A-3 弱引火性固体 1) 引火点 100℃未満の固体 2) 引火点 100℃以上で発熱量 34kJ/g 以上の固体 (1) 鉱物油類：アスファルト、鉛ろう 等 (2) 化学品：ステアリン酸、エイコサン 等 (3) 動植物油類：ラノリン、松脂、牛脂 等	B-3 強引火性固体 可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急速な分解・発熱を起こしやすい不安定な液体 濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸 等
4. 酸化性液体 〔物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触し激しく燃焼し時に爆発するもの〕		B-4 強酸化性液体	

分類＼級別	A級危険品	B級危険品	特別危険品
5. 酸化性固体 〔物質内に酸素を有する無機不燃性固体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの〕	A-5 酸化性固体 〔加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が強く可燃物と接触、または混合すると発火し急速な燃焼を起こす固体硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム等〕	B-5 強酸化性固体 〔加熱・衝撃に敏感で分解の恐れがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体硝酸バリウム、硝酸マンガン等〕	S-5 激酸化性固体 〔加熱・衝撃に敏感で発火の恐れがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易くなる固体塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム等〕
6. 発火性・禁水性物質 〔空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体〕		B-6 発火性・禁水性物質 〔自己の還元力による自然発火の可能性は低いが、水との共存下では激しく反応し発熱するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン等〕	S-6 強発火性・禁水性物質 〔自然発火の可能性があり、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質(1) 活性金属：リチウム、ナトリウム、カリウム等(2) カーバイド：炭化アルミニウム、炭化カルシウム等(3) その他：水素化アルミニウム、リン化ナトリウム等〕
7. 爆発性物質 〔物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急速に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体〕		B-7 反応性物質 〔自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くはないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を起こす物質緩燃導火線〕	S-7 高反応性物質 〔爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質(1) 火薬類：黒色火薬、ダイナマイト、カーリット等(2) 化学品：過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸等(3) その他：セルロイド等〕

分類＼級別	A級危険品	B級危険品	特別危険品
8. 易燃性固体	A-8 低易燃性固体	B-8 中易燃性固体	S-8 高易燃性固体
比較的低温で着火し易く燃焼速度が大きい有機固体、水と接触水素を発生する金属類及び高発熱量で燃焼し易い合成樹脂類等	<p>着火性の低い有機可燃固体であるが、一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消せない固体</p> <p>(1) 繊維・紙類：綿花、ぼろ、肩物類、油紙、油布等</p> <p>(2) 粉末：炭素粉末、ポリエチレン粉末等</p> <p>(3) その他：フォームスチレン等</p>	<p>水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発熱量共に高く、着火すると消火が困難になる固体</p> <p>(1) 繊維・紙類：綿花、ぼろ、肩物類、油紙、油布等</p> <p>(2) 金属粉末：亜鉛粉末、鐵粉末、マンガン粉末等</p>	<p>摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固体</p> <p>(1) 金属粉末：アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、シリコニウム粉末等</p> <p>(2) その他：硫黄、赤リン等</p>

(注) 本表記載の物質名は例示です。したがって、本表以外の物質の危険品級別については損害保険料率算出機構の定める危険品級別長に基づき判定されます。

MEMO

窓口一覧

(電話番号のおかけまちがいにご注意ください。)

事故が発生した場合のご連絡先

ただちに保険証券記載の取扱代理店または次の事故受付センターまでご連絡ください。

<事故受付センター> **0120-250-119**

受付時間：24時間×365日

なお、休日の火災・水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合にご利用いただけます「休日事故現場急行サービス」も事故受付センターで承っています。

[サービス提供時間：土日、祝日、12/31～1/3の9:00～17:00]

弊社の保険金支払に関する苦情・ご相談窓口

<保険金相談コーナー> **0120-937-076**

受付時間：平日9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

※「保険金相談コーナー」は、弊社の保険金支払に関する苦情・ご相談の専用窓口として、「お客様サポート室」内に設置しています。

保険金不払事案にかかる第三者への不服申し立て窓口

お客様による保険金のご請求に対して、既に弊社がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、弊社窓口（損害サービスセンターや「保険金相談コーナー」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申立てを行うことができます。

<不払事案不服申立て窓口> **0120-388-885**

受付時間：平日10:00～18:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人
※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明書などで確認させていただくことがあります。

2. お申立て後の対応

「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）でお受け付けした不服申立てにつきましては、弊社が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。その審査結果は「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）を通じてお客様へご回答を差し上げます。

弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口

<お客様サポート室> **0120-919-498**

受付時間：平日の9:00～20:00／土日、祝日の9:00～17:00（12/31～1/3を除きます。）

弊社の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター>

0570-022-808 (ナビダイヤル)

受付時間：平日9:15～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

代理店の役割

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約条件が変わった場合のご通知の受領などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店は、ご契約者の皆様のご契約状況を常に承知しておりますので、良き相談相手としてご利用いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



リブロック REBLOCK



スーパー・リブロック SUPER REBLOCK

事故のご連絡先

万一、事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店（ご連絡先の電話番号は、保険証券に記載しています。）

じこを 119番

・事故受付センター 0120-250-119

【受付時間：24時間×365日】

なお、休日の火災・水濡れによるお住まいや家財の損害の場合は、下記「休日事故現場急行サービス」もご利用ください。

◆休日事故現場急行サービス

休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合に、初期対応（保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など）や損害状況の確認を実施します。ご連絡は上記事故受付センターで承っています。

[サービス提供時間：土日、祝日、12/31～1/3の9:00～17:00]



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

お客様サポート室 0120-919-498

受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00
(12/31～1/3を除きます。)

ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

※1 ご契約の取扱代理店・弊社営業店は保険証券に記載しております。

※2 この安心ガイドは保険法(2010年4月施行)の内容に準拠して作成しています。保険法の概要につきましては、弊社ホームページをご覧ください。